

令和3年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3.	1	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針含む） ・一部議案審議			
	2	火	休 会			
	3	水	休 会			
	4	木	休 会			
	5	金	休 会			
	6	土	休 日			
	7	日	休 日			
	8	月	本会議（2日目） ・一般質問（4人）			
	9	火	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	10	水	常任委員会			
	11	木	休 会			
	12	金	休 会			
	13	土	休 日			
	14	日	休 日			
	15	月	休 会			
	16	火	休 会			
	17	水	休 会			
	18	木	休 会			
	19	金	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	20	土	休 日		春分の日	
	21	日	休 日			
	22	月	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	23	火	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告、採決 ・ 議案等追加上程、審議 ・ 行財政改革対策調査特別委員会報告 ・ 議会活性化調査特別委員会報告 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会			

令和3年第1回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和3年 3月 1日

閉会 令和3年 3月23日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案4	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）	R3.03.01	R3.03.01	原案可決	—
5	令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	—
6	さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	〃	R3.03.23	〃	総務厚生
7	さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について	〃	〃	〃	文教経済
8	さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
9	さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
10	さつま町立学校条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
11	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
12	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
13	さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
14	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
15	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
16	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
17	令和3年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	2委員会
18	令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
19	令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
20	令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 21	令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	R3.03.01	R3.03.23	原案可決	総務厚生
22	令和3年度さつま町上水道事業会計予算	〃	〃	〃	文教経済
23	北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について	〃	〃	〃	総務厚生
24	字の区域の変更について	〃	R3.03.01	可決	—
25	町道路線の廃止又は認定について	〃	〃	〃	—
26	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）	R3.03.23	R3.03.23	原案可決	—
27	令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	—
28	令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—
29	令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	—
30	令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	—
31	令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	—
32	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
33	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	〃	—
報告 1	令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について	〃	〃	報告済	—
報告 2	令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	〃	—
	行財政改革対策調査特別委員会報告の件	〃	〃	〃	—
	議会活性化調査特別委員会報告の件	〃	〃	〃	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	決定	—

令和3年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月1日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 4号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 5号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	7
（提案理由説明）	
議案第 7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について	8
（提案理由説明）	
議案第 8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について	8
（提案理由説明）	
議案第 9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について	8

(提案理由説明)	
議案第16号 さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正 について	8
(提案理由説明)	
議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について	8
(提案理由説明)	
議案第24号 字の区域の変更について	23
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第25号 町道路線の廃止又は認定について	23
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算(第2号)につい て	25
(提案理由説明)	
報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	25
(提案理由説明)	
散 会	25
○3月8日(第2日)	
一般質問表	27
会議を開催した年月日及び場所	30
出欠席議員氏名	30
出席事務局職員	30
出席説明員氏名	30
本日の会議に付した事件	31
開 議	32
一 般 質 問	32
新改 幸一議員	32
畜産全般の防疫対策について	
川口 憲男議員	41

施策の推進について	
上久保澄雄議員	5 0
新型コロナウイルス感染症への対応について	
再生可能エネルギー開発事業について	
岩元 涼一議員	5 8
農業政策について	
新型コロナウイルス感染症対策について	
散 会	6 9
○3月9日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所	7 1
出欠席議員氏名	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員氏名	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
議案付託表	7 3
開 議	7 5
議案第 6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	
.....	7 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について	7 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について	7 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正	
正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に	
関する条例等の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正	
について	7 7

(総括質疑・委員会付託)	
議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算	77
(総括質疑・委員会付託)	
議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	78
(総括質疑・委員会付託)	
議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	78
(総括質疑・委員会付託)	
議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算	78
(総括質疑・委員会付託)	
議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	78
(総括質疑・委員会付託)	
議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算	78
(総括質疑・委員会付託)	
議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について	78
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	81
○3月23日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	83
出欠席議員氏名	83
出席事務局職員	83
出席説明員氏名	83
本日の会議に付した事件	84
開 議	85
議案第 6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	85

	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第15号	さつま町火災予防条例の一部改正について	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第16号	さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正について	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第23号	北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第10号	さつま町立学校条例の一部改正について	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決(特別多数議決))	
議案第17号	令和3年度さつま町一般会計予算	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第18号	令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第19号	令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第20号	令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第21号	令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第22号	令和3年度さつま町上水道事業会計予算	85
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第26号	令和2年度さつま町一般会計補正予算(第15号)	94
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第27号	令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	94
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第28号	令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	94
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第29号	令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	94
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第30号	令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	94
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第31号	令和3年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	100
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第32号	人権擁護委員候補者の推薦について	102
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第33号	人権擁護委員候補者の推薦について	102
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第1号	令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算(第2号)について	103

(質疑)		
報告第 2号	令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	103
	
(質疑)		
	行財政改革対策調査特別委員会報告の件	103
(委員長報告・質疑)		
	議会活性化調査特別委員会報告の件	106
(委員長報告・質疑)		
	閉会中の継続調査の件	107
(決定)		
閉	会	107
	

令和3年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

令和3年3月1日

令和3年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年3月1日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	崎 野 裕 二 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	原 田 剛 志 君	税 務 課 長	松 山 和 久 君
町民環境課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課 長	有 村 哲 君	子ども支援課 長	羽 有 郁 夫 君
農政課 長	四 位 良 和 君	商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真 一 郎 君
水道課 長	三 角 芳 文 君	消 防 長	田 中 俊 朗 君
教育総務課 長	中 間 博 巳 君	学校給食センター所 長	満 園 誠 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 4 号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）
- 第 6 議案第 5 号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 6 号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 7 号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 第 9 議案第 8 号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について
- 第10 議案第 9 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第11 議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第12 議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第13 議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第14 議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
- 第15 議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第16 議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第17 議案第16号 さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算
- 第19 議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第22 議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第23 議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算
- 第24 議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について
- 第25 議案第24号 字の区域の変更について
- 第26 議案第25号 町道路線の廃止又は認定について
- 第27 報告第 1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について
- 第28 報告第 2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第1回さつま町議会定例会を開会します。
農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、新改幸一議員及び12番、
宮之脇尚美議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの23日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の
件について補足して説明します。

令和3年2月16日、鹿児島県町村議会議長会の第72回定例総会が鹿児島市において開催さ
れました。総会では、会長挨拶、鹿児島県知事、県議会議長、県町村会長の来賓祝辞のあと、自
治功労者の表彰が行われました。

議事では、会務報告、令和元年度決算、令和3年度の事業計画及び予算が提案され、審議の結
果、全会一致で承認並びに可決されました。

また、決議案の朗読が行われ、住民の代表機関として町村の最終意思決定を担う役割と責任は
極めて大きいものがあり、町村議会にある者としてその使命と責任を深く自覚するとともに、時
代の変革に的確に対応しながら、新型コロナウイルス感染症対策の万全実施をはじめとする
11項目の事項について、総力を結集して実現を期するための決議がなされました。

次に、監査委員から、例月出納検査及び財政援助団体等監査の結果について報告がありました
ので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところではありますが、この中で、1月25日の県市長会・町村会正副会長合同県知事要望に関する事項及び2月17日の北薩空港幹線道路整備中央要望、2月18日の福祉避難所の設置運営に関する協定調印式並びに災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定調印式、2月22日の権利擁護センター開所式について、補足して御報告をいたします。

初めに、1月25日の県市長会・町村会正副会長合同県知事要望についてであります。

新型コロナウイルスの警戒基準引上げに伴いまして、1月25日から2月7日まで、鹿児島県から鹿児島市、薩摩川内市など5市の飲食店に営業時間短縮の要請があったところがございます。これを受けまして、県市長会及び県町村会の役員において、接触機会やリスクはほかの地域の飲食店も同様であることから、県全体を対象地域として営業時間短縮による協力金が受けられるよう、塩田県知事に要望を行ったところがございます。知事とされましては、国の考え方に沿いまして、現時点で5市以外の飲食店や業種に広げない考えを示されたところがございます。今後とも、地域の実情については、県自治体とも連携を強めながら、迅速に国や県に届けるように鋭意努めてまいり所存でございます。

次に、2月17日の北薩空港幹線道路整備中央要望についてであります。

要望先は、国土交通省吉岡道路局長に対しまして、県庁において、塩田県知事と期成会会長としまして、また地元の小里衆議院議員も加わっていただきまして、オンラインによる要望を行ったところがございます。

要望内容につきましては、沿線地域には自動車等のプラグ生産、単一工場では世界一を誇るNGKの工場や、北アメリカ、EU諸国、アジアなど海外輸出をしております日本一の養殖ブリの産地、また黒毛和牛、子牛競り価格においては全国トップクラスの産地があつて、これらの物流輸送に欠かせない路線であり、さらに当地域には日本一のツルの飛来地もあるということを上げております。

また、一方で、この路線の中間地点にあるさつま町においては、平成18年7月の鹿児島県北部豪雨災害で町の中心部が住家の2階まで浸水し、国道3本が通行不能になったことがあるというようなことで、このようなことから、九州縦貫道と現在整備中の西回り自動車道と一体となった交通ネットワークにより、地域の産業・観光の振興や、地域住民の命と暮らしを守る非常に重要な路線であるというようなことで、特に唯一未事業化区間となっております宮之城道路、いわゆる広瀬道路から泊野道路間、約10キロメートルの令和3年度新規事業採択について、特にお願いを申し上げたところがございます。併せて、これらが事業化されますと、全線の早期完成に向けた整備促進についても強く要望を行ったところがございます。

これに対しまして、道路局長からは、必要性は十分理解している。要望を踏まえてしっかりと対応させていただきたいとの御回答をいただきました。

次に、2月18日の福祉避難所の設置運営に関する協定調印式並びに災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定調印式についてであります。

災害発生時において、あらかじめ指定した避難所では対応が困難な要支援者につきましては、福祉施設等を福祉避難所として開設し受け入れてもらえるような協力体制を構築するため、平成30年4月1日から5つの町内の福祉施設の協定に続きまして、今回、6か所目の福祉避難所として、町と北さつま農業協同組合福祉施設「田原の郷」とで協定の調印式を行いました。

また、災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定については、近年、集中豪雨などの異常気象により日本各地で大規模な災害が発生しており、町内でいつ発生してもおかしくない状況でございます。令和2年7月の豪雨を受け、災害ボランティアセンターの開設に係る必要経費のうち、人件費及び旅費が災害救助法の国庫負担の対象になったことから、社会福祉法人さつま町社会福祉協議会と協定の締結を行う運びとなったところでございます。

最後に、2月22日の権利擁護センター開所式についてであります。

認知症や知的障害、精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人の相談、家族関係の希薄により支援者がいないという相談が増えてきております。しかし、成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段にも関わらず、十分に授与されていないのが実情でございます。

このようなことから、令和2年11月にさつま町成年後見制度利用促進基本計画を策定しまして、成年後見制度の周知を図っていくとともに、適切な支援を行う機関として、2月22日にさつま町権利擁護センターの開設に至ったところでございます。

運営につきましては、後見人として経験のある福祉専門職が在職をしておりますさつま町社会福祉協議会に委託をしまして、連携しながら事業を進めてまいることにしております。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第4号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」、日程第6「議案第5号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第4号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」及び日程第6「議案第5号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第4号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」についてであります。

これは、都市計画総務費に要する経費及び学校給食費、農産園芸振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,027万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億6,609万2,000円とするものであります。

次に、「議案第5号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」であります。

これは、営業費用及び営業外費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に145万5,000円を追加し、収益的支出の総額を4億1,571万

8,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第4号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第5号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから議案第4号及び議案第5号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回の一般会計の補正予算（第14号）、議案第4号になりますが、8ページのところで、歳出でありますけれども、8款の土木費、都市計画総務費が今回設置をされておりますけれども、委託料ということで950万円、この内容について説明を求めます。

○建設課長（野田真一郎君）

ただいまの御質問について、御説明いたします。

町内には、虎居、轟原、豊川の3つの都市下水路がございます。3つの都市下水路は、昭和30年から40年代に整備されて、年数が経過しております。老朽化が進んでおりますので、調査・点検を行い現状を把握して、今後の改修計画をつくるものであります。

以上で説明を終わります。

○宮之脇尚美議員

3下水路の整備計画をということで、確かに老朽化して、平成18年の水害のときにも、ちょっと雨量が多かったために、あちこちで氾濫をいたしたようであります。

今後の災害対策ということも考えると当然必要な整備であろうというようなふうに考えますし、また地域住民にとっても非常に、大雨のときには不安な要素がやはり近くにあると大変な状況になるというようなふうに考えておりますが、これらについては、事業を実施する場合の国の支援というのはあるのかどうか、そこら辺、ちょっと説明を求めます。

○建設課長（野田真一郎君）

今回、このストックマネジメント計画策定を行っていないと。長寿命化計画ですが、今後、整備を行う場合に補助事業等を受けられない可能性がありますので、今回、この計画策定を行うものであります。

○宮之脇尚美議員

当然、国の条件としてはそういうことになるだろうというようなふうに思いますし、また断面的にも、若干やはり国の支援があるとすれば、考え、検討する必要があるだろうと。現況を補強するんじゃないかと、ある程度、また流量の拡張、言わば拡大ということも想定しながらの整備も必要などころがあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてはどのようなふうに考えられるのか。今後調査をされるわけですから、その必要性に応じて整備をされるのであればそれ

で結構ですけども、再度そこら辺の考え方の説明を求めます。

○建設課長（野田真一郎君）

今、御質問のとおり、今後調査結果に基づきまして、流量等も勘案しながら整備を進める予定としております。やはり年数が経過しておりますので、目視でももうクラックがあったりとか、あと、そういう施設の老朽化等もありますので、そこも勘案しながら、今後整備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第4号及び議案第5号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第4号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第4号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第5号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第5号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員」の

採用等に関する条例の制定について」、日程第8「議案第7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について」、日程第9「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」、日程第10「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第11「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第12「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第13「議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第14「議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、日程第15「議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第16「議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第17「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第18「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」、日程第19「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第20「議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第21「議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第22「議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第23「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第24「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から日程第24「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」までの議案18件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに令和3年度施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

令和3年3月議会定例会が開催され、令和3年度予算並びにその他の諸議案を御審議いただくに当たり、これまでの町政運営と予算の概要を御説明申し上げます。

平成21年4月、町民の皆様の力強く温かい御支持を頂き、町長の重責を担うこととなりました。早くも3期12年の締めくくりを迎えようとしております。

この間、マニフェストとして掲げました3つの姿勢、4本柱の戦略宣言の下、決断と実行、リーダーシップを発揮しながら、「町民の皆様が夢と希望の持てる元気な町」の実現に全身全霊を傾注してまいりました。

これまで、町議会をはじめ、関係機関、町民の皆様の御理解と御協力により、諸課題に適時適切に対応し、おおむね順調に町政運営が図られ、お示ししましたマニフェストの各分野の事務事業もおおむね順調に推移しているところでございます。

就任時からこれまでの12年間を振り返りますと、国政では、民主党政権の誕生とこれによる政策の転換、紆余曲折を経ながらの自民政権の復権など、歴史的な政変がありました。

経済的には、バブル崩壊後のデフレ、円高、株安など暗くて長いトンネルの中、「失われた20年」と言われるような経済情勢の中での町政運営の期間でもありました。さらに、締めくくりとなりました令和2年度は、地球規模で感染が拡大した新型コロナウイルスがいまだに終息が見えず、その影響で世界経済に大打撃を与え、現在も厳しい状況が続いているところであります。

また、国土に目を向けますと、平成23年の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震をはじめ、令和元年台風19号の風雨の猛威など、異常気象等により毎年国内の各地で大規模な自然災害が頻発化して、予断を許さない状況でもありました。

一方、国際的にも、隣国との領土問題や戦後処理等に起因する緊張感をはじめ、EU欧州連合からのイギリスの離脱やアメリカ合衆国大統領の交代、自由貿易条約に起因する新たな貿易摩擦など、私たちを取り巻く環境はグローバル化の進展の下、地球規模で激動と変革が渦巻く時代の流れの中、先行き不透明で予測の難しい局面に置かれていると感じているところであります。

本町内部に目を向けますと、懸案となっておりました平成18年県北部豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、行政のシンボル、防災の拠点となる本庁舎の建設を成し遂げることができ、新たに復旧インフラを観光資源として位置付けた流域資源の整備と活用を図る、鶴田ダムインフラツーリズム、流域市町との連携によるかわまちづくり事業、DMOの推進など、新たな枠組みによる取組も進められております。

一方、令和元年度から、世界の人々を震撼させ、経済的にも暗い影を落としてまいりました新型コロナウイルスにおいては、対応のワクチンの認可が始まり、収束に向けた切り札とされる一歩が動き始めてまいりました。

また、本町で発生した高病原性の鳥インフルエンザの影響も、県をはじめ、関係各位の迅速な対応と御協力の下、1例で封じ込めることができました。改めて、対応に当たっていただきました全ての皆様に衷心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。

やはり、人類はウイルスとの闘いの歴史があると言われますように、平成22年に宮崎県で発生した「口蹄疫」、ウイルスの侵入防止対策として、宮崎からの主要道路2か所での約3か月に及ぶ消毒ポイントでの消毒や、各種のイベント・行事・会合等の中止・延期を呼びかけた「緊急事態宣言」発令、また翌年の平成23年にも、出水市で高病原性鳥インフルエンザが採卵場で発生し、本町への侵入防止のため、国道の1か所で21日間消毒に当たった過去があり、まさに歴史は繰り返すということを肌で実感し、このことが教訓にもなっていると考えています。

「明けない夜はない」とよく比喻されますが、長期に及ぶコロナ禍の中、長く暗いトンネルの先にかすかな明かりを見出すような、また暗雲の中に曙光が差し込むような新しい希望も感じております。

令和2年度は、町の羅針盤となる「第2次総合振興計画後期計画」の策定などにも取り組み、未来へのステップへと歩み始める準備も整えてきたところであります。

新たなトップリーダーの下、さつま町のさらなる発展に期待を寄せているところであります。

今期をもって職を退任することを表明していますので、このたびの施政につきましては、私がこの3期12年の町政運営を進めるに当たり、任期ごとにマニフェスト、特に4本柱の戦略目標をお示ししてまいりましたので、それを振り返り、それぞれの自己評価の概要を中心に申し上げ

させていただきます。

まず、「未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境の町」であります。

子育て環境の充実については、平成30年4月に子ども支援課を「子育て世代包括支援センター」に位置付け、子育て専門相談員を配置するとともに、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供してまいりました。

併せて、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図るため、宮之城保健センター内に宮之城出張助産所を開設し、妊婦の皆様から多くの利用があり、好評をいただいております。また、要望の高かった終日利用の「児童発達支援センター」の開設につきましても、民間施設として実現をいたしました。

保護者の経済的負担軽減については、保険診療に係る医療費の無償化を平成30年4月から高校卒業までに拡充しました。

任意予防接種についても各種の助成を行い、インフルエンザ予防接種については平成31年度から実施し、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策として助成対象者及び助成額の拡充を行いました。

幼児教育・保育の無償化が新たな制度として令和元年10月にスタートしましたが、本町独自の保育料の軽減制度については従来どおり継続するとともに、保護者の新たな負担となった「副食費」に対しましても、一部助成を開始しました。

きめ細やかな子育て支援については、学童クラブを4か所から9か所まで拡大開設し、共働き世代の働きやすい環境づくりに努めました。

また、児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応のため、警察署、児童相談所、医療機関等との連携強化を図るとともに、児童福祉分野と教育分野等による情報連絡会を開催し、連携体制の強化を図りました。

次に、「高齢者が安心して幸せを実感できる暮らしの町」であります。

本町の高齢化率は既に40%を超え、本格的な高齢社会となっているため、様々な取組を進めてまいりました。

まず、地域福祉活動推進による生きがいづくりの拡充です。各公民会に地域支えあい推進員を配置し、高齢者世帯等の見守り活動や生活支援体制づくりの推進、住民ボランティアの育成等を図ってまいりました。

心の通う福祉のまちづくり推進事業では、町内20単位老人クラブ及び町老人クラブ連合会を通して高齢者の生きがいづくりを推進し、各地区で開催される敬老行事への支援等を行ってまいりました。

認知症ネットワーク普及推進については、認知症高齢者の帰宅困難事案や事故防止のための認知症高齢者SOSネットワーク事業を推進し、協力者と警察署との連携による早期発見を図る速やかな対応の構築に取り組んでまいりました。

増加が見込まれる認知症高齢者や障害者等の権利擁護のため、国の成年後見制度利用促進計画を策定し、その司令塔となる、さつま町権利擁護センターを設立し、運営については、町社会福祉協議会に委託することとしております。

また、地域生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に設置するとともに、民生委員や公民会長とのパイプ役として地域福祉活動推進委員を設置し、各地域における課題等の情報共有を図ってまいりました。

町民の健康づくりを推進するため、「さつま町健康づくり推進の町宣言」を行い、各種の施策

展開に努めました。特に健康づくりポイント事業の実施、特定健診、特定保健指導については、70%の目標を定め、その達成状況は全国のベスト10入り、厚生労働大臣表彰を受賞いたしました。

健康寿命の延伸については、各公民会等の自主運営によるサロンでのころばん体操が好評で、参加者も年々増加しているところであります。

元気度アップ事業についても、グラウンドゴルフやサロン活動に参加するたびにポイント獲得につながり、好評をいただいているところであります。

平成29年9月に行った民生部門の組織改編では、高齢者に関する業務の窓口を集約化するため、介護保険の認定申請受付から給付事務を担当する係と、予防を含めた元気な高齢者対策を担当する2係を高齢者支援課に再編し、窓口での利便性の向上を図ってきたところであります。

高齢者の交通手段となる公共交通対策については、「地域公共交通網形成計画」に基づき交通空白地域の解消を図るとともに、これまでの停留所方式からドア・ツー・ドアによるエリア運行をスタートさせ、利便性の向上を図りました。また、地域サロンや出前講座等を活用した利用促進のための周知活動を継続的に進めてまいりました。今後におきましても、さらなる利便性向上へ向け、関係機関との協議を進めているところであります。

次に、「うるおいと元気のある住みやすい町」であります。

基幹産業の農林業につきましては、農林業関係機関・団体と「さつま町農林業振興連絡会議」を設置をいたしまして、それを通じた本町の総合的な農林業振興方策の検討を協議してまいりました。新たに園芸・果樹の営農専門指導員を設置したことにより、関係団体との連携が深まり、重点品目の推進など統一した事業推進に寄与できたと考えております。

地域農業の維持発展のため、町内全域で人・農地プランを作成し、認定農業者をはじめ、多様な担い手の確保に努めました。

J A北さつまと一体となったトップセールスについては、主に都市圏におきまして、本町の特産品のPRに努めてまいりましたが、それぞれの地域で認知度も高まったと思っております。

令和元年6月には、「九州か〜ちゃんサミットinさつま町」を開催するなど、農林産物の6次産業化の推進や農商工連携による特産品の開発にも取り組んでまいりました。

「さつま牛」の産地育成対策については、優良雌牛の保留・導入事業等を通して産地づくりに努めてまいりましたが、薩摩中央家畜市場の競り子牛平均価格はここ数年80万円を上回って、全国トップクラスを維持し、畜産農家の所得向上に寄与いたしております。

有害鳥獣対策については、専門の係を農政課内に新設し、鳥獣被害防止計画を策定しながら、鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲事業や電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置を推進するなど関係事業に積極的に取り組んでまいりました。

農業基盤の整備については、中山間地域総合整備事業（柏原・宮之城地区）、農業用河川工作物応急対策事業（5地区）また、県内で初めての取組であります柵野地区での中間管理機構関連農地整備事業など、県営土地改良事業の推進に取り組んでまいりました。

林業については、竹林改良や管理路整備の促進とパルプ用材等の買取単価の町単独助成等により、「さつまたけのこ」の一大産地化に取り組んでまいりました。

また、林業の活性化等を図るため、木質バイオマス発電施設等の誘致や除間伐等補助事業への町単上乗せ、地域林政アドバイザーの配置等を行うとともに、森林経営管理法や森林環境譲与税に基づいて森林所有者の意向調査を実施し、今後具体的な役割を行政で担っていくこととしております。

商工業の振興については、商工会と連携しながら、プレミアム商品券の発行や小売業等店舗整

備事業、新規参入者支援、旅館業等施設整備などによる取組、事業者への支援に努めてまいりました。特に新型コロナウイルスによる地域経済への活性化を図るため、これまでにない対策を講じたところでありまして、任期中も、必要に応じて躊躇なく実施をしてまいります。

観光の振興やコンベンションのまちづくりにおきましては、川内川大鶴ゆうゆう館の改築や伊佐市と連携したDMOへの取組、閉校となった白男川小学校の改修を行い、地域のコミュニティづくりの場、スポーツ合宿等による地域の拠点づくりに取り組んでまいりました。

企業誘致としましては、新たに誘致した企業をはじめ、規模拡張などによる立地協定件数は31件を数えました。特に令和2年度は、新型コロナウイルスの影響調査等についても、感染防止対策を図り、電子メールによる情報収集に努め、休業支援である国の雇用調整助成金に上乗せする町単独の補助制度により支援を行ったところでありまして。

定住対策では、移住体験ハウスの設置、移住体験ツアーの実施など新たな取組によりまして、本町での生活体験を通して移住先の候補地としてアピールし、移住へとつなげてまいりました。定住促進団地につきましても、既存の団地への入居促進や新たな住宅用地造成、町営住宅の建替えも進めてまいりました。

併せて、労働力確保の観点から、民間賃貸住宅への家賃補助、新卒者や転入者への就労支援奨励金等にも取り組んでまいりました。

県立北薩広域公園は、「ふるさとゾーン」、「のびのびゾーン」が供用開始され、「歴史ゾーン」につきましても実施設計が策定されましたので、今後早い機会での事業着手を要望しているところでありまして。

地方高規格道路「北薩横断道路」につきましても、積極的な国への要望活動の成果により泊野道路が供用開始され、広瀬道路におきましても継続して予算の確保がなされております。鋭意工事も進められているところでありまして。また、新たに溝辺道路も事業化されました。残された広瀬道路から泊野道路間についても、早期事業化が期待されているところでありまして。

住環境の充実と地域経済活性化のために創設しました「住宅リフォーム支援事業」や「危険家屋解体撤去補助事業」は、既存住宅の長寿命化や生活環境の充実が図られるとともに町内関係事業者支援にもつながり、「三方よし」の事業になっております。

ごみ対策については、リサイクル率の向上と施設の延命化につながるよう、生ごみの全町収集と堆肥化に取り組み、ごみの減量化・資源化に努めました。

最後に、「質の高い行政サービスの町」であります。

町民の安全、安心の確保のため、いち早く危機管理監を設置するとともに、土砂災害警戒区域の指定等に取り組み、防災行政無線のデジタル化や河川改修事業、ダム再開発などの治水事業と併せて、安全、安心なまちづくりに努めてまいりました。

合併後の課題でありました財政健全化対策につきましても、第2次から第3次の行革大綱をはじめ、関係の具体的な推進計画の実践により、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの主要財政指標は順調に改善し、財政の健全化の方向が見えてまいりました。特に、財政力指数・実質公債費比率については、県内町村の1位を占めるに至りました。

定員管理計画につきましても計画どおり推移してきており、併せて、時代の変化に即応した行政組織の改編につきましても、必要に応じた見直しを進めてまいりました。

今後の行財政改革の大きな柱となる公共施設の維持管理につきましても、「公共施設等総合管理計画」を策定し、将来の公共施設の在り方を含めた見直し作業に着手したところでありまして。

町民の皆様への直接的なサービスとして、就任当初より設置しました「総合案内」につきましても、対応時間の短縮にもつながり、来客の皆様からも好評をいただいております。また、近年

広まっておりますコンビニ納付につきましても町税等への導入を進め、納税者の利便性が図られたところであります。

以上、マニフェストの主要項目について、私なりの実績の概要を幾つか申し上げましたけれども、コロナウイルスの感染の終息が見えない中、地球規模での経済不況に直面しており、しばらくは新しい生活スタイルを守りながら工夫を重ね、目の前の課題の一つ一つに丁寧に取り組まなければならないと認識をいたしております。

令和3年度予算については、町長、町議会議員選挙の年度でありますことから、基本的には骨格予算として位置付けながら、新たな政策的な事務事業は除いて編成作業に当たりましたが、町民生活への影響等も考慮し、直接経費や経常経費、継続事業等を中心に編成をいたしたところであります。

新たな政策的な事務事業については、新町長の下、6月以降編成されると考えております。

それでは、主な事業等についての御説明を申し上げます。

まず、『ひと』ふれあう さつまへの取組です。

第1に、「まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち」であります。

子育て環境の充実につきましては、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や育児への継続的な相談・指導に係る支援体制の確保に要する経費を計上いたしました。

産後ケア事業については、引き続き、産後における身体的機能の回復や育児への不安を解消する宿泊型事業の利用促進を図ることとしております。

保護者の就労と子育ての両立を支援するため、休日保育、延長保育、病児保育、一時預り事業等の特別保育サービスを推進することとし、保護者の経済的負担軽減につきましては、幼児教育・保育の無償化の対象とならない部分について、本町独自の保育料の軽減制度や副食費の一部助成の経費を計上いたしました。また、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等での新型コロナウイルス感染症対策に要する経費についても計上いたしました。

教育の推進については、本町の教育行政の基本理念をはじめ、教育に関する基本的な目標や方針を定めた令和2年度を初年度とする「さつま町教育大綱」及び「第2次さつま町教育振興基本計画」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図ることとしております。

その中で、安全で安心して学べる学校教育環境の整備については、一日の大半を学習・生活の場として過ごす子どもたちにとりましては大変重要なことから、必要な施設、設備の改善等に要する経費を計上いたしました。また、ICT環境の整備は、昨年度で校内無線LAN並びに児童生徒1人1台端末整備などの環境が整いましたことから、今後は学習活動において機器の効率的・効果的な活用等が図られるよう、学校と十分連携しながら必要な支援を行ってまいることとしております。

学校規模の適正化につきましては、第二次学校再編計画に基づき、令和4年4月の新鶴田小学校開校に向けて、引き続き、校舎の新築工事等の施設整備や再編準備委員会での具体的な協議に取り組んでいくこととしております。

学校教育の充実については、児童生徒一人一人が夢や目標に向かってたくましく生き抜く力を身に付けることができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成と教職員の資質向上に要する経費を計上しました。

薩摩中央高等学校の振興対策については、求められる魅力ある学校づくりと学校の情報発信など、学校、関係機関一体となって積極的な取組を進めてまいることとしております。

学校給食については、地産地消の推進を図るとともに、「食」の安全、安心及び栄養の確保に

ついて細心の注意を払い、アレルギー対応を含め「美味しい給食」を提供し、学校、家庭と連携した食育の推進に努めることとしております。また、保護者の経済的負担軽減に要する経費を計上いたしました。

第2に、「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」であります。

高齢者支援については、関係の各計画に沿っておおむね計画どおりに取り組めておりますので、引き続き、令和3年度を初年度とする「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づく各種の高齢者福祉サービスの推進を図ることとしております。

特に認知症高齢者が増加の傾向にあるため、認知症カフェなど集いの場を充実させ、高齢者の見守り活動やふれあい交流の場として、各公民会設置の「地域サロン」活動の充実や元気度アップ・ポイント事業などによる介護予防活動を推進するとともに、地域の支え合いにより、高齢者等が安心して生き生きと暮らせる地域づくりに引き続き取り組むこととしております。

地域福祉については、認知症や知的障害、精神障害等の理由により意思決定が困難であっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、令和3年2月に設立したさつま町権利擁護センターの機能の充実を図っていくこととしております。

障害福祉については、「障がい者計画」等の新たな事業計画を基に、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、各種障害福祉サービス等の提供体制と適切な利用の確保に要する経費について計上いたしました。

町民の健康づくりの維持増進については、「第2次健康さつま21」を基本に、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援することとしております。また、特定健診については受診率向上の取組を実施し、生活習慣の改善によって重症化予防に努めることとしております。

地域医療の整備についても、引き続き、薩摩郡医師会病院の医師確保支援等に努めることとしております。

新型コロナウイルス感染症予防のため、ワクチンの予防接種については、国からワクチンが供給され次第、接種を希望される町民に対し速やかに接種できるように体制確保を行い、接種率の向上に努めることとしております。

第3に、「ともに認めあい、支えあうまち」であります。

人権啓発については、同和問題をはじめ、障がい者、女性、子供、高齢者などあらゆる多様性を認め支え合い、一人一人が力を発揮して元気に活躍できるユニバーサル社会の実現に向けての啓発事業に取り組むこととしております。

第4に、「安全・安心の輪を広げるまち」であります。

町全体の防災力を高める取組を進めるために、新たに「地域防災マネージャー」等の有資格者を防災専門職として設置し、風水害時の適切な避難情報の提供や、自主防災組織の活動のさらなる推進を図る取組に着手いたします。

また、小中学校の通学路の点検をはじめ、交通安全施設や防犯灯の整備を行うほか、主要交差点等を中心に防犯カメラの年次的な設置など、安全、安心のまちづくりに要する経費を計上いたしました。

年々悪質巧妙化する特殊詐欺等の消費者被害防止を図り、引き続き「消費生活相談員」を配置し、啓発、教育及び相談窓口の強化と充実に努めることとしております。

消防の関係では、町民に対する防火意識の普及啓発活動など予防消防に積極的に努めるとともに、常備消防における消防・防災機能の維持・向上を図り、資機材等の計画的な更新・整備に要する経費を計上いたしました。また、消防通信指令業務の共同運用について、関係消防本部と連携し推進することとしております。

非常備消防については、人口減少や社会情勢の変化により消防団員数の維持が困難になっていることから、新たな団員の確保に努めながら、組織再編、定員等の見直し、団員の処遇改善について検討するとともに、消防団の一層の充実強化を図るため、消防団施設及び資機材等の更新に要する経費を計上いたしました。

救急業務は、救急救命士及び救急隊員の資質向上を図り、救命効果を高めるため、町民への応急手当の普及啓発を継続するとともに、ドクターヘリ等を活用した広域搬送体制を推進し、併せて町内外の医療機関との連携強化に努めることとしております。

次に、『まち』にぎわう さつまへの取組です。

第1に、「価値ある資源が活かされるまち」であります。

農林業振興の基本的な推進については、本年4月に発効する「第4次さつま町農林業いきいきプラン」に基づき、本町における生活や産業基盤を支えてきた農林業が将来にわたっても持続可能な形で発展するよう積極的に取り組み、「農業中核都市の創造」を目指すこととしております。

活力に満ちた農業、農村を目指して「人・農地プラン」を作成し、地域の担い手農家の継続的な確保と優良農地の積極的な活用を図るため、農業委員や農地利用最適化推進委員とともに農地中間管理事業を積極的に推進し、農地の集積に取り組むこととしております。

継続的な農業の実現を図るため、関係機関と連携し、新規就農者の掘り起こしを進め、認定農業者への誘導と自立・発展を支援して、先進農家での研修や農業次世代人材投資事業資金など、農業用機械等の購入支援等に要する経費を計上いたしましたところ。

労働力不足や省力化対策については、生産性を向上させるスマート農業に要する経費を計上いたしました。

水田農業対策や果樹重点推進対策については、関係機関と連携しながら、新技術の導入などによる生産性の向上と農家収入の向上を図るための経費を計上しました。

また、優れた農林産物を生かす取組については、「町6次産業化推進戦略」に基づき、商品開発の技術向上や販路の拡大等の支援に要する経費を計上しました。

中山間地域等直接支払制度は、第5期対策として引き続き当制度が有効活用されるよう、農業生産活動の維持を通じて、農業、農村の多面的な機能の維持・発揮に向けた取組の推進経費を計上いたしました。

畜産については、関係機関、団体が一体となり規模拡大を目指す農家の育成に当たり、国の事業の活用を努めることとしております。中でも肉用牛については、「薩摩中央家畜市場」の子牛価格が全国トップクラスを維持しており、引き続き家畜導入対策事業に取り組むこととし、所要の関係予算として、簡易牛舎等の設置事業、種雄牛試験交配対策事業、優良雌牛保留事業などを計上いたしました。

家畜防疫対策については、豚熱なども含め、いつ発生してもおかしくない状況にありますことから、今後とも国、県の関係機関や養鶏・養豚農家と連携し、的確な対策に努めることとしております。

鳥獣被害対策については、引き続き国、県の事業を活用して、防護柵の設置や被害防止計画に基づく被害防止施策に要する経費を計上しました。猟友会や鳥獣被害防止対策実施隊と連携して有害鳥獣の追い払い等を行うほか、地域住民を巻き込んだ集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策の方法を周知・啓発していく考えであります。

農業基盤の整備については、柵野地区で実施される「農地中間管理機構関連農地整備事業」をはじめとする県営事業による6地区と、団体営事業では農地耕作条件改善事業による1地区に要する経費を計上しました。

林業関係については、森林経営管理法等各般の施策を推進し、森林の有する多面的機能の発揮など、健全な森林づくりに要する経費を計上しました。また、竹林改良や管理路開設など、「さつまだけのこ」の産地づくりに要する経費を計上いたしました。

商工業振興については、町内商工業の活性化を図るため、新規参入者や空き店舗対策の家賃支援、店舗整備事業などを継続してまいります。また、商工会と連携して取り組んでいる「まちゼミ」については、事業者の意欲向上や新規顧客拡大への効果が大きいと期待されておりますことから、引き続き支援・協力を努めることとしております。

観光振興については、国土交通省が進める「インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト」の全国モデル地区5か所の中に鶴田ダムが選定され注目が高まっておりますことから、点検放流をはじめ、鶴田ダムインフラツーリズム見学ツアーの開催、鶴田ダムエイジング焼酎プロジェクトへの協力など、鶴田ダムを核とした川内川流域観光へと取組を広げてまいる考えであります。

企業誘致につきましては、リモートワークに対応した新たな業種も視野に入れ、県や関係機関、企業等と連携した誘致活動が図れるよう、引き続き情報の共有等に努めることとしております。

定住対策では、転出の抑制と定住促進を図るため、民間賃貸住宅への家賃補助や新卒者、転入者への就労支援奨励金、住宅取得助成金等に要する経費を計上いたしました。

第2に、「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育については、家庭が教育の出発点であるとの認識の下、家庭教育やPTA活動の充実を図るため、家庭教育支援推進事業等に要する経費を計上しました。

青少年育成については、「青少年育成町民会議」を中心に各種団体との連携を図り、「さつまふるさと体験塾」による青少年交流活動や親子での体験活動を通じて、郷土に対する愛着心や生きる力の醸成に要する経費を計上いたしました。

生涯学習講座については、学習意欲を喚起した生涯学習への関心を一層高めていただけるような魅力ある学習環境づくりに取り組むこととしております。また、今年度も引き続き、区公民館長連絡協議会とも連携し、「地域づくり」をテーマとした講座を開催する計画であります。

「読書」活動については、「さつま読書のすすめ」等の活用を図るほか、学校や図書室における蔵書の充実を図るとともに、乳幼児のブックスタート事業をはじめ、絵本作家を招いての「読書フェスティバル」など様々なイベントを実施しながら、学校はもとより、町民が本に親しめる機会の創設に努めることとしております。

文化の振興については、「みやまふれあいコンサート」の開催を要請するとともに、吹奏楽フェスタや美術展、文化祭の開催など、誰もが芸術文化に触れる環境づくりのための経費を計上しました。また、市町村による青少年劇場は、7つの小学校で実施する予定としております。宮之城文化センターについては、新しい文化施設の建設に向け、基本構想と、より具体的な基本計画の策定に努めることとしております。歴史資料センターで保存しております文化財について適正な管理に努めるとともに、各種企画展の開催に要する経費を計上しました。また、文化財ボランティアのさらなる充実を図るため、史跡案内や学校、地域の学習などに要する経費、国指定史跡となった宮之城島津家墓所については、保存活用計画作成に向け、周辺の測量業務並びに試掘調査の経費を計上しました。

スポーツ振興については、関係機関、団体等と連携し、各種大会や町民体育祭の開催等を通して、町民の健康・体力づくりの推進と競技力向上を図ることとしております。また、2023年に延期された国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」については、開催機運の再醸成等に要する経費を計上しました。

第3に、「みんなに優しく魅力あふれるまち」であります。

道路は、住民生活の利便性や地域経済の発展はもとより、大規模災害時の避難道路としての機能など、地域振興に欠かすことのできないものであります。安全、安心な社会の実現を図るため、地域振興策と投資効果など十分考慮しながら計画的な道路整備に努めるとともに、幹線道路ネットワーク構築のため、地域高規格道路「北薩横断道路」の未事業化区間の早期事業着手については、2月17日、先ほど申し上げましたとおり、県知事と一緒に、地元代議士を含め、国土交通省道路局長に対し特別の要望をするウェブ会議を設定していただき、早期実現をお願いいたしました。局長からも、見捨てられない重要路線として最大限努力するとの回答をいただきました。

高速大容量通信を可能とする光ブロードバンド基盤整備事業については、町内全域、年度内整備を目指してまいることとしております。

公共交通対策については、地域サロンや出前講座等を通じた周知活動に努めますとともに、利便性の向上へ向けた取組を進めることとしております。

町営住宅については、建設を進めてまいりました「おしどり団地」建設も本年度で完成を迎えます。今後におきましても、よりよい住環境の提供に努めることとしております。

また、「危険家屋解体撤去補助事業」など、町民の良好な生活環境の向上と地域経済活性化等に要する経費を計上いたしたところであります。

次に、『自然』うるおう さつまへの取組です。

第1に、「豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち」であります。

県立北薩広域公園の整備について、最後のゾーンであります「歴史ゾーン」の早期整備をはじめ、園内施設等の充実が図られるよう、引き続き要望を行ってまいることとしております。

また、川内川を核とした新たな観光、地域振興資源としての整備については、「かわまちづくり推進協議会」や地元関係団体との連携を密にしながら、総合的に進めることとしております。

第2に、「ふるさとを見直し、資源を大切にすまち」であります。

生活環境対策については、関係部署、機関と連携し、様々な問題に迅速かつ丁寧に対応することとしております。また、ごみ対策については、あらゆる機会を捉えた啓発に努めるとともに、循環型社会の形成に向け、引き続き、リサイクル率の向上、ごみの減量化、施設の延命化、不法投棄防止の強化などに取り組むこととしております。

最後に、みんなで紡ぐさつま町への取組です。

「語りいで育む、連携と役割を担うまち」であります。

地域コミュニティの活性化については、各区公民館で策定されました「地域づくり活性化計画」に基づき、地域課題の解決や活性化に地域と一緒に取り組むこととしております。

「第2次さつま町総合振興計画」については、後期基本計画の策定及び第2期の地方創生総合戦略を踏まえ、将来像の実現、事業目標に向けた事務事業の進捗を図りますとともに、効率的かつ効果的な事業の推進に努めることとしております。

行政改革の推進については、第4次町行政改革大綱及び同推進計画に基づき、広範多岐にわたる行政需要と供給バランスの確保並びに将来へ向け安定した財政運営を念頭に取組を推進することとしております。

次に、令和3年度予算編成の概要について申し上げます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時55分とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時52分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

次に、令和3年度予算編成の概要について申し上げます。

政府においては、新型コロナウイルス感染症の下で、デジタル化の活用をはじめ、動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、新たな日常の構築による質の高い経済社会の実現を目指すため、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、2022年から団塊の世代が75歳になり始めることを踏まえ、骨太の方針等に基づき、デジタルガバメントの加速などの優先課題の設定とめり張りの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとしております。

国の予算は、一億総活躍社会への実現に向け、地方創生や女性の活躍等の関連施策のほか、介護離職ゼロに向けて子育て・介護の環境整備など、膨らみ続ける社会保障関連経費等には重点的に配分されておりますが、その他の経費は幾分圧縮された形となっております。

令和3年度地方財政対策の経常収支分においては、歳入歳出規模は前年度比1%の減、また一般財源総額においても0.5%の減となりましたが、地方公共団体の新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮し、地方交付税の総額は前年比5.1%の増となったところであります。

本年度、令和3年度当初予算においては、基本的には骨格予算として位置付けながらも編成作業に当たったわけでありましたが、第4次行政改革大綱に掲げる財政の経営改革の軸、第2次総合総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等に掲げる施策の推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない中、感染リスクを低減させる取組など、総合的に調整しながら予算編成に努めたところであります。

この結果、さつま町一般会計予算の総額は130億2,500万円となり、骨格予算としながらも、前年度に比較いたしまして9,400万円、0.7%の増となったところであります。

全体概要のうち、歳出の目的別で見ますと、光ブロードバンド基盤整備事業などによる総務費が3億6,558万3,000円、団体営土地改良事業費や活動火山周辺地域防災農営対策事業費などによる農林水産業が6,968万4,000円、それぞれ減となる一方で、小学校再編準備に伴う校舎新築等の工事費などによる教育費が2億3,825万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業による衛生費が1億2,276万9,000円、ふるさとさつま応援寄附金事務費などによる商工費が9,707万1,000円、障害福祉サービス費などによる民生費が3,902万円、地方創生道整備推進交付金事業などによる土木費が3,427万8,000円、それぞれ増となっております。

性質別におきましては、義務的経費が68億1,117万9,000円、52.3%で1,799万5,000円の増、主な要因としましては、扶助費の増であります。投資的経費が17億9,269万6,000円、13.8%で5,085万2,000円の増、主な要因としては、新鶴田小学校校舎新築工事の増であります。また、物件費など、その他の経費が44億2,112万5,000円、33.9%で2,515万3,000円の増となっております。

歳入におきましては、国庫支出金が小学校再編整備に伴う補助金等により3億5,270万2,000円、寄附金がふるさとさつま応援寄附金により1億円、地方特例交付金が新型コロナ

ウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金等により増となる一方、町税が、製造業など、新型コロナウイルス感染症の影響等により1億8,605万5,000円、県支出金が国体推進事業等により1億1,112万3,000円、繰入金が財政調整基金繰入等により8,180万円、繰越金が5,000万円とそれぞれ減となっております。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が38億288万8,000円、29.2%、地方交付税や国県支出金、町債などの依存財源が92億2,211万2,000円、70.8%となっており、今後におきましてもますます依存財源に頼らざるを得ない状況が予想されます。

今後の財政を取り巻く環境は、歳出面では膨らむ社会保障関連費、公共施設の維持費、情報化社会に対応すべきシステム関連経費等の経常経費が増加傾向にあり、財政の硬直化など深刻な課題に直面しているところであります。

一方、歳入面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により町税の減収が見込まれることに加え、普通交付税が令和2年度国勢調査による人口減に伴う測定単位等の減を考慮しますと、これまで以上に厳しい局面を迎えることと危機感を抱いております。

職員自ら行財政の状況を常に意識し、これまで以上に全庁的な視点を持ち、限りある財源を選択と集中により最大限に活用しながら、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に、活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は30億9,204万5,000円、前年度当初予算と比較しまして6,124万6,000円の減となっております。

平成30年度から、鹿児島県と各市町村が保険者となり、県が財政運営の責任主体となる国民健康保険新制度へ移行いたしました。被保険者の高い年齢構成による疾病の重症化、医療技術の高度化など、国民健康保険事業は引き続き厳しい財政運営となっております。

このようなことから、財政の安定化を図るため、特定健診の結果によるリスクに応じた個別指導や訪問活動を行い、対象者の生活習慣改善や健康維持・増進、重症化予防に引き続き努力してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は3億6,388万1,000円で、前年度当初予算と比較しまして642万円の減となっております。

市町村業務であります届出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施し、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は35億9,440万6,000円となり、前年度当初予算と比較しまして5,800万2,000円の増となっております。

介護を必要とされる認定者数につきましてはおおむね横ばいとなっておりますが、医療保険制度から介護保険制度に移行となる介護医療院への転換、介護報酬単価の引上げなどにより保険給付費は33億6,028万8,000円となり、前年度比6,078万円、1.8%の増と見込んでおります。

高齢化の進行や2025年問題を見据え、全国的に介護保険事業規模の増大やその対応が大きな課題となっており、地域における住民主体の取組や介護予防・日常生活支援総合事業などにより介護予防活動を推進するとともに、安定した介護サービスの提供に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は5,061万3,000円となり、前年度当初予算と比較しまして196万9,000円の増となっております。

今後、施設の改修等を行い、適切な維持管理に努めるとともに、企業会計への移行準備を行い、料金体制の見直しの検討を進めてまいります。

最後に、上水道事業会計予算についてであります。

水道は、日常生活において必要不可欠なライフラインであります。安全、安心な水を安定して供給するため、老朽施設の更新や水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

本年度の業務予定量は、給水件数9,993件、総給水量205万3,000立方メートルと予定しており、予算額では、収益勘定で収入総額4億2,117万6,000円、支出総額4億828万8,000円となっております。また、資本勘定においては、収入総額2億476万6,000円、支出総額3億4,609万7,000円と定め、不足する額1億4,133万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

本年度の主な事業としましては、昨年度から整備を進めている五日町配水池の増設工事のほか、盈進小通線の老朽管の更新、上向水源地、北原配水池の送水ポンプ設備の更新のほか、災害時にも給水できるよう、北原第1水源地、五日町配水池の非常用発電装置の購入などを予定しております。

水道事業におきましては、近年、給水人口の減少による水道料金収入の減、水道施設の老朽化の進行など非常に厳しい運営状況となっておりますが、限られた財源の中で効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、令和3年度の町政運営についての私の基本的な考え方と各会計当初予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、当初予算以外の各議案について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」であります。

これは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について」であります。

これは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設立しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」であります。

これは、健康ふれあい公園は、現在、設置目的に沿った利用実態がないことから、本公園を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴いまして、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町立鶴田幼稚園の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、第8期介護保険事業契約の策定による介護保険料率の改定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

先ほどの議案第9号も、新型インフルエンザでございました。失礼しました。

次に、「議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」であります。

これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、おしどり団地の整備及び戸子田団地の一部用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。

これは、消防団員の処遇の改善として、費用弁償の支給額を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」であります。

これは、薩摩川内市、阿久根地区消防組合及びさつま町において、北薩3消防本部消防通信指令事務協議会を設置することについて協議しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員員の採用等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○教育総務課長（中間 博巳君）

それでは、「議案第7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光PR課長（市來 浩二君）

「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（松山 和久君）

「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○教育総務課長（中間 博巳君）

続きまして、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」内容の説明いたしま

す。

[以下議案説明により省略]

○子ども支援課長（羽有 郁夫君）

それでは、「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（有村 哲君）

続きまして、「議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○建設課長（野田真一郎君）

それでは、「議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（田中 俊朗君）

それでは、「議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（田中 俊朗君）

次に、「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（田中 俊朗君）

次に、「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩いたします。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時04分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、説明の前に、午前中の国民健康保険事業特別会計予算の歳入の説明の中で、訂正がございました。

1款国民健康保険税の予算額を間違った金額で説明をしておりましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。正しくは4億898万円でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、「議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（下田 良二君）

それでは、「議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、3月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する質疑を3月9日の本会議で行う場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第25「議案第24号 字の区域の変更について」、
日程第26「議案第25号 町道路線の廃止又は認定に
ついて」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第25「議案第24号 字の区域の変更について」及び日程第26「議案第25号 町道路線の廃止又は認定について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第24号 字の区域の変更について」であります。

これは、東谷住宅団地の分譲に伴い、字の区域に変更の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第25号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により路線を廃止、または認定しようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

「議案第24号 字の区域の変更について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（野田真一郎君）

それでは、「議案第25号 町道路線の廃止又は認定について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、議案第24号及び議案第25号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第24号及び議案第25号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第24号及び議案第25号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第24号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第24号 字の区域の変更について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第24号 字の区域の変更について」は、可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第25号 町道路線の廃止又は認定について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第25号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決されました。

△日程第27「報告第1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」、日程第28「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第27「報告第1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第28「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告2件を一括して議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」及び「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

大変失礼いたしました。

それでは、「報告第1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

続きまして、「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、3月23日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

3月8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後 1 時 3 3 分

令和3年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

令和3年3月8日

令和3年第1回定例会一般質問
令和3年3月8日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(11) 新改 幸一	<p>1 畜産全般の防疫対策について</p> <p>今年1月12日に発生した高病原性鳥インフルエンザの発生に対しては、養鶏農家はもちろん、畜産全般の農家と全町民が心配したところである。幸いにして、初動防疫従事者と各関係機関の努力により、1農場で発生を防ぐことができたことは、大変な成果だったと思う。今後は、国の防疫マニュアルを基本に、さつま町として徹底した行政指導をされると思うが、今後の防疫指導体制について、どのように考えているか次の点について問う。</p> <p>(1) 今回の高病原性鳥インフルエンザの発生を教訓に、農場の周辺環境と近隣自治体との防疫体制等をどのように考えているか。</p> <p>(2) 牛白血病や豚流行性下痢（PED）等が各自自治体でも発生しているが、畜産農家の自己点検や県家畜保健衛生所の指導事項を踏まえ、さつま町としてどのような防疫マニュアルを策定し、今後指導されていく考えか。</p>
2	(13) 川口 憲男	<p>1 施策の推進について</p> <p>町政のリーダーとして、これまで各種施策に取り組まれているが、全国の過疎自治体と同じく本町でも少子・高齢化、人口減少が進んでいる。</p> <p>そこで、次の施策について考えを問う。</p> <p>(1) 危険家屋解体撤去事業の補助金の増額と、対象家屋に隣接する住家や畑、道路等への支障木の伐採に対する補助の考えはないか。</p> <p>(2) 財源の確保を図るため、「ふるさとさつま応援寄附金」を更に推進するための方策をどのように考えているか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(2) 上久保澄雄	<p>1 新型コロナウイルス感染症への対応について</p> <p>(1) 施政方針に、しばらくは新しい生活スタイルを守りながら工夫を重ね、目の前の課題をひとつひとつ丁寧に取り組まなければならないとされており、また、ワクチンへの期待も述べられている。</p> <p>そこで、今後の町政推進に当たり、新型感染症の町政推進上における影響、また、町民生活のあり方や自治活動の進め方について、どのように考えているか。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスワクチン接種について、本町としての今後の接種計画をどのように考えているか。</p> <p>(3) 平成28年8月にさつま町防災マップ（洪水・土砂災害編、原子力災害編）を作成されているが、今後新たに、感染症に関連した事項も加える必要はないか。</p> <p>2 再生可能エネルギー開発事業について</p> <p>北薩地域における風力発電の開発構想と本事業が推進される上での法的な面を含めて、本町との関連性や住民団体からの町への要請行動、内容等への対応について、どのような状況にあるか。</p>
4	(8) 岩元 涼一	<p>1 農業政策について</p> <p>九州農政局より畦畔率を現行の3%から7.3%へ見直すよう指導があった。これにより、交付金が減額されることになる。会計検査院から指摘されたことによる措置との説明は理解するが、農業再生協議会の運営に大きく影響する。農林水産省の公表値を根拠とされているが、その数値を検証する考えはないか。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) 新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にあったことから、首都圏を中心に再度緊急事態宣言が発令され、時短営業や休業を余儀なくされている。その影響は町内業者にも及び、特に観光業や飲食業の経営は苦しい状況にあると思うが、実情はどのようになっているか。</p> <p>(2) 国内ではすでにワクチン接種が始まったが、数量が確定されていないため現場は混乱している。政府は全国に均等に配布す</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>るとしているが、接種順位については、各自治体の判断としている。本町は、どのように対応する考えか。</p>

令和3年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和3年3月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
4番	柏 木 幸 平 議員	5番	米 丸 文 武 議員
6番	田 野 光 彦 議員	7番	舟 倉 武 則 議員
8番	岩 元 涼 一 議員	9番	朝 倉 満 男 議員
10番	岸 良 光 廣 議員	11番	新 改 幸 一 議員
12番	宮之脇 尚 美 議員	13番	川 口 憲 男 議員
14番	森 山 大 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

3番 三 浦 広 幸 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	崎 野 裕 二 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	原 田 剛 志 君	税 務 課 長	松 山 和 久 君
町民環境課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課 長	有 村 哲 君	子ども支援課 長	羽 有 郁 夫 君
農政課 長	四 位 良 和 君	耕地林業課 長	櫻 伸 一 君
商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君	ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君
建設課 長	野 田 真 一 郎 君	水道課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	田 中 俊 朗 君	教育総務課 長	中 間 博 巳 君
学校給食センター所 長	満 園 誠 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

3番、三浦広幸議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。通告に従って、発言を許可します。

まず、11番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

おはようございます。さきに通告いたしました、畜産全般の防疫対策について質問させていただきます。

皆さん御承知のとおり、今年1月12日に発生した高病原性鳥インフルエンザの発生に対しましては、養鶏農家はもちろん、畜産全般の農家と全町民が大変心配したところでもあります。あの1月の12日の新聞、南日本新聞の一面記事に、さつま町が大きく記事に出たときに、本当に私もびっくりしたところでもございます。

幸いにして、初動防疫従事者と各関係機関の努力によりまして1農場で発生を防ぐことができましたことは、大変な成果だったと思っております。

今後は、国の防疫マニュアルを基本に、さつま町として徹底した行政指導をされると思いますが、今後の防疫指導体制についてどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。2つの点に、お伺いいたします。

まず1点目は、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生を教訓に、農場の周辺環境と近隣自治体との防疫体制等をどのように考えているのかが一点。

2点目は、牛白血病や豚流行性下痢などが各自自治体で発生しております。畜産農家の自己点検や県家畜保健衛生所の指導事項を踏まえ、さつま町としてどのような防疫マニュアルを策定し、今後指導されていくのか。

2点について、お伺いいたします。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

回答の前に、今回の高病原性鳥インフルエンザの町内での発生に伴いまして、防疫マニュアルに従い、迅速な対応をいただきました。鹿児島県の職員の方、そして県の建設業組合の宮之城支部、警備会社、そして町議会議員の皆様、町職員等の職員それから隣接市町の職員の方々、そういった防疫作業への多大な御協力と町民の皆様の御理解の上に、1例の発生に止められたことに対しまして、心から厚く感謝を申し上げているところでございます。

新改幸一議員から畜産全般の防疫対策についての御質問がございましたので、それぞれお答え

をいたします。

まず1点目の、今回の高病原性の鳥インフルエンザの発生を教訓に、農場の周辺環境と近隣自治体との防疫体制等をどのように考えるかということでございます。

去年は、ヨーロッパとか、あるいはこのアジアの中国とか韓国、そういったところでもございますが、我が国におきましても全国的にこの発生が多くございましたので、特にこの冬場の時期は渡り鳥が来るということでもございますので、本町におきましても、12月のもう上旬には警戒本部を設置いたしました。宮崎県の近くにも発生をしたということでもございますし、鶴が飛来をしております出水市でも、ねぐらのところで、水たまりでこの高病原性が、菌が発生をしたというようなことも伺ってございましたので、そういう警戒本部を、この設置をしたわけでございます。

2回ほど、いろいろ協議をしながら、多様に考えております。特にこの年末年始の休暇中に、もし本町で出たら大変なことになるというようなことでもございましたので、その中でも既に、もしものことを想定しながら、第一段階でこの出動をする、そういう職員の態勢の名簿まで各課で対応を、名簿を準備して対応をしとってくれというようなことも指示をいたしておったところでもございます。そういう、年末年始の期間中はですね、おかげさまで何もなかったんですけども、明けて、あのような事態になったところでございます。

農場の周辺環境につきまして、国が定めます飼養衛生管理基準が遵守されているのかどうか、家畜伝染病のこの感染防止対策がされているか、こういうことなどにつきまして、県の家畜保健衛生所の家畜防疫員の方と町の畜産の職員と一緒にになりまして、畜産農家に対しましては、飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いしてきているところでございます。

それから、農場と少し離れた周囲の環境、例えばこの近くにため池等が存在をする場合でもございますが、こういうときにつきましても、高病原性鳥インフルエンザの発生の要因として、やっぱり野鳥等からのこの感染が危惧されるところでもございます。今回の養鶏農場での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けまして、環境省が、発生農場及びこの回収地点の周辺半径10キロ圏内を野鳥監視重点区域に指定をいたしたところであります。

これを受けまして、鹿児島県の自然保護課とさつま町の耕地林業課で、担当でございますが、さつま町の合同によります野鳥研究調査というのを実施いたしております。渡り鳥が多く飛来をするダム湖の周辺とか、あるいは河川、ため池、そういったところも調査をしていっておりますけれども、大量死等の異常というのは、確認はされなかったということの報告を受けているところでございます。

近隣自治体との防疫体制等の考え方についてであります。法定家畜伝染病に対する防疫体制につきましては、特定家畜伝染病防疫指針というのがございます。それに基づきまして鹿児島県が防疫対策のマニュアルを定めることとなっておりますので、関係自治体へのこの協力については、県のほうからそれぞれの該当の市町のほうには要請をされまして、防疫体制のこの支援のお願いをされているところでございます。

今回につきましては、県の要請に基づきまして、薩摩川内市、出水市、阿久根市、長島町がそれぞれ職員の派遣をしていただきました。消毒作業等に従事をしていただいたところでございます。また、伊佐市におきまして、北薩家畜保健衛生所のほうからの第一報を受けまして、町のほうから速やかにこの情報共有をいたしたところでございます。

なお、町としましても、今回の発生を教訓と受け止めまして、危機管理意識の向上とか、あるいはこの体制の整備の構築、資材の確保、応急復旧対策を迅速に図る必要がございますことから、本町独自の家畜防疫対策のこのガイドラインの策定をいたしているところでございます。作業は

まだ詰めるところもございます。

2点目に、牛白血病や豚の流行性下痢等の防疫マニュアル策定、農家への指導についてでございます。

御質問の疾病につきましては、いずれも届出家畜伝染病に指定されている疾病でございます。高病原性鳥インフルエンザとか口蹄疫、これらにつきましては、法定の家畜伝染病ということになっておりますので、これらとは異なりまして、届出の伝染病ということでございます。防疫措置と、そういった消毒をするとか、沿線で、そこまでは至ってないとのことでございます。

豚の流行性下痢につきましては、農場・畜舎を出入りする際の車両消毒、あるいは畜舎ごとの作業着、長靴等の交換などのこの予防措置を徹底していただきまして、病原菌を農場に持ち込まないということが必要でございますので、そういったことの啓発をいたしております。

なお、牛白血病につきましては、人の白血病と区別するために、現在は「牛伝染性リンパ腫」と称しているところでございます。

町としましては、平成28年度から、本病の抗体検査とか、あるいはPCR検査の農家負担分の軽減を図るために、この半額を助成する事業を実施しているところでございます。また、北さつま農業協同組合が中心となりまして、薩摩中央家畜市場で取引をされておりますが、牛伝染性のリンパ腫が発生した牛を購買した農家につきましては、この価格保証ということで、牛伝染性のリンパ腫の感染拡大防止対策を実施した生産農家への助成を目的とした「北さつま牛白血病対策基金」というのが設立をされておりますので、これに対しまして、農家とともにJA、行政の3者一体となった対策を、展開をいたしているところでございます。

そのほかの県の町村会を通じまして、繁殖雌牛の全頭検査体制の構築というのが非常に大事でありますので、こういったこととか、あるいは繁殖雌牛の淘汰、子牛に対する助成制度の検討などを、県のほうにも要望をいたしております。もちろん、この牛伝染病性のリンパ腫への早期の防疫強化対策、こういうことを含めて、その要望を提出いたしたところでございます。

以上です。

[町長 日高 政勝君降壇]

○新改 幸一議員

ただいま町長のほうから答弁を頂きましたが、要するに行政と農協、そしてまた畜産農家、牛・豚・鳥の農家、皆さん方がいかに、すみません、マスクをせよということで。マスクをすると話をしにくいものですから。すみません。いかに基本的なマニュアルを守るかということがもう一番の基本であることは、間違いないわけでございます。

まず私、今回、鳥インフルエンザに対する流れの中で、1月27日の臨時議会におきまして大変失礼な言葉を使いましたので、撤回をさせていただきたいと思っております。

それは、農政課長に対して、消毒用の消石灰の単価の問題で、900円というのは品薄で便乗値上げ的な単価じゃないかというようなことを言いまして、そのことを私は今まではそういう感覚でございましたが、その後、農協に行きまして、調査もしてみました。

それぞれ消毒用の消石灰というのは、工業用の消石灰、肥料用の消石灰、生石灰それからドロマイト石灰、こういろいろあったわけございまして、農協のほうの単価を聞いてみますと、通常、消毒用として今この畜産農家に配付する消石灰というのは工業用の消石灰でありまして、これは単価が902円という、農協の単価ですね、こう言われましたので、ああ、1月27日のさつま町の補正予算の消石灰、消毒の消石灰は適正な価格のお示しということを理解しましたので、便乗値上げ的な消石灰じゃないかというような言い方は撤回をさせていただきたいと思っております。おわびを申し上げたいと思っております。

そういうことで、それぞれ消石灰、通常消毒用で使ってもらっているわけですが、その流れの中で、先ほど答弁もございましたが、ため池の野鳥をいかに寄せつけないか。消毒はそれぞれ農家の皆さん方、一生懸命徹底してされているとは思っておるんですが、こういう環境的なところはなかなか今まで考えていなかったといえますか、農家の皆さん方も、ある程度は安心感を持っていらっしゃる場所もあると思います。

今回のこういう事故発生があったあとに、運よくといいますか、私も土地改良区の役員をやっておりますが、日高町長も県の土改連の理事でもいらっしゃいます。土地改良法が改正されて、今回、土地改良区も利水調整規程というのを策定しなさいということで、策定をいたしました。

そういう流れの中であるんですが、ため池が、県の北薩地域のこの資料を頂いたんですけれども、北薩地域管内にため池が、農業用ため池という形の中で載っているのが、薩摩川内市で58か所、さつま町が17か所のため池、阿久根市が24か所、出水市が25か所、長島町が15か所。北薩地域で農業用ため池という数が139、ため池があるということの資料をもらっております。

ですから、このため池というのも農業用のため池と、それから年間を通じて防火用水を兼ねたため池もあるということでございます。そういうことでございますから、今回のこの利水調整規程を土地改良区も策定しましたので、今後のですね、行政と、もちろん農協も、北さつま農協もですが、土地改良区も、今までそこに気づいていなかった土地改良区も、こういう地元の皆さん方に、水利組合に、そしてまた水守さんに、ただ水の管理だけ、そういう流れで、この野鳥を寄せつけない云々というところの厳しさというのがなかなか、してなかったというのが実態でございます。ですから、ここ辺りを、今回のこの教訓に基づいて、ぜひ行政、土地改良区、JA北さつま、こういう、年間にため池の冬場の野鳥をいかに寄せつけないかと、こういう流れを徹底してやったほうがいいんじゃないかというふうに特に感じたところでございます。

ここ辺りを農政課長としては、どんなふうに理解していらっしゃるのか、お伺いいたします。

○農政課長（四位 良和君）

議員御質問のため池の関係ですが、耕地林業課長が控えておりますので、耕地林業課長のほうから答弁させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

ただいまのため池の関係でございますが、先ほどありましたように、町内に17か所のため池が、それぞれのまた水利組合等で管理されております。この中で、7か所につきましては、農繁期明けの冬場、特に冬場ですが、水は抜いていらっしゃるようなことで、されております。また、10の池についても、9か所はため池の水を抜くことが可能というようなことでございました。

質問にありますように、水を抜くことへの依頼等でございますが、この水を抜くことでため池の維持管理、用排水、先ほど言われました防火水槽等の、こういったものに問題がないのであれば、農繁期以外につきましては水を抜いていただくように、要請といえますか、協議のほうを進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○新改 幸一議員

ぜひ、ここ辺りの、今まででない一つの指導というのを徹底していただきたいと思いますというふうには要請をしておきたいと思っております。

特に今、私のほうも紹介しましたが、農業用のため池の関係とは別個にですね。今、我がさつま町の地域内の中で、皆さん方も御承知のとおり、佐志地区のゴルフ場を建設しようとあそこが

今、太陽光発電の工事が始まっております。かなり大きな面積でございまして、あそこの建設に当たっては、その敷地内にため池を造るという説明もなされております。

ここ辺りをですね、ため池の管理については、この17か所にまたプラスになると思います、今後は。特にこの佐志の関係につきましては、もう目と鼻先に、大きな、あのブロイラー農家がございまして。佐志の、あの求名のところですね。もう目の前です。畜産クラスター事業で、「億」という金を入れて、あの農場が広がっております。私は、この鳥インフルエンザの関係が、今までで本当に、関係なかったと言いませんが、こういうのが建設されますと、ここも大変怖い、一つの冬場の野鳥関係というのでも出てくるんじゃないかと思っておりますので、ここ辺りの、農業用とは違った、あそこの企業的な会社の水の管理の仕方ですね、ここも、行政のほうで徹底した指導をしていただきたいと思いますと思うんですが、ここ辺りはどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○町長（日高 政勝君）

佐志のゴルフ場の建設の計画について、議会の全協の中でも行政のほうから説明をさせていただく機会をつくったわけでありまして、御覧のとおり、広大な面積を一部この利用して太陽光ということになっております。そしてまた、そういう調整池のためにですね、そういったようなこともあるようでございますから、確かに、このため池の関係、防災用のそういう排水対策のための一環だとは思いますが、やっぱり水がたまるということになりますと当然、渡り鳥もまた飛来をして、そういう休息の場所になっていくということも考えられますので、ここについては、会社のほうにですね、この辺のこういう事情があると。近隣にもそういう養鶏農場があるということもしっかりお伝えしながら、その辺の管理については徹底をしていただくように、改めてまたお願いをしていきたいと思っております。

○新改 幸一議員

そのような指導をぜひお願いをしておきたいと思っております。

私は、このため池の関係についてですね、このこだわっているようでございますけれども、この事故の発生後すぐ私は湯田のとも池も足を運んでみました。それからまた、足を運んで、町長のお膝元の平川の大薄地区のため池も見させていただきました。

私はいい例として紹介しますが、ちょうど、大薄のため池に行ったところに平川の坂元農場の社長とちょうど、会いまして、いろいろ話を聞いたんですが、平川地区は養鶏農家がたくさんある。7万羽を飼育する農場が4つ、28万羽からの採卵鶏の鳥を飼っているという地区でございますから、さすがだなと思ったのが、平川地区の話合いで、この養鶏農家の皆さん方からお願いをされまして、とにかく、ため池を冬場はきれいに水を抜くんだという説明をしていただきました。

あれだけ私も見たんですが、きれいに水が、ため池には水が入っていませんでした。それで、地域の人に聞いてみますと、冬場に水を切ることが、冬場の野鳥が、とにかく、いなくなったと。いせんというようにも言われました。このことが、とにかく、この鳥インフルエンザに対する、まず基本的なやり方なんだなということを感じたところでございます。

一方、この先ほど言いました湯田のため池はですね、水が半分ぐらい、ずっと、たまっておりました。

そういう流れの中で、国の今回の防疫調査チームの現地調査の報告書をもらいましたけれども、やっぱり、発生農場から700メートルの距離にあるため池、ここにコガモ10羽、キンクロハジロ10羽、30羽程度の水鳥類。それから、このため池だけじゃなくして、川内川のあそこにあるんですが、このカルガモが126羽、ヒヨドリガモが109羽、計340羽程度の水鳥が認められたというような報告書が書いてあるんですが、それと、この水鳥の関係からと、こうい

うウイルスを持ってきた、それに対する野ネズミの関係ですね。この関係の報告書も出ておりますけれども、やっぱり、こういうところが本当に基本的にあるんだなというのをつくづく感じたところでございます。

ですから、特にこの渡り鳥の関係の、町長も答弁でありましたように、渡り鳥の関係の、まず徹底、そしてまた先ほど言いましたように畜産農家、養鶏農場の皆さん方が徹底して消毒をするというのがもう一番基本になっていきますので、担当部署としては、農政課それから耕地林業課とは連携を取りながら、今後、将来にわたって徹底したこの指導もしていただきたいと思います。

今回のこの調査団の調査の中で、報告書を見てみますと、日本列島が、この鳥インフルエンザの発生、特に千葉県が600万羽からの殺処分をやっているという新聞報道もありましたが、この報告書を読んでみますと、今年の特徴としてあるのが、シベリア系の野鳥、このウイルス関係というのは少ないんだそうでございます、今年の特徴というのは中国、北朝鮮からの渡り鳥。あの偏西風、気流に乗ってきているのが、特に先ほど言いました千葉県あたりが600万羽の殺処分、あそこが一番そういうのが飛来していると。これが今年の特徴なんだということを書いてございますが、これから先、本当に、目に見えない敵との闘いでございますので、ぜひ今までにない一つの指導というのでも徹底していただくように、さらに、私のほうから要請をしておきたいと思っております。

今朝ほど、ちょうど9時だったんですが、湯田地区の水利組合の人から電話がありまして、湯田のため池の関係についての水守さんの苦勞、それから長年のため池の管理。それから、年々土砂がたまっておりまして、水を冬場に切ろうにもなかなか切れない、人間の手ではなかなかもう困難なところもあるというような、今朝の私に対する電話もございました。ここ辺りをですね、ぜひ今後は、湯田地区のため池だけじゃなくしてですね、地域のそういう水利組合、また水守さんの考え方、アンケート等も取ってですね、どういう要望が、課長のほうもぜひやっていただきたいと思うんですが、このことについての考え方をお伺いいたします。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

先ほどもありましたように、このお話がありましたので、それぞれ水利組合のほうには聞き取りというような調査をしまして、とりあえずは、水をためているかためていないか、そういったところを聞きました。抜けない理由と、そういった長年もう抜いてないというようなことがほとんど、抜いてないところは、でした。そこら辺りについてまた、管理をされている水利組合等と、どんな状況か、抜けるのか、抜けないんだったらどんなことがあるのか、そういったことはまた再度お伺いしながら進めていきたいと考えております。

○新改 幸一議員

ぜひ、そこ辺りの今後の、かなり私そういうため池については、事業費がかかる一つの工事もやらなならんところも出てくると思います、そこ辺りも今後の一つの課題として、一つ調査研究もしていただきながら、地域に、農家の皆さん方が心配しないような形をぜひ取っていただきますように要請をしておきたいと思っております。

以上、この鳥インフルエンザの関係については質問を終わりたいと思っております。

次に、2問目の牛白血病の関係、それから豚の流行性下痢の関係、各自自治体で発生しているというようなことで新聞等も出ているようでございます。

この流れの中で、特に思い出すんですが、昔、宮崎で発生しました口蹄疫、あの発生時の苦勞というのは、大変なものがございました。私は思い出すんですがけれども、徳重元組合長が、平茂勝号を甑島のほうに移動をさせないかんという、あの苦しみ、本当に心配されたのを思い出すんですがけれども、本当にですね、この今、畜産関係については、先ほど言いましたように牛、豚、

鳥、目に見えない敵との闘いが続いていきます。こういう流れにぜひ、今までと違った一つの行政の指導というのが必要じゃないかと思っております。

そういう流れの中に、町長のほうから出ましたように、牛白血病の関係の流れ、その流れでお互い農家が、2年間の間、基金を積み立てながら、そういう牛白血対策みたいな流れを取るといような話もされましたけれども、私も農家の話を聞いてみますと、この牛白血病に対する農家の要望として言われたのが、まあ現在もこの牛白血病に対する行政の補助金、検査手数料を云々はもう助成をされていらっしゃるわけですが、農家の、私に話をされたのが、今後こういう基金を積み立てていくということになりますと、お金の流れ、やっぱり1年1年の収支決算書みたいなのを全畜産農家に配布はできないものかと。このところを行政のほうにぜひやるようにしてくれと言われたんですけれども、ここ辺りの考え方というのはどんなふうに整理をされていらっしゃるものか、お伺いいたします。

○農政課長（四位 良和君）

議員御質問の積立基金の収支決算報告の関係でありますけれども、この運用に当たりましては、JAが事務局となって運用をしておりますので、今御質問のありました件については、また運営基金等を通じてのメンバーにもなっておりますので、こういった要望があるんだということもお伝えしたいと思います。

○新改 幸一議員

そのような形でぜひ流れをつくっていただきたいと思えます。

この牛、豚、鳥を含めて、先ほども言いましたように消毒用の消石灰、今、行政のほうも配布をされておりますが、突っ込んで一つお伺いしますけれども、この消毒用の流れの中で、ドロマイト石灰というのを担当課のほうは把握をされていらっしゃるでしょうか。そこ辺りは、どんなふうに。

○農政課長（四位 良和君）

防疫体制の中で消毒が最も大事なところでありますけれども、議員御質問のそのドロマイト石灰ということでの把握はちょっとしてないんですけれども、今ありましたように工業用石灰、当初の質問でありましたように工業用石灰とか農業用石灰での、この違いのところは分析しております。工業用石灰のほうがより防疫体制が高い消石灰ということと、生石灰等は水に当たると火事になる可能性もあるということで、工業用石灰を使わせてもらっております。

今回の鳥インフルエンザの例で申し上げますと、2月の5日の解除がなされたあと、農家等に配布をしたのについては、いわゆる農家が使いやすい点も考慮したい。県のほうも消石灰については既に事前配布をしておりましたので、聞き取りをしました結果、いわゆる逆性石けんあるいは消石灰、こういったものを農家の希望にも応じながら配布をしたところでもあります。加えて、この消毒性の最も高い、いわゆる次亜塩素酸、こういったもの等の要望もありましたので、既に配付を終えたところでもあります。

申し訳ございませんが、御質問のあった件については少し、勉強不足のところがあって、把握してないところでもあります。

○新改 幸一議員

今答弁の中、出てきました生石灰の関係ですね。大変この消毒用には高い効果を出すんですが、大変な熱を持つということでございまして、話を聞きますと、過去に、石灰の管理のやり方が悪くてですね、熱を出して、発火をして、住宅を全部火事で、家を焼たたくってしまったという農家、さつま町内の地域にあったわけでございますので、ここ辺りのこの石灰の徹底の仕方、この管理の在り方ですね。ここ辺りも、今後はぜひ行政のほうで指導もしていただきたいというふう

に要請をしておきたいと思えます。

その流れの中で、ドロマイト石灰ですね。東京都の家畜保健所からの通信で出ておりますが、ドロマイト石灰というのがかなりこの畜産関係の畜舎消毒には効果があるということを通信されていらっしゃると思います。ですから、このドロマイト石灰というのは、動力噴霧器で、このドロマイト石灰を散布すると。これが、動力噴霧器でホースとノズルつきで大体定価で約50万円というような保健所からのあれが出ておりますが、開発されているということでございます。

こういうのは、今後の他の畜産の発展に向け、また一方では消毒に対する関心、それからその手間の関係を含めると、今まででないこういう消毒の仕方というの、こう発表されておりますので、さつま町も、全畜産農家に対するこういうその機械の紹介とかのもされながら、そして価格がセットで50万円程度と出ておりますので、トラクターの更新とか、コンバインの更新とかそれぞれ補助金を出していらっしゃるけれども、今後は畜産の方に対するこういう機械も導入していただいて、消毒をします。これに対しても、そのある程度の補助金も行政として出しますよという流れができないものか、こういうのは検討したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、ここ辺りの考え方をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

非常に、この家畜の伝染病というのは、まあいろんな形で毎年のように変容をしながらですね、拡大をしていく方向にあります。先ほどの和牛白血病もまさにそのとおりでありますけれども、口蹄疫であったり、鳥インフルエンザであったり、非常にこう、場合によってはまた動植物から、動物からまた人に感染とか、いろいろあるようであります。

やはりそういう根源を断つということは、非常にこれから大事になってくるかと思っておりますが、例えばその新たなそういった助成制度の対象にということについては、例えば常に各農家個人ですといろんな規模が大小ありますので、この辺については、やはり地域に畜産振興会とかあるわけでありまして、そういう振興会の中で皆さん方お話をされて、そういう共同活用ということも考えられるわけですから、そういう中で、できるとすればですね、やっぱり皆さんのほうで、やっぱり地域からそういう防疫をやっぱりしっかりとどめていこうということになれば、何らかの方向が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺はまた行政のほうでも、今後の新たな、この対象を品目として考慮していくことも必要かと思っております。

これからはまた、そこはまた今後具体的に、関係のところと協議の時期が来るかと思っております。

○新改 幸一議員

今後の検討課題ということになってくると思えます。ぜひ、こういう流れも調査研究もしていただきたいということでございます。

それと、この関係についてはそういうことで質問を終わりますが、最後のほうになりますけれども、町長のほうからこの前も話がありました、自然災害を含めた、このさつま町も防災専門職員を採用したいというような話もあったんですけども、私は、今後は本当にこういう防災の関係の専門員というのが、こういう自然災害、地震や水害とか、こういうのはもちろんなんですけれども、こういう畜産防疫に対する関係の、この専門とですね、一緒になったこの連携を取ったという形を、ぜひ今後は取っていただければありがたいと思うんですけども、町長、ここ辺りの考え方というのはどんなものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今その防疫専門官、防災専門官ということで考えておりますのは、いわゆる、一つは自然災害というのが中心になるかと思っております。

ただ、危機管理という意味合いからいきますと、やはり幅広いものがございます。例えばこういった、人にしろ家畜にしろ、そういったウイルスの闘いというのは、もう過去の歴史がずっと繰り返されるわけでありますので、そういう幅広い面からいきますと、そこが、どの程度、その専門性が発揮できるかということもあろうかとは思いますが。

それで、基本的には、この家畜の場合は、県のほうに家畜衛生保健所が置かれておりますので、そういったところと役場の関係課が十分連携を取ってこの対応をいたしているわけですので、防災専門官の中で、この全体的な危機管理という立場でいろいろ、この事務的な采配とかです、そういうことは今後、全庁的にこの対応をせんにやいかんということになると、そういう部門は出てくるかと思っておりますが、専門的なその個々については、やはり従来のそういう形の方向が、より迅速な対応ができるんじゃないかというふうに考えているところであります。

○新改 幸一議員

今後のそういう流れもぜひ連携を取っていただきたいというふうに要請もしておきたいと思えます。

一つ、私のほうから提案をさせていただきたいと思うんですけども。

今、さつま町は、毎月1日に消防署のほうから消防署の試験吹鳴ということでサイレンを鳴らしているわけですが、あのサイレンを生かしながら、あのサイレンの鳴ったあとにですね、さつま町の危機管理、また畜産防疫の日とか、何かこういう文言を入れてですね、月に1回は、全町民のこういう防災的な危機管理の考え方、それから特に今出ました、今度、畜産防疫の日なんです。そこに目を向けるんですよ、再度注意をするんですよという、何かいい文句をつけてですね、毎月あのサイレンを生かす方法はないのかなというふうに感じたところでございます。

このことをある畜産農家に言ったら、畜産農家の方が言われました。それはありがたいことだと。私らも一生懸命、かね日ごろは仕事に追われて一気にや、喉元過ぎりや何とかで、忘れてしまうと。それで、月1回あいうサイレンで文言入れて行政のほうから指導してくれれば、まことありがたいことだ、というような言い方もされました。

ここ辺りも、今後の一つのさつま町ならではのやり方ということで検討をしてもいいんじゃないかと思うんですけども、この関係は、町長、どんなふうに思われますか。

○町長（日高 政勝君）

今回新たに防災行政無線の整備を、デジタル化に代えて、整備をいたしました。相当な金額を使いながらこの整備をいたしましたわけですが、やはり基本的には防災を、そのいろんな事案がございまして、それらを的確にこの町民の皆さんにお知らせをして、対応していただくというのが基本的な考えでございます。

したがって、まあ消防署でやるかは別といたしまして、この防災行政無線をうまく活用して、その時期時期シーズンにおいて、的確な、やっぱりですね、そういう危機管理をお伝えする、これはもう大事なことだと思っております。単に自然災害にかかわらず、私も5月の出水期を前にした頃は直接、町民の皆様方にお呼びかけをしておりますけれども、やはりこうした渡り鳥が来るシーズンとか、あるいは日頃のそういうシーズンにおいては、そういう意識を高めていただく、そういうことは非常に大事なことだと思っておりますので、これについては、それぞれの所管の課のほうで、そういう防災行政無線を使って、町民の皆様方に啓発と御理解と御協力をいただく、これは非常に必要なことだと思っておりますので、これはまた十分これから、時期時期を見てですね、実施をできればと思っております。

○新改 幸一議員

そういう、ぜひ今後の一つの課題として研究もしていただきたいと思います。

特にもう最後のほうになります。高病原性鳥インフルエンザの発生状況という流れの中で、これも東京都の家畜保健所からの資料、通信なんです。私どもは、この先ほどから言っておりますように、鳥インフルエンザというのは冬場の問題だというふうに感じて、考えておりました。この東京のほうの通信を見ておきますと、この鳥インフルエンザというのは、年間を通じて、発生するんだと。特に地球規模でいったときに、外国、中国と台湾は、ツバメがウイルスを運んで、どうも中国、台湾では、高病原性鳥インフルエンザの発生場が出ているというふうな通信も出ておりますので、本当に日本も、年間を通じて、先ほど言いましたように、冬場の問題だと思っておったんですが、ツバメの関係が出ておりますので、ぜひ、ここ辺りも研究も勉強もしていただきながら、また危機管理の適正管理を要請しておきたいと思っております。

最後になりましたけれども、町長のほうは、今回、4月23日で勇退というような発表をされました。ぜひ、日高町長におかれましては、職員時代から、そしてまた旧宮之城町の時代は助役さん、それからさつま町になって副町長、町長という、長きにわたって、いろんな御指導もいただきました。ぜひ、畜産防疫の関係につきましても、今後、執行部、また新しい町長さん誕生するわけでございますが、今までの日高町長のノウハウ、また今まで培った一つの技術をですね、後輩の皆さん方に御指導もしていただきたいというふうに要請をして、私のほうの質問は、終わらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、新改幸一議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前10時35分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時33分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました2項目について質問いたしますが、今もありましたように、まず、日高町長の町政が、先ほどありましたように4月23日で最終を迎えることになりました。これまでに、今日まで毎回、私も議会のほうで一般質問をさせていただきました。質問には誠意を持って答弁していただきました。議員として、質問できたことを、答弁を、町長をはじめ行政職の皆さんに施策、政策と丁寧な説明をいただきましたことに御礼を申し上げたいと思っております。

また、町長には、自分のマニフェストどおり当初の目的の達成を感じられていると思っておりますが、これまでの3期12年の御苦勞にお疲れさまと、町の成長に感謝を申し上げたいと思っております。

質問に入りますが、町政のリーダーとして各種政策に取り組まれたことは、さきにも述べましたように、全国の過疎自治体と同じく本町でも少子高齢化、人口減少が進んでいる状況であります。そこで、次の政策について考えを伺いたいと思っております。

1問目に、危険家屋解体撤去事業の補助金の増額と、対象家屋等に隣接する住居や畑、道路等

への支障木の伐採に対する補助の考えはないか。

2問目に、財源確保を図るため、ふるさと応援寄附金をさらに推進するための方策の考え方はないか。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から施策の推進について御質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、危険家屋解体撤去補助事業補助金の増額と、隣接する住家や畑、道路等への支障木伐採等の補助についてでございますが、議員御指摘のとおり、全国的にこの少子高齢化、過疎化が進行をしております。本町におきましても、やはりこのそういう影響が出ているところでございます。

社会的な背景から空き家が増加しまして、その中でも倒壊等の危険が想定される家屋につきましては、防災や安全面、景観に対する影響が懸念をされるということから、本町でも、空き家等の適正化に関する条例を平成28年に制定をいたしまして、空き家の適正化について取組を進めてまいったところであります。

それ以前から、この解体については、予算補助という形で実施はしてきた経緯がございます。具体的な支援策としまして、危険家屋の解体及び撤去に係る経費の一部を補助する町危険家屋解体撤去補助金制度や、国の空き家対策総合支援事業、これを活用しまして、所有者の御理解をいただきながら、これまで249棟の危険家屋の解体撤去が行われてきたところでございます。

御質問の危険家屋解体撤去補助事業の増額についてであります。これにつきましては、補助制度の実績、あるいはこの近隣の自治体、県内の各自治体の状況を踏まえましても、ほとんど同額の支援が行われております。遜色はないということでございますので、引き続き現行制度の運用を考えておるところでございます。

また、危険家屋周囲の支障木についてでございますけれども、なかなか、自治体としまして、所有者の方がもういろんな施設に入っていらっしゃったり、あるいは、もう相続人の方が地元にはいらっしゃらないと。やはり町外に在住であるというようなことで、その放置がなされている状況がございます。こういった状況につきまして、町がということになりますと、この支障木等についてはなかなか厳しいところがございます。やはり、やはり管理というのは所有者に委ねているわけでございますので、行政においては法的な手段もないわけでありまして、個別に指導をやっている、そういう域でお願いをいたしているところでございます。

実態としましては、危険家屋の解体の本体の処理の際に、やはりこの作業上、もう支障木まで撤去をされている自治体もあるようでございますので、個別にこういう附属物まで、別に対象にするという考えは、今のところはございません。

次に、2番目の「ふるさとさつま応援寄附金」につきましては、平成20年度に始まった制度でございます。令和元年度に初めて1億円を超えまして、本年度は2億1,000万円ぐらいになるのかなというふうに見込んでおるところであります。

件数につきましては、昨年度は年間で2,440件ございましたけれども、本年度は、2月末までにおきましてはこれが1万3,227件と、約5倍以上の件数に増えてきております。

これにつきましては、令和元年6月に総務省が示しました、返礼品として認められる地場産品のこの基準、これによりまして、区域内で生産された物品を原料にした製品であれば返礼品でいいというふうになりましたことで、このメニューが非常に充実をしてきたこともあると思ってお

ります。

また、同じく、令和元年の9月から急激に増えておりますけれども、これの取扱業務について実績のあるインターネット通販サイトの運営業者を新たに加えたことによりまして伸びてきているのではないかと分析をいたしております。

現在コロナ禍の中で、インターネット等を利用したネットショッピング、この売上げというのが全国的に大きく伸びている現状がございます。ふるさと納税につきましても、インターネットを利用した寄附金がそのほとんどを占めております。このようなことから、令和3年度につきましてはインターネットサイトを新しくまた増やしていきたい、そういう考えでございます。

現在全てのサイトを合わせますと51社、318品目を取り扱っておりますが、今後におきましても、返礼品目を増やして充実をさせるということがやっぱり納税の増につながってくると思っておりますし、またインターネットサイトをですね、やはり増やして、そういう事業者のチャンスをやっぱりつくっていくということが非常に大事かと思っておりますので、こういう、インターネットサイトを増やす考えであります。

関東・関西の出郷者会とか、そういう中でもこのPRをさらに大きく行いたいと考えておりましたけれども、このようなコロナ禍の中で、会合もないということになってしまいましたので、今後、収束の段階になりますと、こういう会合もあるかと思っておりますので、積極的な推進の機会になるのではないかと期待もいたしているところであります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

2問についての答弁を頂きました。

まず、危険家屋解体の補助の増額の件ですけれども、今答弁いただきましたように、県内とかいろんなところでも、他市町村も同じような状況の中で、現行の制度で運行をしていくという答弁をいただきました。

この件をなぜ質問したかと申しますと、町長、危険家屋解体、言葉的には「危険家屋」ではあるんですが、町内に空き家が相当、広く存在しております。そのところの人たちの、何ですか、支援者の方々に聞いてみますと、当然、地元いらっしやらない方々が多数で、改めてこれを解体したり更地にするという考えがないということもおっしゃいました。それと、先ほど申されたように、現行制度で運用していくと。現在30万円の補助事業になっているんですが、なかなか地域、よそにいと、この30万円というのもすごい非常にネックになってくるということをおっしゃっておりました。

この危険家屋が存在することによって、町長、シロアリの存在が非常に増えてきております。そうすると、シロアリがいるおかげで、その近隣の住宅のほうにも、住宅といいますか住居のほうにも、それが、これから5月、6月になると飛び交う時期が増えてきて、拡大しているということがございます。そういった意味で、こういうもう不在者住宅の分は、推進をして、解体したほうが、更地にしたほうがいいんじゃないかということが一つです。一つ、そういうことがあるから、この危険家屋解体の補助金を増額し、推進を図ってはどうかということが一つです。

もう一つにはですね、そのシロアリが増えるということもおっしゃいましたけれども、どうしても解体をちゅうちょされる方がいらっしやるということで、それは何かというと、担当課にも聞きますと、家屋を解体したら固定資産税が上がりますよということを、担当課のほうもそういうふうに言っています。そこ辺りは、町外の方々ですから、解体したあと、何というんですか、用地転換ですか、畑地にするとか雑種地にするとか、いろんな方法もされていけば、またこれは推進ができると思うんですが、そのところを町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、この今ずっと空き家の件数というのが……、解体の助成はしていますけど、かなりです、やっぱり高齢化が進んで、特に独り住まいの方がお亡くなりになって、やっぱり空き家になってしまいます。なかなかこの御子息の方も帰る機会がないということもあって、今この調査をしていますと、平成20年の段階で1,850戸ですかね、空き家の数。それから平成25年で2,390戸、平成30年の10月で2,430戸ということで、やっぱり、かなり年々増えていくようでございます。

こういうことになりますと、やはり防災上の関係、あるいはこの景観的な関係ですね、衛生上の関係、いろんな支障があるものですから、やはりそういうことを解消していきたいということで助成制度を設けてきたわけでありまして。

それでまた、まだ有効に使える空き家については、もっと定住を図っていく、あるいは移住のための利用というのは当然考えるわけでありまして、また、少ない畑地面積も隣接もあれば農業委員会の許可もいただいて、菜園つきのです。そこまで売り出していこうということまでやっていますけれども、なかなか、私どもが考えるスピード以上の空き家が出ていくというような状況がございます。

そういうことで、いろんな活用もいたしておりますけれども、やはり、なかなか、基本的にはやっぱり私有財産ですので、行政がどこまで手を加えるかということは難しいものがございます。なかなか、行政が行政がということになってしまいますと、やっぱり私有財産まで行政がどこまでなら入り込んでいけるかというのは難しいところがありますので、やはり、そこは、その所有者あるいは相続関係、そういう方々の御理解を得た上でのことでないとは、それじゃあ踏み込めないという法的な問題がありますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長の答弁のように、全てに行政がという話ですね。私もそこ辺りは、何でもかんでも行政におんぶにだっこでいいのかということも考えてこの質問をしたわけですが、実際に、この危険家屋解体のところで非常に危惧するところは、今先ほど申し上げましたように、もう屋根がですね、真ん中から……、何と申しますかね、へこんでいるというんじゃなくて、潰れている状況の中のところは、先ほど町長も申されましたように、景観上あるいは防災上、周りの人たちも非常に危惧されております。そういうところに限って、周りに、昔、先祖か、あるいはもう亡くなられた方が植えられたんだらうと思うんですけども、杉とかいろんな自然木、センダンとか生えてきているんですけど、長さとか面積的に非常に大きなものがあります。60センチとか、あるいは直径70センチとか。これは、とてもじゃないですけど、もうその地権者の間ではできない状況のところが増えてきております。

そういうところに少しでもですね、先ほど補助金のところが30万円ということでした。先ほど町長がおっしゃるように、全て行政がしているものかとかいうのがありましたけれども、これだけ少子化、あるいはその地権者が県外に出されて、出かけられて、もう県外のほうにもう家を造っていると。こっちはもう必要性がないと。いろんな、そういう中では、町長のああ、町長じゃないです。行政の責任というか、あるいは説明の中でも、一度か二度ぐらいいはそういうような方々にどういうことをされるかも調査されて、「町ではこういう方法を取っていますが、こういうのに乗っかってませんか」ということを勧められたほうが、もう先ほど申し上げました景観・防災上の点からもいいんじゃないかと思っております。

実際にこういうのを提案された住民の方々を聞きますと、見るに耐えないということ、周りの方々、言っていられないです。一人には、先ほどシロアリのところも申し上げましたけれど

も、その直径が60センチ、70センチの大きな杉の木は、私の自分の家に乗っかかってきて、前回の台風のときには屋根をやられたと。それも自分で処分せんにやいかんということだったから、やっぱりそういう危険家屋のところのところに対応ができないのか、町では何もできないのかということ相談受けたところは、実際この一般質問をする提案です。

正直申し上げまして、もう地権者が多く県外におります。ほとんど、空き家になっているところは、地権者等は県外です。町外、県外。鹿児島市もいらっしやいましたけれども。やっぱりそういうところに、町のこの内情を考えていく中ではですね、こういうことに対してある程度申しでないことには、防災上も、この景観上も非常に、厳しいところがあるんじゃないかと思えます。

再度お伺いいたしますが、町長の考えの中に、現在で遜色はないと。他市町も同じだということをおっしゃいましたけれども、ここ辺りで、町独自でですね、こういうところを持っていくと。取り組んでいくという考えは、現行制度で運用していくということだったんですけども、実際町内を回られてどういうふう感じられたのか、再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、いろんな課題があることはもう承知をいたしております。

条例の中にですね、委員会みたいなものを設置して、そちらのほうで現状を見て、相当、朽ち果てていると。景観上問題がある、防災上もある。そういうことについては、町が指定をして、解体ができるんですけども、なら解体したお金は、なら全て、ならまだ町が本人さんに請求をせにやいかんとですから、それが取れるかということなんですよ、その費用を。なかなか、相続の方、今おっしゃったとおり、都会のほうに何人かいらっしやって、それぞれに請求をして、本当、町の税金を使って、そこまでして、全て、なら徴収ができるかという、そういう課題も上がってきます。やはり非常に大きな問題がありますので、基本的にはやっぱり、そういう情報については、行政のほうからも必要なところはですね、お願いをしておりますけど、なかなか進んでいないというのが実態でございます。

非常に難しいところですね。判ってはいます。だから、おっしゃる気持ちは判りますけど、非常に難しい問題。

○川口 憲男議員

町長、非常に難しい。先ほども申し上げましたけど、どこまで行政が踏み込んでするのか。いろんなことがありました。まず、地権者の思いがそれに一致すればいいんですけども、そういうところが非常に問題点ではあると思っております。

いろんなところで、今その町長の危険家屋の解体とかいろんなところがありましたけれども、そのところでですね、危険家屋を解体したときには、固定資産、土地に対する固定資産税ですかね、そこが大きくなるということは、こういう変更制度もあるということもまたお知らせされたりして、環境にもいいような方法でこれを進められていかれる考え、いや、いかれたほうがいいんじゃないかと思っております。

その危険家屋解体の補助のことについては、今後も要望し、私のほうも要望していきたいと思うんですが、今で家の解体、いろんな業者がおりまして、聞いてみますと、やっぱり、平米数にもよりますが、やっぱりもう150万円を超えるような金額で、請求といたしますか見積りが来るような状況の中であるようです。そういうところをしてほしいと思います。

それから、支障木の周りの支障木、いろんなところで、祖先あるいはおやじさん、じいちゃん、ばあちゃんたちが防風林用として植えられた木がですね、今は非常に大きくなっております。そして、それが隣近所あるいは今私もその対象者の1人ですが、非常にこの時期、花粉症で悩ま

れております。その杉花粉が多いんじゃないかと思っておりますけど、そういうなのも、ちょっとこう状況を考えてですね、見ていただきまして、対策を講じられていってほしいと思っております。

町長。4月23日までですから、次期町長になる方に引き継がれるような考え方は、こういうことも引き継いでいかれるかとか必要かと思っておりますけど、そこ辺りの考え方はどうなんでしょう。

○町長（日高 政勝君）

税金のことをお話されましたけれども、私、過去ですね、固定資産税の関係、いわゆる住宅がまだ非常に持ち家が少なかった時代だったと思うんですけども、住宅を造ったら固定資産税の関係は安くなりますよと。いわゆる、住宅があるところは6分の1課税になっているんですよ。ところが、もう誰もいなくなった。空き家になった。もう老朽化して、今のような問題が出てきた。それでも、住宅があるということで、6分の1課税なんですよ。

おかしいんじゃないかということで、私はもう逆に、なら、そういうところは解体をしたら、普通なら解体をして補助金を出しますけど、もう平地になった、住宅がないから、6分の1課税はなくなるんですよ。当たり前の課税になってくる。相当、税金は上がってきます。そこがおかしいんじゃないかと私は思って、解体をしてもらったらもう平地ができてまた再利用ができるんじゃないかと。

それで、そのためには、やっぱりこの解体もお金が必要だからということで補助金はできませんけど、おっしゃるとおり150万円かかる。3分の1しかないんじゃないかって。それで、そういうことも経費がかかるから、やっぱり解体してもらったら、景観上も防災上もいろんな面で非常によくなるから、なら固定資産税は逆に減免をしますよと。普通はもう、また戻ってきたものですから、いないということで、3年間はそれで、私の場合は、さつま町は3分の1にまた減額をしたんですよ。6分の1ですか、まあ割合はちょっとですが。そういうことでやっております。それで、解体を勧めるということをお願いしているわけでありまして。

それで、こういうことは、そういう所有者の方にもお知らせはしながら、こういうことですよと。解体したら税金は上がってきますけど、さつま町では今後3年間は安くなりますから。それでまた、再利用が、また誰か欲しい人に売られたら、またそれで、家が建ったら売れませんが、更地になったら売れる可能性もありますよということもお知らせはしているんですよ。そういうことでやっております。

それで、確かにですね、いろんな課題があります。近所の皆さん方はシロアリとか、あるいは台風が来たときは危なかねという思いもされて、あるいは通行の方もそういう思いでいらっしやいますけど、要は、この行政の範囲外のことなんですから、あくまでも、私有財産という非常に重要なこの財産権がある以上はですね、行政というのはなかなか、そこを侵害してまでは、なかなか難しいんですよ。それで、助成制度しかもうできないということしかやってないんです。

本当は、おかしいですよ。私有財産を行政がすることも本当はおかしいんですけども、そういういろんな公共的な面があるからそういうことをやっているということでもありますから、そこは御理解いただきたいと。

○川口 憲男議員

まあ、町長の申される所も重々理解できるし、だけど、先ほども申し上げましたけれども、防災上あるいは景観上、やはり、その地域内にそういうところが増えていくということは、人口減、いろんなあれがあることです、現象が。だから、そこ辺りをどうしていくかということは、行政の中の一つの推進策でもあると思います。どんどん空き家が増えていって、それが自然に崩れていったって、野となれ山となれというような状況が出てくるということは町としてもあんま

りふさわしくないことじゃないかと思っておりますが、所有者の考え方もあるし、あるいは町として、町長のほうがそこまでする気持ち……、気持ちというのはないんですけど、町がそこまでしていくあれがあるのかということもおっしゃいましたけど、そういうところはあると思います。

何にせよ、やっぱり、こうして人口減少と少子高齢化が進む中で、空き家が増えていく、そしてまた危険廃屋が増えていく。これの対策というのは何らかの形でしていられるべきだと思っておりますので、家の周りですかね、山まではもうしませんけれども、家の周囲のその木の伐採とか。この木の伐採もですね、持ち主に言いますと、相当、重機を入れなきゃならない点、例えばクレーンを入れなきゃ電線があって何かあってというところで切れないとかいうのがあってですね、できない点。あるいは、今度は、伐採の人に「こういった木は切れないけ」ということを話しますと、やっぱり持ち主と地権者との話がうまくいかない。それはもう、やっぱり地権者が出す費用が莫大で、どうしてもちゅうちょされるというところがあります。

そこ辺りのところはもう少し、町内を見ていただきまして、平成30年度に2,430件ぐらいの空き家があると申されました。これはまだ非常に上昇傾向にあるんじゃないかと思っておりますので、行政のほうでも十分調査あるいは検討のほうをお願いしたい、検討されるように要望をしておきたいと思っております。

2問目に移りますけれども、ふるさと納税の推進策でございます。

町長の答弁のとおり、非常に金額的にも上がってきております。それでも、鹿児島県内にすれば、10本の指に入るかという、そうではないような気がいたします。しかし、これから先、やっぱりインターネットの活用、やっぱりそういうところで推進をしていられるということは私もいいと思っております。

それで、先ほどの答弁にもありましたように、地場産品であるということが今まで条件でありました。その地場産品の拡大あるいはいろんなその品物の、何ていいますかね……、を作る、そういうところにも力を入れていかなきゃならないと思っております。

このふるさと納税を増やすためには、地場産品で外から喜ばれる品物を作っていられるということがございますけれども、再度、町長、お伺いしますが、これは県外の人たちがほとんど望まれることだから、どれがどれがということは言いません。

一つにですね、今ここの前の私たちが登壇するところの横に、胡蝶蘭ですかね、これは多分、永野の生産者だろうと。私もどこの方が生産したかと判りませんけれども、こういう生産者も、さつま町の胡蝶蘭というのですね、もう少し、評判がいいのではかなと思っておりますけれども。まあ、こうして見とつても、幾らするのか判りませんが、それが、ふるさと産品の品物の返納に当たるのかどうか。

それと、町長。もう一つ、お願いというか。こういうのにさつまの特産品がなぜ利活用されないのか、そこ辺りをちょっとお聞きしますが。

さつま町の町木、町花の中に、薩摩寒蘭がありますよね。町長も御存じだと思います。今、このさつま町の薩摩寒蘭ですか、これの生産者は物すごく減少しているし、非常に育てることも難しいし、これを扱っていらっしゃる方は、品物によったら3万円、5万円、上は切りがないというのがありますけれども、やっぱり、さつま町の樹木、町花としてこういうのもあるんですけども、金額によっては、こういうなのもあるよと。そしてまた、こういう薩摩寒蘭を育てる方々の意気込みも買うとすれば、非常にこういったなのもいいと思うんですけど、こういう薩摩寒蘭、あるいはそこにある胡蝶蘭、こういうような銘木に対してですね、もっと手を入れて、納税額を増やすというような考え方はないものなのか、町長、お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

このふるさと納税というのが、地場産品のやっぱりその掘り起こしとPR、そしてまた収入につなげていくことが大事かと思っているところであります。

先ほど申し上げましたとおり51社、318品目を今扱っておりますけれども、いろんなこの地場産品がございます。今ありましたとおり胡蝶蘭なり、紫尾寒蘭も当然あるわけですがけれども、いかに、そういった品目、特徴性をアピールをするかということですね。やっぱり全国の皆さん方の、やっぱり特徴、まあ全国1,700自治体ありますので、その中で、やはりその町の非常に特徴のある、皆さんが目につくような品を、そしてまた「ありがたい」という気持ちをやっぱり持って使っていただくということが大事かと思っておりますので。

やはり、新たな掘り起こしということも大事です。先ほどもおっしゃいましたとおり、全国の消費者の皆さん方に、いかにこのPRをしていく、機会を増やしていくかということも大事でございます。そしてまた、使ってみて、非常によかったなということ、思いをして、またさらにリピーターになっていただくということがお金につながっていく上でもありますので、そういう意味では、いろんな形でこの取組はしているところでございます。

いろんな掘り起こしですね、呼びかけもしておりますし、こういう新たな生産意欲につながっていくわけでもありますので、さつま町にとっても、そういうすばらしい特産品のある町だなということでイメージも湧きますし、それだけ寄附金も増額ということになってですね、非常にいい制度だなと思っておりますので、これからも、さらにこの納税額が増えるような努力というのは大事かと思っているところであります。基本的には、そういう方向で、これからも努めてまいりたい、そういうことでやっているつもりでございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁の中に、新たな掘り起こしとか、あるいは特産品の開発にいろんな町内の方々からすごい意気込みを持って取り組んでいただけるというのも一つの手だということをおっしゃいました。まあ、どうしても、これから先、いろんな流れの中で、自主財源が乏しくなっていく中、そしてまた依存に頼らなきゃならない状況の中で、どういうことで町が取り組んでいくかということの一つの手だと思っております。

この薩摩寒蘭を栽培される方を何人か訪問してみますと、非常に高齢になっとなって、きれいな小屋を造っているんですけど、もう小屋の中で枯れてしまって、水かけとかいろんな植え替えとかあっていると。しかし、若い人については、よか、やったどんかなと。町で、さつま町でも以前は県の寒蘭大会とか郡の大会があったり、ありよっていたんだけど、それがだんだん廃れてきたと。

まあ高齢化になった一つのせいもあるんだなということがありましたけれども、町の町花として、薩摩寒蘭として取り上げているわけですから、ぜひですね、胡蝶蘭も併せたり、いろんなのもあると思うんですけど、こういうふうにして町内でいろんなことを生産されている方がいらっしやいますから、ここ辺りのところも推進するような意味で、ふるさと納税の返礼金としてこういうのもさつま町にあるよということを教えて、お知らせされたら、まだ増えてくるんじゃないかと思えます。

ちなみに、昔、家の軒先あちこちでエビネがありました。町長。今、エビネはほとんど……、もうないとは言いません。ありますけれども、ほとんど絶えていくような状況です。昔は、黄色のエビネというのは値がせんかったんですけど、10本かいくらかまとめて3,000円で買っていかとか、よいときもありましたけれども、やっぱりそういうところも、町の特産品というか、町の町花としてやっぱり推進していくことが大事じゃないかと思っておりますが、再度お伺いたします。

やっぱり、こういう町にある資源を伸ばしていくということに対して、それをまたふるさと納税に絡ましていくということが私は必要じゃないかと、大事じゃないかと思っておりますけど、町長も新たな掘り起こしをして推進をしていくということでしたけど再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

さつま町は、非常にですね、気候的にも風土的にも、素晴らしい特産が生産をされる町であるというふうに考えております。それなりにまた歴史・伝統的にも、生産者の皆さん方が努力をされてきた結果であると思っておりますので、それをもっと所得につなげていく、これが一番大事かと思っておりますので、それがこの一つのふるさと納税の在り方のことでもあるかと思っております。

いろんな農産物等については、農協とかいろんな市場とかそういうところに、市場に出して販路を広げて所得を上げるということもありますけれども、一方では、こういう制度もありますので、特産としてやっぱり所得につなげていく、これは大事なことでございます。

非常に、この品目が多くてですね。特徴は、なら何かという。別に、外から見たときですね、判らなくなつて、目移りもたくさんあつて難しいというところもあるようであります。広げるといふことも一つは、裾野を広げて、何でもあるよという形のPRも大事であります。一つはまた、その中でも、さつま町を代表するような、やっぱり特産というのはこれですよと、やっぱり訴えて、それにやっぱりつなげていく。

大崎町みたいにウナギとか、もうそういうところは内外向けて、やっぱりウナギなんですよ。国産のウナギということで。その間の民間のそういう業者がいらつしゃいますので、そういうところは非常にいいと。畜産の和牛にしろ、和牛もたくさんあちこちありますけれども、さつまも非常に優秀な美味しいさつま牛の産地でありますから、そういうことも特徴として出してはおります。薩摩切子であつてもですね、非常にそういうところは伸びてはおりますけれども、もう豚肉にしろですね。

やはり、この裾野を広げる、一方ではそれも大事です。そしてまた、その中でも、やっぱりこのさつま町の特色というのをいかに対外的にアピールしていくかということも非常に大事なところがありますので、併せながら、やっぱり、どっちも、いわゆる、考えながらやっていく必要があるかと思つておられるところでもあります。

○川口 憲男議員

新たな掘り起こしをしていくという中で、521品目をさらに増やすということでもございました。

町長の答弁の中にもありましたけれども、これは「薩摩切子」と呼んでいいのかな、観音滝のほうに足を向けまして、切子の工房にも行きました。ひとつはこういうのを私も持つておくべきだけだということでも頂戴しましたら、5万円ぐらいというような値段言われて、私が見る目と向こうの目ではちょっと、「これじゃ、私手が出ませんな」というて、2,000円ぐらいなのはないかと言つたら、そんな安いのはないですよということを女の方に言われて、買わずに帰つてきたんですけど。

もうやっぱり、町長の言われる、さつまの、さつま町の特産として、先ほど私が申し上げました薩摩寒蘭もちょっと入れていただければ。

ただし、それに合えばとか、いろいろあると思います。例えば蛍も、3か所ですか、神子に出るし、それから時吉のあそこにも出るし、二渡かな……、にも出るということで、乱舞している写真なんかは非常に喜ばれるところがございます。災害があつてから福岡の九州地方整備局に行ったときに、蛍が乱舞しているA4版の写真を持つていって、その局長あるいは面会された方

に渡したんですけど、非常に喜ばれて、この前乗りにはいったけれども、また乗りに行くよというような話をいただいたんです。

やっぱりそういうふうにして、さつま町の特徴をフルに、外に、発信する。先ほど町長がインターネットの活用を図るということでしたけれども、これからは学校のほうにもタブレットが配付されてはかぬ、タブレットが来たという情報も聞いております。そういうようなのでいろいろなことが、情報が町内にも発信できるわけです。そしてまた、光も今月末には、まあ全部じゃないでしょうけれども、整うと。そしてまた、町民の皆さんも、そういう光を通じて町の情報を調べられるということになっていくと思います。

ぜひ、まちの発展のためにこういうことをして、先ほどの危険家屋とか空き家解体言いましたけど、「俺は、さつま町に帰って住もうかな」という心に、県外者がなっただけ、あるいは、何ていいますかね、Uターン、Iターンする方が増えていただくような施策を今後も取っていただきたいと思います。

質問は以上で終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、2番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

皆さんそれぞれ10分ずつ時間を与えていただきました。どうやら私の持ち時間、午前中で終わりそうな感じがいたしております。よろしく協力のほうをお願い申し上げたいと思います。

町長に対する質問は本日が最後となりますが、内容については、きっと希望的な内容が出てくだろうと、答弁が出てくだろうと期待をいたしております。

まずコロナ関係の質問をいたします。新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

この件については、本年度も各定例会のたびに一般質問がなされて、議論されてきたところではありますが、非常にしにくいのは、本日このあと同僚議員の一般質問にも予定をされておまして、同様の内容があるようでございますが、私なりの考え方で質問をさせていただきます。

そこで、第1波、第2波の時点では、今後の情勢をもう少し注視しながら議論していく必要があるというふうに私は考えておったんですけども。11月以降、第3波が参りまして、これはもうとてもじゃないと、ピーク時には1日7,882人と、大変な数字が出てまいりました。国も驚いて緊急事態宣言を発すると同時に、主たる都道府県に感染が拡大し現在に至っているところがございます。

最近では大分感染拡大が抑え込まれておるようではありますが、今度新たな問題として変異ウイルスが発生をしていると、日本国内でもかなり発症しているようでございます。依然として予断を許さないところでありますので、これまでの議員各位の質問と、また当局の答弁が重複する部分もあろうかと思いますが、あえて質問をする次第であります。

このコロナの感染症については連日報道がなされておりますので、皆さんよく御承知のことと思います。ただ、いまだに一向に終息の気配は見えていませんが、長期化は医療分野へ大きく影響を与えまして、社会経済活動そのものへも甚大な影響を与えております。特に観光関連企業、事業等あるいは飲食業など、接客を中心とする事業主にありましては、まさに危機的な状況を迎えているといっても過言ではないというふうに思います。

今では雇用の問題にしてもしかり、また私どもの生活を支えている第1次、第2次産業についても影響は大きいわけでありまして、このような状況を踏まえまして、次の3項目についてお伺いを

いたします。

まず、施政方針に新しい生活スタイルの工夫や、ワクチンへの期待感も述べられております。

そこで、今後の町政推進に当たり、新型感染症が町政推進上における影響と、また町民生活の在り方や各区公民会、各種団体等におきましては、ちょうど新年度に向けての事業計画等を今策定中であられると思いますが、自治活動の今後における進め方についての考え方をお伺いいたします。

2番目の新型コロナウイルスワクチンの接種についてでございます。本町としての今後の接種計画内容についてを伺います。

感染症は行政が発生をさせたわけではございません。しかしながら、一旦発生した以上は、人々の生命と暮らしを守るのは行政の責務でございます。本町におきましても、これまで可能な範囲で様々な取組がなされてまいりましたが、国においては、専門家会議の検討結果を基本として各種支援策等を実施しておりますが、その一つとして、いよいよ望まれていたワクチンの接種が始まりました。

昨年12月に執行部よりワクチンの接種内容の概要は説明されました。それによりますと、国の指示の下、都道府県の協力によりまして、市町村による予防接種を実施するとしており、最終的には、末端であるいつものとおりのパターンですが、自治体に委ねられております。医療従事者を先行する形で接種が始まっておりますが、本町としての今後の接種の計画内容についてを伺います。

3番目の平成28年8月にさつま町防災マップ、これは洪水と土砂災害編、それから原子力災害編が作成されておりますが、今後においては、新たに感染症に関連した事項も加える必要はないかということでございます。

この件につきましては豪雨災害や地震災害、さらには温暖化による農林水産物等への影響など、自然災害の変化に伴う災害として、近年特に規模といい発生の頻度といい、大規模でしかも全国的に発生し、大きな被害を与えているところであります。

現在発生しております新型コロナウイルス感染症につきましても、過去における感染症の歴史から見て、終息後、新たな脅威にさらされないとは言えないわけでありまして。感染症も台風、地震などと同様に、一つの自然災害であると考えております。

記載内容、方法、難しい面もあろうかと思いますが、さつま町防災マップに感染症編、必ずしも感染症編に限りませんが、どのような形で加えることに対する見解を伺います。

次は、再生可能エネルギー開発事業についてでございます。

再生可能エネルギーの開発につきましては、太陽光、風力など、地熱いろいろございますが、地球温暖化の一因とされている温室効果ガスの削減に貢献している、環境負荷が少ないエネルギーの一つとして注目されております。世界はもとより、我が国におきましても全国各地において取組がなされてきております。

本町におきましては、既に太陽光やバイオマス、水力による発電事業計画が進められておりますが、そのような中におきまして、新たに風力による発電事業計画も進行しているところであります。

そこで、本町周辺におきましても、薩摩川内市、阿久根市、出水市、それから本町の4市町の境への風力発電の設置計画が、民間の企業間において進められてきているところであります。また、お隣の出水市、水俣市にかけても同様に、風力発電事業の計画があるようであります。

この件に関しましては、本年1月に本町議会の単独研修として、開発業者の2社から事業計画概要等についての説明を受けたところでありまして、大方の概要につきましては理解をしたとこ

ろであります。

一方、本計画が推進されることで、生態系への影響や近隣市町への生活への影響などを懸念する住民団体によるシンポジウムや勉強会も開催されております。また、関係地区住民から、再生可能エネルギーと自然破壊と題し、新聞紙上に寄稿されておりました。住民の関心の高さを感じたところでございます。

なお、新たに就任された塩田県知事は、原発に代わる再生可能エネルギーの導入促進を県政推進の柱の一つとして掲げられております。

そこで、北薩地域における風力発電の開発構想と、本事業が推進される上での法的な面を含めての本町との関連性や、住民団体からの町に対する要請行動、内容等への対応について、どのような状況にあるか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上久保澄雄議員から、新型コロナウイルス感染症への対応ほか1項目について御質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応に関しまして、町政に与える影響、町民生活の在り方や自治活動の進め方をどのように考えているかということでございますが。

全国的には、今回の緊急事態宣言の発令によりまして、危機的な状況を脱しつつあるように感じておりますが、首都圏の東京をはじめとする1都3県へのこの緊急事態宣言が2週間延長されるなど、感染症の終息はいまだ見通せない状況になっております。これに伴いまして、人の流れの停滞による飲食、宿泊、交通を中心とする経済活動に大きなダメージを及ぼし、その波は他産業へも波及し、まさに負の連鎖を引き起こしている状況にあります。

このような状況の中、町政運営におけるこの1年を振り返りましても、常に新型コロナウイルス感染症対策を念頭に置きながらの取組でございました。

その影響につきましては、各種イベントや会議等の中止、または規模の縮小など、地域経済や社会活動、個人の生活様式までも大きく及んでいるところであります。これらの対応につきまして、国、県の経済対策と合わせて、町独自の対策を切れ目なく講じながら取り組んできているところでございます。

また、町民生活では、社会的距離、いわゆるソーシャルディスタンスの確保や、マスクの着用、手洗いの励行など、日常生活における感染防止のための新たな取組の実践についてもお願いをしている状況でもございます。

コロナ禍の中、ウイルスから逃れるための方法の一つが密を避けること。すなわち人と人との物理的な距離を確保することです。これまでのように、地域活性化のために多くの人々が移動し、一定の場所に集まり、語り合い、あるいは催しなど、物理的、精神的な距離を縮めてきたという理念とは全く逆の流れになってきているところでございます。行動の自粛、あるいは活動の中止を余儀なくされまして、戸惑いや不安などを抱えながら、まさに手探り状態での自治活動にあると思っております。

町といたしましては、活発な自治活動が地域の元気につながるものと考えておりますが、感染症の現状を見ますと、参加者の把握や、記録、十分な間隔と換気の確保、除菌対策やマスク着用の励行など、それぞれの活動内容においた感染症対策の徹底を図りながら自治活動を実施していただくよう、様々な機会を捉えましてお願いをしまいたところでありまして、

この状況は、あとしばらくは続かざるを得ないと考えております。今後、ワクチン接種が始まることによりまして、このような流れが止まり、求められる感染症対策も変わっていく可能性もございます。国の示す行動指針等を注視し、町民の皆様への周知、協力をお願いしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、早い機会に元の正常な、平常な生活に戻れることを強く望んでおりますし、アフターコロナの世界についても、今描いていく必要も感じているところであります。

次に、2点目の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う計画についてであります。

先月16日に、厚生労働大臣から全国の市町村に対しまして、予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことについての指示がなされたところでございます。

その内容でございますが、期間は令和3年2月17日から令和4年2月27日までとし、約1年であります。対象者は町内に居住する16歳以上、使用するワクチンは今のところではファイザー株式会社のものであります。

早速2月の17日から医療従事者への先行接種がスタートをしました。県内においても鹿児島医療センターが接種を行っております。町内における医療従事者への優先接種につきましては、対象者が1,157名ということでございます。そのうち、町の消防本部職員の37名も含まれております。医療従事者につきましては、県が割当てをいたしました医療機関において、ワクチンが入り次第、接種が開始されます。

住民への接種体制につきましては、先週3月5日に町内医療機関に対しまして、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する説明会を開催いたしました。

町といたしましては、町民の皆様が安心して接種を受けていただくため、1つ目に、まずはかかりつけの医療機関において接種を実施していただく。高齢者の方は、特にこのかかりつけ医が多いかと思っております。

2つ目に、薩摩郡医師会の御協力を頂きながら、状況に応じて休日における集団接種の実施を考えております。

3つ目に、高齢者施設等への入所者、こういう方々を対象にした予防接種と同時に、該当施設の施設医や嘱託医の先生方が施設を訪問していただき、接種をしていただく。ただ、施設医等のいないところもございますので、そういうところは、薩摩郡の医師会へ接種医の調整についてをお願いをいたしているところでございます。現時点では、御協力をお願いした段階でございますので、今後、薩摩郡医師会と詰めるところは十分協議を行いながら、進めてまいりたいと思っております。

次に、スケジュールにつきましては、国の方針に基づきまして、まずは65歳以上の高齢者から接種を行うことにいたします。対象者は8,810名、現在ではそういうことでございます。接種券、いわゆる無料クーポン券を今月の下旬に発送をいたします。

開始時期については、現時点で示されております4月の26日の週に各自治体へ配送される予定のワクチン1箱、約1,000回分が入荷したあとになると考えております。ワクチンの供給の状況によっては、国からの情報に変更になることにより、混乱を招くおそれもございますので、本町へのワクチンの割当てが確定した段階で接種予約の受付を開始いたします。

その後、高齢者以外の基礎疾患のある方や、高齢者施設等の従事者、次に一般の方という順序で段階的に接種を行うことになると思っております。

実施時期は、現時点においてはまだ確定はしておりません。今後において国が示す方針、これに基づきまして、また、一番基本になりますワクチンの入荷状況によって大きく左右されますと

ころでありますので、それによって実施をしていくということになるかと思っております。

町民の皆様へは、必要な情報を町の広報紙とか、あるいはこのお知らせ版、町のホームページ等々で随時適切に随時周知を図ってまいります。また、町民の方々からのお問合せ等に対するコールセンターも設置をいたします。コールセンターの業務につきましては、問合せと集団接種を行う際の予約の受付も行いたいと考えております。各医療機関での接種予約は、通常のインフルエンザの予防接種同様に、各医療機関において予約を受けていただくことにしております。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種業務につきましては、御承知のとおり、1つはワクチンの取扱いが難しいこと、2つは厚生労働省が取り扱うワクチン接種円滑化システム、いわゆるV-SYSを使用したワクチンの管理、3つは内閣府が構築中のワクチン接種記録システム、これによる接種者の記録管理。こういった作業がございますので、医療機関においては、これまでない事務等の負担が強いられます。

このようなことから、町としましても医療機関の希望に応じてその支援も行いながら、町民の皆様方に身近な医療機関において、安心して接種を受けられるように体制の確保に最大限努力をしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応の3点目の防災計画に関しての質問でございます。

昨年、地球規模で感染が拡大し、いまだ終息が見えない新型コロナウイルスの影響は、我々の生活に様々な影を落としているところでございます。これは防災上の視点からも幾つかの新たな課題が確認されております。感染の拡大を防ぐための新たな生活スタイルの一つに3密を避けるということが提唱され、感染防止のこと、この考え方は国民の皆さんの間にも広く認識をされて定着をしていると思っております。

ところで、災害の発生前後では、必要に応じて避難を余儀なくされる方々もあるわけですが、これまでの避難所の収容人員は、災害の規模や時間の経過とともに1平方メートル当たり1人から、3平方メートル当たり1人など、密度を緩やかにしながら運営することが一般的でございましたが、決して広い空間を提供できるわけではございません。また、家族などの単位によりますプライベートな空間の確保も、新たな課題となってきたと感じております。

こうした新たな課題を克服しながら、町で提供できる施設を考えますと、決して十分にあるとは言えない、そういう現状でございます。このことは、本町に限らず全国どこの自治体も同じような悩みを持っていると思っております。

こうした新たな課題を解決するため、国では自主的な避難のスタイルとしまして、ホテルなどの宿泊施設の活用をはじめ、親戚、知人宅あるいは地域集会、身近な地域の集会施設、こういった活用も考えていただくなど、幅広い視点で新たな避難方法が提唱されてくるようになってきております。

町では早速、昨年の梅雨どきの台風来襲のときから、許容の収容人員につきまして、半数以下をめどに避難所の拡大あるいは多様な避難方法の選択について、町民の皆様方に呼びかけを行ったところでございます。

こうした避難方法につきましては、新型コロナウイルスが終息した場合にも留意せざるを得ない課題だと考えておりますので、避難所運営マニュアル等を整理しながら対応をしていきたいと考えております。

議員御意見にありました、この防災マップの感染症編として追加をするかということについては、今まで防災的な面からと感染症といったこういう性格からいたしますと、必ずしも防災マップの追加ということよりも、感染症については別の、別途感染症対策について、先ほど鳥インフルエンザもありますし、別途それなりのマニュアル、ガイドラインを示していくべきではないか

と思っているところでございます。

次に、2項目めの再生可能エネルギー開発事業についての御質問でございますが。

現在、出水市、阿久根市、薩摩川内市、伊佐市、及びさつま町の4市1町にまたがる紫尾山系に、2つの事業者によります風力発電施設の建設計画がございます。

この2事業者の計画区域につきましては、その多くが重複した区域に計画をされておりまして、そのほとんどが国有林あるいは保安林区域となっております。

現在、それぞれにおいて環境影響調査を、いわゆるアセスメントに基づきまして、当該計画が環境にどのような影響を及ぼすかなどにつきまして、段階的に調査、予測、評価作業が進められているところでございます。その都度、地元説明会、調査報告等の図書閲覧など、期間を設けて実施されているところであります。

町におきましては、環境影響評価法に基づきまして、県知事に対し周辺の自然環境、生活環境に配慮するよう意見書を提出いたしました。事業者に対しましては、それぞれの事業計画の進捗状況や住民説明会の開催に向けて、情報の共有化を図るなどの対応を行い、説明会へも出席をいたしまして、地元意見等の把握に努めているところであります。

また、住民団体からの本事業計画に対する各要請等に対しましては、面談等を通じまして丁寧な対応を心がけ、各事業者に対しましても、しっかりと説明責任を果たせるようお願いをしているところであります。

今後におきましても、役場関係部署と連携をしまして、また県の関係部署、さらには隣接の出水市、薩摩川内市など、関係の自治体とも情報の共有を図りながら、丁寧に対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

[町長 日高 政勝君降壇]

○上久保澄雄議員

2回目の質問をいたしますが、（発言する者あり）この自治活動等の町民の生活の在り方、また自治活動の在り方、進め方についての考え方を質問いたしましたところであります。

町長の答弁としては、現在のような状況下では手探りの状態と。いわゆる3つの密と3つのなし、そしてマスクの着用、規定どおりの内容でございます。当然のことというふうに捉えておりますが。

私はちょっと他県の状況も調べてみました。他県の状況の中で、特に目についたのは、今ここにパネラーはおりませんが、こういった、これ京都市が作っている資料でございます。コロナに負けずに頑張ろうと、新しい地域活動スタイルと、こういった内容。中身も見てみますと、これは行政が作成した内容のようには見れませんが。住民の方々が、市民の方々が、例えば会議についてはこういう方法で我々はやっていますよと。それからお祭りとかイベントと、そういったものは我々はこういうふうに工夫をして今やっているんだと。こういうのを、高齢者の見守りとか、運動を伴う活動、防災、子供の参加、こういった形でこれらの意見を集約して、これを一つの指針として使っていらっしゃるといふところもございます。非常に参考になるのではないかと、インターネットでもすぐ出てまいりますので。こういった形で本町も何かできないかというのが私の提案でございます。

町民としてはどうしようかと。それはもうマスクをはめて、出歩かないようにして、多くの人とはまあ会わんごとと、会合ももうあんまりせんごとと。もうそこに今徹していますので、そればかりではいかんと。この内容を見てみますとやはり相当工夫をされておりまして、いい参考になるんじゃないかならうかというふうに思います。これはぜひ前向きに検討をしていただきたい

というふうに思います。

もう何もかもコロナだからやめると、集まってもやめんにゃと。そういった否定的な考え方がなくて、こういう時期だからこそ前向きな検討をしていただいて。こげんすりゃでくったっど。でけんじゃなくて、こうすればできるという観点から、私は検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今、上久保議員御指摘のとおり、やはり何もかも中止では、地域の活性化なり、あるいは経済も動かないと思っております。私は常に、この役場の職員もですけど、やっぱり飲みかたもできる範囲でやっぱり会合をしたり、飲みかたもしたりしておけばいいんじゃないかと。何も中止、中止じゃあ、もう世の中も動いて回らん。資金の循環も全くないということですから。恐れはしっかり持っていかんやいかんと思うんですね。しかし、やればできるところがあると思いますので、そこを何とか工夫をして、できるような形にしたほうがいいんじゃないかということ。

これまでも公民会長さん方がイベントのやり方、例えばいわゆるソーシャルディスタンスとかそういうことをしながら、もちろん密とか、あるいは消毒とかいったなかでも、この規模のイベントはこうしたほうがいいんです。そういう具体的な人数まで出してお示しはしてあるんですね。ただ皆さん、なかなかイメージ的にもうやらないという方向にはなっているみたいですけど。決してそこはないと思います。

今おっしゃったとおり、具体的にやはり踏み込んだいろんな会合にしろ、イベントにしろ、それぞれ細かなところを、こんなやり方をしてもいいんじゃないですかと、できるところは。そういうところはやっぱり指針的なものをお示しできれば、一番参考になるんじゃないかと思っておりますので、ここはまたこちらのほうも、いろんなまだところも調査をした上で、さつま町なりの指針というものができたらありがたいなと思っておりますので、それは詰めていきたいと思えます。

○上久保澄雄議員

時間内に終わりたいと思っておりますので、（笑声）先を急ぎます。

さっき、ワクチンの接種の関係、これについては具体的な日程というのはお示しできないというような町長の答弁でございましたが。しかしながら、この一年の間には、全ての町民を対象にして、16才以上ですね、接種する方向で行くんだということでございます。

今、マスコミ等の報道を見ますと、こちらに入ってくるワクチンの製造会社がファイザー社。ここ聞くと、今なかなか手に入りにくい会社であるというふうに言われておりますので、予定をされている量が果たして確保できるのかと。それによっては、これは1年じゃ済まんよねという気もいたしておりますが。

結局、早くワクチンを打ったからもう全然なくなると、こういうことじゃないんでしょうけれども、一定の予防効果があるわけですので、これについては積極的に取組をお願いをしたい、お願いはしちゃいかん（笑声）取り組んでほしいと思えます。

今、例えば介護施設、それから病院もそうです。こういった施設については大変困っていらっしゃるんですね。入所者本人もそうですが家族の方々も。面会ができないんですよ。できる方法としてはテレビ電話という方法はあるんですけども、これでは相手が映らん方もいらっしゃるんですね。映らんという表現はなんですけど、はっきり判らんと。（笑声）ですから一刻も早くこういった方々と面会ができると。非常に寂しい思いをいたしている御家族が多いんじゃないかならうかというふうに思います。近況が判らないわけですが、近づけませんので。ですから、この件については、積極的な取組をお願いしたいというふうに思います。

この防災マップの関係、これ冒頭でも申し上げましたが、必ずしも防災編ということにはこだわってはいりませんので。町長が言われたように、別途ガイドライン、マニュアル、基本指針、そういったものでも結構です。

やはり今となつては、さっきの鳥インフルエンザもそうですが、そういったものについて、やはりこういった機会にきちっとまとめたものを作っておく必要があるんじゃないかと。今そのいい機会だというふうに思います。これについては、そういったものの方向で考えてみますというようなことですので、これについても終わりたいと思います。

それから、最後っけな。

○議長（平八重光輝議員）

上久保議員、ゆっくりでいいですよ。

○上久保澄雄議員

いやあの……、（笑声）時間に終わります。

この再生可能エネルギー、風力発電の件、これは競合していてもそれはそれでいいんだそうです。しかしながら、どういうふうに認可されるのか。これは向こうの民間企業さんの側と政府との話ですので、そこは省庁とのですね。そういった形で進めていただければいいんですが。

私が一番気になるのは、やはり地元が、いやそれは困るんだと、こういう影響も懸念はされると心配されている以上は、それに対して町としても何らかの行動を取られるべきではないでしょうか。もう傍観するということがなくて、そういう意味で本件については質問をいたしたところでございます。

この、一番最後の部分だけをお聞かせいただいて、それで私の質問は、最後とさせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

再生可能エネルギーの関係のこの風力関係でございますが、国のほうでもエネルギー基本計画というのをまた見直しをしております。2030年でエネルギーミックスの風力関係再生エネルギーが22%か24%ですかね。原子力は20%から22%、若干落ちてきていますけれども。これからは再生可能エネルギーということになるようでございます。

したがって、こういう計画に当たりましては、やはり地域住民の皆さん方のいろんな心配というのはあるということも聞いておりますので、やっぱり住民の皆さん方がそういう不安を感じるということについては、行政がしっかりまたそれを受け止めて、関係者のほうにはその辺のところはしっかりと伝えていく、これは大事なことでありますから。

基本的には、今後の方向としてはそういう方向に変わったにしても、それはもう当然として理解をしながら、住民の皆さんの心配に対しては、行政として真摯に受け止めて、必要な意見はしっかりと申し述べていく。これはもう基本的なスタンスであると思っておりますので、そこはまた今後も変わりなくお伝えをしていきたい。今でもこの意見としては、県のほうには伝えてありますけれども、今後も随時、必要によってはやるということで、そういうことは変わりなくやっていく必要があるかと思っております。

○上久保澄雄議員

ぜひそういった方向で進めていただきますようお願いを申し上げます。

町長、まだ4月23日までは町長としていろいろと答弁いただきました事項、前向きに取り組んでいただきますように期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

これで、上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告いたしました2点について質問をいたします。

初めに、水田の畦畔率の見直しについてであります。昨年12月に開催された農業再生協議会において、九州農政局生産振興課より水田の畦畔率の見直しについて指導があり、現行の3%から7.3%に変更すると言及されました。

これは平成25年度、会計検査院に指摘された畦畔率の根拠整備をされていない地域においては、令和2年度会計検査においても同様の指摘を受けており、今後の会計検査で過去の交付金が返還対象となることが考えられることから、令和3年度当初から必ず運用できるように変更するとの説明であります。

これを受けて本町では、これまで旧町ごとに設定していた畦畔率を見直し、令和3年度より農林水産省統計部の公表値を活用し、畦畔率を7.3%に統一するものであります。これに伴い約1,000万円の直接支払交付金が減額されることになり、これまでと比較すると、WCS用稲などの戦略作物助成や産地交付金を減額せざるを得なくなるとのイメージが示されています。

会計検査院の指摘には従わざるを得ず、畦畔率の変更は理解するところではありますが、その根拠とされている公表値自体をどのように分析しておられるか。また、その数値について精査する必要があるのではないかと考えるところであります。

一筆ごとの調査は、現時点においては物理的に無理としても、公表値の内容について確認を行い、より現況に近い数値にすべきではないでしょうか。この畦畔率については、見直すことができるとなっているようであります。この数値が本町の現在の状況であるのか、精査する考えはないか伺います。

次に、新型コロナウイルス対策についてであります。

昨年から世界的に大流行している新型コロナウイルスは、とどまるどころを知らず、多くの人命を奪い、経済活動に大きな影を落としています。大都市圏においては、感染者が増加傾向になったことから、再度緊急事態宣言が発令され、何とか感染者数を押さえ込んでいたところですが、思うような効果が得られていないことから、3月7日まで予定されていた期間を3月21日まで延長し、感染者の抑制に取り組んでいます。

鹿児島県内においては、クラスター関連の感染者の減少や、市中感染者が発生しない日もあり、このまま推移してくれればと願うところですが、県内でも変異ウイルス株が確認されていることから予断を許さない状況にあります。

町内でも2件の発生以後、感染者は確認されておらず、町民の感染防止意識が高まっていることが実感されます。しかしながら、3密の回避や不要不急の外出自粛などが言われ、観光業や飲食店の経営は大きな打撃を受けていると聞いているところでもあります。それぞれが経営努力を続

けながら、何とかこの危機を乗り切るために奮闘されていることと思いますが、町内の経済活動は、現在どのような状況にあるのか伺います。

コロナウイルスを克服するための手段としてワクチンが開発され、国内でも既に医療従事者を対象とした接種が始まっているところですが、日本への供給枠が限られていることから、その作業が進んでいないのが現状であります。

政府は、全国に行き渡るよう公平に配分するとしていますが、供給量の少なさから地方の自治体に配分されるワクチンにも限りがあります。本町も接種体制の構築へ向けて作業を進めているところですが、供給量や配布日程が明確に示されないため、現場が混乱しているとのことでもあります。

医療従事者や高齢者を優先に接種し、その次に基礎疾患を持つ人や一般の方に接種していくという方向性は示されていますが、接種順位については、各自治体の判断に委ねるとされています。町民全員分が確保されていれば順次接種可能となりますが、限られた数量では、一律に接種することもできません。どのような順位付けをしながら対処される考えか伺います。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から、農業政策についてほか1項目についての御質問でございます。それぞれお答えをさせていただきます。

まず、畦畔率の見直しにつきましては、さつま町とJA北さつまが事務局を担っております、さつま町農業再生協議会において協議がなされまして、さきの臨時総会において畦畔率を現行の3%から7.3%に変更しまして、令和3年度から運用するように決定がなされたところでございます。

今回の畦畔率の見直しにつきましては、平成25年度の会計検査において指摘がなされ、補助金の返納もあったとお聞きをいたしております。また、令和2年度におきましては、九州農政局から文書で見直すよう指導がなされたところでございます。全国的な傾向としても、まあ、このようなことから、また九州農政局のほうからもこういう文書で御指導があったというような経過でございます。

町の農業再生協議会では指導がなされたことを受けまして、現在3%から6%で運用しております畦畔率を、農業、経営所得安定対策等の実施要綱に記載されております実測による設定をするか、あるいは水稻共済細目書等の公的な書類における設定にするか、農林水産省の公表する統計値から得られるこの平均値による設定にするかという3つの方法について検討を行った経過がございます。

実測によりまして設定をするということになりますと、令和2年10月までに方針を決定して令和3年4月より運用するということについては、やはりこの測量という一つの莫大な経費がかかる、そしてまた作業時間も相当な期間を要するというようなことで、現実的には難しいだろうということになっております。それから水稻共済細目につきましては、町の農業再生協議会の畦畔率を基に算定をしておりますことから、根拠にならないというようなことでございます。3つ目の、この農林水産省の公表値の耕地面積と本地面積を活用し、平均畦畔率で運用することが最も現実的ではないかということで、この方法に決定をされたところでございます。

また、JA北さつま管内の伊佐市、薩摩川内市の農業再生協議会とも協議を行いまして、やはりこの農林水産省の公表値を活用するというので、同じような取扱いになっているというようなことでございまして、このような結論に至ったところでございます。

農水省のこの公表値につきましては、毎年農業委員会において調査を行い、耕地面積を決定し、農水省が航空写真による実測を行って、それを基に算出した本地面積を公表しているところでございます。

公表値については毎年調査を行うことから、毎年この変更の可能性がございますが、ヘクタール当たり単位でのこの公表ということでございまして、大きく変更するということはないかと考えております。また、県内の市町村のほとんどがこの農水省の公表値を活用しておりますので、今後においてもこれを活用するほうが、公平性というんですか、一番ベターではないかというふうに考えているところであります。

この畦畔率の見直しの周知・啓発につきましては、従来、毎年町の農政座談会を各地域で開いておりますけれども、御案内のとおりコロナの関係でそういう機会がなくなったということございまして、今年は、特にまた、鳥インフルエンザもあったということもあって、中止せざるを得なかったということでございます。

このようなことから、1月の21日に圃場調査書の配布と併せまして、農家の皆さん方へは、各戸のほうへチラシ配布をして周知を行ったということでございます。これではまだ十分だとは思いませんので、5月にさらに営農計画書というのを出していただきますので、その際のチラシとして配布をして、周知・啓発を努める予定でございます。

なお、畦畔率が増加したということで、やはりこの本地面積、本地率が下回るわけでありまして、水張面積になっていくわけですが、水田活用の直接支払交付金も当然減っていくということになるところでございます。

九州農政局からの指導もあったということもありますし、やはりこのまま使うと、やっぱりこの指摘を受けて補助金返納までしなければならないという事態になると、農家にとってもやっぱり負担が大きくなりますので、この際、やはりこういう公表された数値を活用していきたいというようなことございますので、農家の皆さんには、御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの新型コロナウイルスによります観光業や飲食業の実情についてでございます。

宿泊施設については昨年初めに、最初の全国一斉の緊急事態宣言が出された際に、前年度と比較しますと宿泊客というのが大きく減少をいたしたところでございます。中でもスポーツ合宿に対応していました施設にあっては、さらに大きな影響がございました。

昨年、コロナ対策として町独自の奥薩摩GOGOキャンペーン、こういった事業にも取り組み、さらにまた県のほうではディスカバー鹿児島キャンペーン、そして国では、御案内のとおりGOTトラベルキャンペーンというのが実施をされたところでありまして、これによって、中には前年の宿泊者数を上回る施設も出てきたところで、効果があったというふうに理解をいたしております。

しかしながら、国のGOTトラベルキャンペーンが今年の12月28日から全国一斉に停止ということになりましてから、そしてまた首都圏等を中心に緊急事態宣言もまたさらに出るといようなことで、こういった影響で、やはり宿泊客というのは、当然として減少してきているというのが現状でございます。

特に町内で最大の収容を誇っておりますさつまリゾートホテル、ゴルフ場のほうは営業はいたしておりますけれども、ホテル施設については緊急事態宣言発令、GOTトラベルキャンペーンなどの中断、そしてまた日韓の外交問題というのも追い打ちをかけまして、結果的に2月6日から3月12日まで臨時休館となっているところであります。

飲食業に関しましては、本町は鹿児島県が発令しました直接的な時短営業等の対象にはなっ

おりませんでした、県内5市ということでありましたのでその対象にはなっておりませんが、やはり日常的にメディア等でコロナ関連の報道が、こう、ずっとなされております。まあ、心理的にはやっぱり、人の動きというのが鈍くなっておりまして、特に夜の人の動きというのは、町内においてもかなり寂しい状況がございます。

昨年、町民1人当たり1万円分の商品券を交付するさつま応援商品券事業を行いまして、うち3,000円分は飲食店のみの使用ができる商品券としたところであります。消化率はいいんですけども、やはりこの内容を見てみますと、昼の営業や少人数を対象にした飲食店が多く利用されておるようでございます。やっぱり多人数で利用されている居酒屋とか飲食店、あるいは宴会場の大きなところは客足減というのがございますので、やはりこの影響が大きいと考えております。こういった2次会で利用されるようなところも、飲食店の利用というのは、極端に少なくなっているのが現状ではないかと思っております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の接種順位についてでございます。

御承知のとおり、国のスケジュールがワクチンの入荷の事情によって遅れている状況にあります。

4月の12日から高齢者の方々への接種を開始するとのことですが、4月12日から接種を行うための必要なワクチンは、県内全体において4月5日の週に2箱約2,000回分かワクチンが供給されていないということでもあります。県内では1自治体とか、あるいは2自治体に限定された形で開始をされるのか、よくまだ分かっておりません。

また、4月12日の週に10箱約1万回分、それから4月の19日の週に10箱約1万回分が供給をされるということになっておりますけれども、本町におきましては全国の各自治体に対し、1箱いわゆる約1,000回分ですが、これを均等に供給されるということが4月26日の週以降でありますから、まあ、これを一つの足がかりになろうかと思っております。薩摩郡の医師会と調整を行いまして開始をしていきたいと考えておるところであります。

なお、各県に限定的に配布されます4月5日から4月19日までのワクチンにつきましては、県において各市町村に対してアンケート調査の実施がございました。ワクチンの供給の希望は出しておりますけれども、限られた数でございますので希望どおりの配布が見込まれるかどうかは今のところでははっきりしておりません。

いずれにいたしましても、このワクチンの供給が確定をいたしましてから、国が示しております65歳以上の高齢者から速やかに、この接種予約を開始していきたいと考えているところであります。

医療従事者向けのこの接種のワクチンも同様に供給が限られておりますので、医療従事者向けの接種のスケジュールも今のところまだ見通せない状況でございます。ワクチンの状況によって、この医療従事者の分が足りるのかもまだ分かりません。接種を行うこの医療機関が逼迫することがないように、医療従事者の接種状況を見ながら、高齢者の接種も進めていくということになろうかと考えております。

接種を希望される町民の皆様は迅速かつ安全にこの接種を受けていただくために、薩摩郡医師会と連携をいたしながら、町内の各医療機関の御協力の下、この実施ができたらと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

この畦畔率についてですが、この農林水産省の統計部が公表している耕地面積あるいは畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率とあるんですが、こういうものは現在の

本町の現況を反映したようなものであるのかどうか、感覚的にはいかがですか。こう、実態に即しているのか、乖離しているのか、感触としてはいかがですか。

○農政課長（四位 良和君）

町長の答弁にもありましたように、実測という形をしておりませんので、本町の実態が中山間の辺りから平場地の農地まで、どういう形になるかということは少し分からないところではありますが、繰り返しになりますけれども、これまでの数値が旧宮之城町は3%、それから旧鶴田町と旧薩摩町の山間部が6%、旧薩摩町の平場地において3%を使用してきたということなんです。これも、合併後も引き続きこの数値を活用してきたところであります。

ただ、会計検査の指摘事項として、これが算定の根拠とはならないということで言われて、先ほど答弁にもありましたように3つのうちのどれかを使いなさいという指示があったところでもあります。

感覚でと申されたところですが、7.3%の畦畔率が高いか低いかについては、まあ、ある程度調査してみないと、実測といいますか、調査してみないと分からないところであろうかと思えます。

○岩元 涼一議員

この畦畔率というのは、感覚と言やあちょっとおかしいですけども、実態がつかめないというか、そういうのが本音のところではないかなと思うわけです。

そして、平成23年度の各都道府県の畦畔率についてでございますが、2.27%から13.04%となっているようであります。これから推測しますとこの平均畦畔率というのが大体8%ぐらいになるようです。ですから8%からしますと3%は低いと。だからこれをその8%に近づけなさいというような感じがするんですよ。

それで会計検査院の、あれをちょっと拝見したんですが、報告書というか、その書き方というのが3%と、平均の8%、7.3%ぐらい、それとの開きがあると、それぞれ会計検査院が調査したところの平均率やら、そういうのからすると3%じゃなくて、7.3%から3%にすると国がたくさん払い過ぎていて、この協議会に。ですからそこを是正しなさいというような受け取り方をするような報告書なんです。それから見ますと大体7.3%というのが平均だと、だからそこに近づけなさいというような指導じゃないかなという気がするんですが、その項目の中に、その3点の中に、交付対象面積を抽出して実測して求めた畦畔率というものもあるんですが、抽出して実測する、その抽出がどれぐらいの単位で抽出するのか、そういうのはちょっと分かりませんけれども、そういう調査もやろうと思えば可能なのかどうかですね。

先ほど言いました1筆ごとの実質調査というのは、物理的に考えてちょっとできないそうなんです。ですから、それはもう当然理解しますけれども、この抽出して求めた実測値というのが使えるのかどうか、そこら辺について伺います。

○農政課長（四位 良和君）

先ほどは申し訳ございませんでした。

まず、農林水産省がこの面積をどうやって測っているか、いわゆる積算根拠に当たる部分だと思えますが、これについて申し上げますと、令和2年の農林水産省が発行している面積調査の仕組みというテキストがあります。九州農政局鹿児島県拠点のほうに聞いて、資料を取り寄せたんですけども、これに基づいてやっていますよということでありました。

これによりますと、少しかいつまんで申し上げますと、まず、統計法に基づく調査を行っていますということで、水稻面積の部分については、農林水産省職員もしくは統計調査員による対地標本実測調査というので把握をしておりますということでありました。この対地標本調査という

のはどうということかといいますと、全国をGISで全て隙間なく200メートル四方の格子状に区切って、これを単位区というそうですが、全国では約290万単位区出てくるそうですけれども、この単位区で仕切ったところにいわゆる圃場整備をしたところやら、宅地転用したところ等があるので、その補正を行った上で、調査の精度を図るために山間部や平地場、そういったものを階層別に分類して、これを無作為に抽出すると、全国で無作為に抽出すると。で、これが4万単位の抽出を行うそうですけれども、この抽出したものに調査員が実測として、抽出したものに、先ほど議員御指摘の実測をしてということで調査を行っていますよ。現況の地目調査を行って、これに実際のところと、その出てきたデータの乖離を整合して面積を、いわゆる全部は調査していませんので、全国を全部調査していませんので、推計を掛けて、この調査結果を公表値としてやっているというようなことであります。こうして、鹿児島県のそれぞれの自治体に割り当てられた面積が、畦畔率が出ているようであります。

本町は、県内では、離島も入れますと12番目ということで7.3%、お隣のJA管内で見ますと、薩摩川内市が7.6%、令和元年度のデータでありますけれども、伊佐市が17位で6.9%と、県内本土で最も畦畔率が高いところが指宿市ということで10.8%のようでございます。そういった調査方法でやっているということで、こちらの職員が無作為に抽出をするということではなくて、そういう統計法に基づいた調査で出てきた数字と、公表値ということのようであります。

○岩元 涼一議員

そういう方法で、仮といいますか、実測して、その平均畦畔率、そういう、その自治体、各自治体の畦畔率を設定ということであれば、それはやはり当然理解しないといけないわけですが、この畦畔率が適用されるようになってきますと、まあ、少しでもしょうけれども、小作料とかそういうのまで影響が及ぶのじゃないかなという気がするんですが、そこ辺については農政課、農業委員会が主体となるかと思いますが、そこら辺については今後検討される考えなのかどうか、お聞かせください。

○農政課長（四位 良和君）

各種、いろんな小作料等の取引とかそういったものについては、この畦畔率が議員御指摘のように基本になって、いろんなものが算定されていくことになるのではないかなと推測しているところではあります。

○岩元 涼一議員

こういう数値というものは、単純にこう一つの自治体が勝手に決められるものでもありませんし、課長のほうから説明があったように、その全国を小さく区切って調査をして、実測して求めてされるということであれば、その数値自体を、7.3%自体を受け入れざるを得ませんし、会計検査院の指摘でもそのようになっておりますので、このような、また返還とかいうことになりますと大変なことになりますので、これはもう、実際受け入れること自体については、私も反対するとかそういうものではないんですが、やはりそれが実際の現状を反映したものであるのかどうかです。

これからいきますと、単純にWCS用稲に限って見ますと172ヘクタールぐらいですかね、あったかと思うんですが、それはこの交付金の減額を計算しますと10アール当たり三千四、五百円ぐらいかな、それぐらいの減額になるかと思うんですが、これまでと同じ面積を作っていて、畦畔率の変更によって単純に交付金が減らされるわけですから、その点についてはやはり農家に丁寧に説明しなければならないと思うわけです。

先ほど5月でしたっけ、また説明会を開催される、各生産農家には今説明がありましたそれが

配布はされているわけですが、純粋にそれを実際理解されているかどうか、そこ辺はちょっと不明な点がありますから、その交付金がこれだけ減らされますよというのまで含めて、やはり農家には周知しないといけないのではないかと思いますので、今後も可能な限りこういうことを周知されるように望んでおります。

新型コロナウイルスですけれども、いろんなところに、宿泊業、飲食業など、当然です、当然といえますか、あるんですが、やはり製造業とか予期しないようなところにも影響があるかと思うんですが、そういう相談とかそういうものは役場の担当課窓口あるいは商工会そういうところに、厳しい、苦しいというような現実的な言葉が届いているのかどうか、そこ辺についてはいかがですか。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

実際、飲食業それと観光業だけではなくて、いろんな業種に影響が出てきております。民間の資金を借り入れる際にセーフティーネットという融資制度なんですが、それを使うには役場での証明が必要ということで申請が上がってまいります。

もう既に140を超える事業所からの申請が上がってきておりまして、中には当然飲食業、観光業もありますが、建設業であったり、病院関係であったりということで、様々な業種に及んでいるところであります。

○岩元 涼一議員

経済対策として町内に、先ほど町長からも説明がありましたように飲食業を中心としたといえますか、限定でしたけれども、さつま応援何とか金ですが、（笑声）それがやはり非常にためになったといえますか、売上げを維持できる、伸びたところもというような話でしたけれども、そういう効果があるとすれば、やはりそういうものをまた新たな対策、それについて必要であればちゅうちょなく行うと町長は施政方針の中でも言うておられますけれども、一方でまた、収束がある程度見えた時点でそういう政策を打ちたいというようなことも申しておられました。

任期も4月の23日でしたっけ、までですので、その間に、ちょっと実際のところ無理かなという気がするんですが、新たなこの経済対策というか、そういうのを行う考えはないのか、そこ辺について聞かせてください。

○町長（日高 政勝君）

先ほど答弁をいたしましたとおり、昨年のそういう対策を講じてから、やはりこのコロナが終息をしていないという状況の中で、町内のあらゆる業種の皆さん方が大変な思いをされているという現状がございます。したがって、施政方針にもちょっと触れましたけれども、任期中、来月の23日までありますので、できましたらこの会期中に第1号補正予算を御提案していきたいと思っております。

今ありましたような非常に厳しい、やっぱりこの、中小企業の皆さん方、小規模の方、いろんな業種にわたっているようであります。そしてまた、先ほどもありましたとおり町民の皆さん方についても、いろんな行事もできない、非常に心理的にもいろんな不安もお持ちでございます。ワクチンがこれから始まるわけでありまして、これが終息するまでは、やはりこの年内あるいは年度内いっぱいかかるのかなと思っておりますので、そういうことを見ましたら、早めに対策を講じていくことが大事かなと思っております。

今関係課のほうには指示をして、いろいろ協議もいたしておりますが、必要な緊急的なことをまた講じていきたいと思っております。来週ですかね、全員協議会があるようでございますので、その中で、ある程度の考え方というのをお示しできたらなと思っておりますので、今それぞれ担当課のほうには指示をして、協議の場を設定するようにはいたしておりますので、その際また御議

論を頂きたいと思っっているところでありませう。

とにかく、なかなかこういう状況が長引いておりますので、このままではいかんなどという思いを持っております。できるところで、まあ、財政的な問題もありますので、やはりその次の段階はまた次のところで、新しいトップの方が御判断を頂ければいいと思うんですが、私ができる任期中のところ、できるところはしっかり対応していきたいと思っっております。

○岩元 涼一議員

町長もその必要性を考えて、この会期中に、政策をまた出していきたいというようなこと考えてあられるようです。

経済というものは生き物ですので、できたら適期適期に、確実な政策が打てるように、それから先ほど、いろんなところ、業種に及んでいるということでしたが、例えば製造業とか普通のサービス業、そういうので国が打ってきた経済対策もあろうとは思っんですが、そういうので救済できる範囲、そういうのもあろうかと思っんですが、そういうのを担当課とされてはつぶさに把握して、やはりこういう政策を打った方がいいよというようなのがあるかどうか、そこら辺についてお聞かせください。

○商工観光PR課長（市來 浩二君）

国の対策としましては、最初の段階では持続化給付金ということで、個人で最大100万円、法人では200万円という制度がありました。それについては直接国のほうに申請をされる事業であるもんですから、町として、町内で何件あったとか、そういうところの把握はできておりません。

○岩元 涼一議員

まあ、その持続化給付金については国の政策かもしれませんけれども、いろんな対策を、考えられる対策を打つべきじゃないかという意味でこういうふうにして申し上げたところですので、町内いろんな業種がありますから、そういうところを、困っている業種とかそういうのが実際にあるとすれば、それを救済できるような方法は考えられないかという意味で申し上げましたので、今後また検討を頂ければと思っます。

それから先ほども少し出ましたけれども、コロナの影響で、いろんな様々な行事が中止になって、そしていろんな業種に影響が及んだということもございました。特に飲食店などの売上げが大きくそういう関連で減少したということもございますけれども、このコロナ、完全に終息することは今の時点ではないのではないかなという、私の専門的知識を駆使したところによりますと、（笑声）やはりそういう受け取り方をせざるを得ないということでありませう。

それであるならば、昨年1年間にいろんな行事を中止、見合せをしたんですが、終息しない限り、このような状態でいけば、先ほど出ましたようにいろんなところに影響が出てくると。町長のほうもいろんな対策を打ちながらということをおっしゃいましたが、必要最大限の感染予防対策を打ちながら町のいろんな行事も再開して、その大会自体というか、そういうものはしながら、そのあとのことはまた別でしょうけれども、そういうのを町として、やはりこう、ソーシャルディスタンス、手指消毒そういうのを徹底しながら再開していくと、随時、もう開催していきたいというような考えはないか、お聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

先ほどもお答えしたとおり、もう心理的に皆さん非常に委縮して、何もかんも、もう中止、中止と、頭からそういう方向に流れがちでございます。それで、まあ、ほとんど実施をされてないようでございますが、やはりこの、やり方によってできることもあるわけですので、そこをもっと行政のほうでもできる範囲でやれることを考えていただく、いろんな対策も当然講じながら、

そうしないとやはり、このアフターコロナ、いわゆるこのコロナが明けたときに、改めて、なら、再興をするとき、これは大変な御苦勞があると思うんです。それでやはり何らかの、こう、やれることをやっておかないと、今まで何もかも、もう中止、中止でずっと流れておって、まあ、それが心理的にも何もかもがこう、やる気がなくなっていくと、これが一番怖いんです。

したがいまして、やれることはやっぱりやっていかないと、地域の活動というのは全てがもう衰退して、もうやる気がなくなったと。リーダーも本当、そういう中で、みんながこうこんなに集まらんとやる気もなくなったとかになると非常に大変ですから、とにかくその仕向けを何とか、先ほどもお答えしたとおり、アフターコロナのことを考えて、今なら何をすべきかということもやっぱりやっていかないと、これは大変な負担と労力を要するのかなと思っており、新しく役員になった方は。それで、そののここをうまくつないでいけるような手だてというのを考えていく必要があるかと思っております。

まあ、いろいろ心配すれば、もう限りがないことでありますけども、やっぱりやれることは、どっかはやれる方法というのがあるかと思っております。そこをまた地域任せじゃなくて、やっぱり行政としましてもその辺のところを、何かこうお手本を示すような、先ほどもありましたとおり、そういうことを出していくことが大事かなと、ガイドライン的なものは出していく必要もあるかなと思っているところはございます。

そしてまた、せっかくして地域活動についてもそれだけ今でもこうやっておりますけど、新しい形の取組に対してはそういったほうに向かえとか、何かこう変えていかないと、行政もまた工夫をする必要があるかと思っているところでございます。改めてその辺を意識しながら、務めてまいりたいと思っております。

○岩元 涼一議員

私が考えるとおりの答弁が今返ってきたもんですから、つい、こう、意を強くしまして、やはり行事といいますか、そういうものをもう縮小、縮小ならまだいいですけども、もう中止、中止、そういう風潮になりつつあって、極端な言い方をしますと、去年のその1年間の公民会の役員とか、そういう方々何をされたんですかというぐらい、もう本当何もしちゃらん、言葉が少しあれですけども、何もしていないでしょうというようなことにもなりまして、それならまたもう1年私がしましようというようなところも出てきますし、そういう風潮になりつつあるんですよ。

4月から私も、新しい公民会長を引き受けることになっておりますのでこういうふうに申し上げるんですが、やはり町長が申されましたように、その地域、地域の活力を失われてくる、これが一番、こう、次につなげられなくなるということがありますので、その点については行政のほうからも、こういうふうにしたらどうですかと、先ほど2番議員のほうから提案もありましたように、そういうひな形みたいなものをつくって配布するとか、そういう対策も必要ではないかなという気がしますので、そこ辺についてはまた行政のほうでも考えていただきたい。

それから、4月から高齢者、そういうことの接種が始まるということですけども、今国のほうもいろいろやっているところでしょうが、実際にそのワクチンが入ってこないことにはその接種ができないわけですが、接種が仮に始まったとして医療従事者、高齢者そして一般の方々、基礎疾患を持っている方やそういうのを、65歳以上を優先してというようなこともあるんですが、ワクチンが限られていればその接種順位をどうするかも大きな課題になってくると思うんですが、例えば年長者からいくのか、希望される人からいくのか、そこ辺についてはどのような判断をされていますか。

○町長（日高 政勝君）

とにかく今の段階でさつま町にどの程度のワクチンが来るか、まあ、4月26日が最初になるかと思うんですけど、約1,000回分ということですから、そこを、なら、高齢者からとなっていますけど、高齢者からならどんな順序でするかということですが、それぞれの自治体で、例えば90歳から先にするとか、まあ、いろんなこういうやり方は確かにあると思います。

ただ、そこを小分けするのか、高齢者となっていますから、先ほどの議員の方にお答えしたとおり、まずやっぱり基本的には各医療機関のほう、かかりつけ医がいらっしゃるわけですから、高齢者は特にこのかかりつけ医がいらっしゃる場所でありますから、そこでやっていただくと。1,000回分来たときに、なら、最初、ならばしたときは、やっぱり1,000回分くつたれば、2回こう考えてやらんといかんわけですから、1,000回分きて、次はいつ来るか分からんし、なら1回された方が例えばもう必要な期間の中に2回もできないと、あとの人、次から次としたらもう2回目ができないということになってしまうと、また期間内にはできないということになりますから、基本的にやっぱり1回された方は2回はできるようにせんといかん、期間内に。その配慮もせんといかんということですから、なかなかこの辺はそのワクチンの量が来ないと、なかなか次に進めない、どんな形でするかということも非常に難しいんです。

各医療機関で、なら今御相談をしているのは、各医療機関でそれぞれお願いしますと。Aという医療機関は、なら1日何人できるのか、午前、午後、一般の診療をしながら。そしてそこにワクチンをこう解凍して、小分けをして早く配らんといかんという仕事がある。そこがもう、ちょっと分からんことには、どこにどうどれだけ配ってよかとか、それによって今日は来んじやった、これ余ってしもうたとなれば本当困るわけですよ。限られたワクチンを有効に活用せにゃいかんということですから、非常にこの辺が難しいところです。そしてまた希釈をしてせんといかんということになりますから、まあ、この辺は非常に物理的にもいろんな考え方をせんといかんし、誰が、何日、どこで、した、そういう記録もちゃんとつかまんにゃいかんし、もうかなりやっぱりいろんな苦勞が出てくるかと思っておりますので、とにかくこの、そこは、各、今詰めをさせていただいております、各医療機関の皆さんと。それで御協力をそれぞれの医療機関のほうでよろしくお願いしますということをしてありますので、その踏まえ方で、まあ、並行して日曜日辺りに、なら集団接種をするとか、ある程度進んだら高齢者施設のところで先生方が、かかりつけの先生がいらっしゃいますのでそこに行ってしてもらうとか、いろいろ考えるところがあまして、なかなか今のところ先をこう考えていますけど、先をこう、いけるようなワクチンが、そこが分からんのですからどうしようもないです。

○岩元 涼一議員

私も分からないからこういう質問をちょっとしたところではありますが、ファイザー社製ですか、あれについても2回接種が基本ということで、1回目を打ってから最初は、何か2週間か3週間してまた2回目を打ちなさいと、そうすれば効果があるよという話だったんですが、最近はそのワクチンが手に入らないことから1回接種でも同じぐらいの効能を得られるとか何とかという話に今なりつつあります。

それで、そのもともとの知見というか、そういうものをどういうふうにしてそういう2回のやつが出てきたのか、そういうのも全然周知もないですし、そういうふう簡単にええられても困るというようなところもありまして、それで全協のときあったように、まあちょっとお聞きしたんですが、副反応についての不安があるということから、4人に1人はこの様子を見ると、様子見というか、これは日本人独特の考え方というのはテレビなんかでもちょっとあったんですが、人が先にしたやつを見て、自分が今度はあとで判断するという、その私が先にしますというあれじゃないというようなことだったんですが、こういう接種を進めるためには、大臣あたりが、大

臣じゃなかった、医療関係者あたりがせっかくですからということで接種をされているんですが、接種した医療従事者の中には亡くなった方もいらっしゃったと。それはただ、死因はくも膜下出血であって、そのワクチン接種との直接的な因果関係は分かっていない。要するに、それは副反応ではなくて、たまたまくも膜下を発症されたというようなことのようなのですが、しかしまあ、世界では100人を超える方が接種後死亡しているというような報道もあるんですよ。

それが、そのワクチンとの因果関係がどうか、そこは説明はされておられませんので私は何とも言えないんですが、ただ、その接種して副反応を発症するよりも接種しないでウイルスに罹患するリスクのほうが高いということでありますので、やはりワクチンを接種したほうがかからない率が高いですよというようなことがありますので、それはやっぱり町民の皆さんにもこう周知して、何と申しますか、怖いと、もしということを考えればワクチンを打ちたくないという方が相当数いらっしゃるということですので、そういうところをこう不安を払拭するような、しかも接種後の体制も取られていますし、その後もしというときの対応策も取られていますので、そういうところまで含めて町民に説明していくのが必要ではないかなと思うんですが、そこ辺についてはいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

この、このファイザー社製については、もういち早く、数量的にもたくさん生産ができて、日本政府も第1番目にこの認可をしたということになっております。まだ、開発中のワクチンもあるようでございますし、最近もう、1回でいいよというジョンソン・エンド・ジョンソンというんですかね、それもできてきておりますけど、まだ開発されたままであります。日本にいつ入るか分からんし、認可がされるかどうか分からんところがあります。

ファイザーの場合は今あったとおり95%、非常に有効性が確認をされているというようなことで、打たないよりも打ったほうが予防の効果が高いということをおっしゃっておりますので、やっぱりその辺の理解をいかに深めていくか、もう副反応が先に、この、いろいろ先に出てしまうと皆さん不安を感じて、やっぱり遠慮しがちでありますので、やはりそこ辺の対応については、これまででた方もしっかりとまた対応ができていますと、国内ではそういう報道もされておるようであります。

医療従事者の方が優先接種ということになったのは、やはりそういう関係者、専門的な職でありますから、そういう状況も見るために優先接種をされたと思っております。今のところ、大きなところまでなっていないようでありますので、やはりこのワクチンによって自分の命を守ることができる、そして当然この自分の家族にしろ、それから周りの人も、そういう人まで助けることになるということも理解を深めていただいて、できるだけ、やっぱりこのよっぽど、いろんな事情から打てないという方もいらっしゃると思いますけども、たくさんの方が打っていただくということがその終息の方向につながっていくと思っておりますので、そこ辺の理解をしっかりと、また役場のほうでもそういう相談窓口も設定をして、そういういろんな不安等についても対応するように体制を整えるということにしておりますので、そこ辺はまた十分しっかりとこの周知をしていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

ウイルスは、もう今日本でも出ておりますけど、変異ウイルスというのが出てきているということでイギリス型、南アフリカ型、ブラジル型ですか、そういうのが出てきております。それで鹿児島でも変異ウイルスが発生したと、そういうところはその、どこで変異するかも分からないわけですので、海外渡航歴がない方がそういう型に感染しているということであれば、それはどこか国内で、国内でと申しますか、そういうところで変異をしたというふうにしかならなくなる

わけですので、で、もう、その変異ウイルス、それに今のワクチンの効果があるというような、あれも出ているようですので、このワクチン接種がスムーズに進められるように、やはり不安を払拭するための周知策は必要ではないかなと思うところでありまして、あとはもう感染防止を取り入れた生活スタイル、これを模索しながら、普通のインフルエンザ、これもありますので、こういう普通のインフルエンザ同様に感染していくぐらいのレベルにならないと、収まるというか、そういうところは見通せないのかなという気がしますので、これは町長もおっしゃっていますが、新たな生活様式を生み出して、これまで既存の生活様式と並行してできるような、そういう新たな生活スタイル、そういうものをするために町としては時期を失することなくこの対策を打っていただくように願うところであります。

もう時間がありません。最後になりますけれども、これまで町長はじめ職員の皆さん、私のこの質問等に対しまして真摯に答弁頂きましたことに対しまして、御礼は言うなということでございますが、御礼を申し上げたいと思います。さつま町のさらなる発展を心より祈念申し上げます、私の最後の質問を終わらせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は、全部終了しました。

明日は、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時03分

令和3年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

令和3年3月9日

令和3年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和3年3月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	崎 野 裕 二 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	原 田 剛 志 君	町民環境課 長	下 田 良 二 君
保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課 長	有 村 哲 君
子ども支援課 長	羽 有 郁 夫 君	農政課 長	四 位 良 和 君
商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君	ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君
建設課 長	野 田 真 一 郎 君	水道課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	田 中 俊 朗 君	教育総務課 長	中 間 博 巳 君
学校教育課 長	界 敏 則 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 7 号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 第 3 議案第 8 号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について
- 第 4 議案第 9 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 10 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 6 議案第 11 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 7 議案第 12 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第 13 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 14 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 10 議案第 15 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 11 議案第 16 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 17 号 令和 3 年度さつま町一般会計予算
- 第 13 議案第 18 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 14 議案第 19 号 令和 3 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 15 議案第 20 号 令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 16 議案第 21 号 令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 17 議案第 22 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 18 議案第 23 号 北薩 3 消防本部消防通信指令事務協議会の設置について

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	6	さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
	9	さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
	1 1	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
	1 2	さつま町介護保険条例の一部改正について
	1 3	さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
	1 5	さつま町火災予防条例の一部改正について
	1 6	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
	1 7	令和3年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		1 款 町税
		2 款 地方譲与税
		3 款 利子割交付金
		4 款 配当割交付金
		5 款 株式等譲渡所得割交付金
		6 款 法人事業税交付金
		7 款 地方消費税交付金
	8 款 ゴルフ場利用税交付金	
	9 款 環境性能割交付金	
	1 0 款 地方特例交付金	
	1 1 款 地方交付税	
	1 2 款 交通安全対策特別交付金	
	1 3 款 分担金及び負担金（関係分）	
	1 4 款 使用料及び手数料（関係分）	
	1 5 款 国庫支出金（関係分）	
	1 6 款 県支出金（関係分）	
	1 7 款 財産収入（関係分）	
	1 8 款 寄附金（関係分）	
	1 9 款 繰入金（関係分）	
	2 0 款 繰越金	
	2 1 款 諸収入（関係分）	
	2 2 款 町債	
	歳出	
	1 款 議会費	
	2 款 総務費（関係分）	

委員会	議案番号	件名
		3款 民生費 4款 衛生費 8款 土木費（関係分） 9款 消防費 12款 公債費 14款 予備費 人件費全部 第3条 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用 18 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 19 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 20 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算 21 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 23 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について
文教経済 (第2委 員会室)	7 8 10 14 17 22	さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について さつま町立学校条例の一部改正について さつま町営住宅等条例の一部改正について 令和3年度さつま町一般会計予算（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳入 13款 分担金及び負担金（関係分） 14款 使用料及び手数料（関係分） 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 17款 財産収入（関係分） 18款 寄附金（関係分） 19款 繰入金（関係分） 21款 諸収入（関係分） 歳出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（関係分） 10款 教育費 11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為 22 令和3年度さつま町上水道事業会計予算

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和3年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

11番、新改幸一議員から、途中退席の申出があり、許可しましたので、お知らせします。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、3月1日に提案がありました議案第6号から議案第23号までの議案18件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、日程第2「議案第7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について」、日程第3「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から日程第3「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。これから議案第6号から議案第8号までの議案3件について一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定の関係でございますが、先般から、防災専門官も新年度から採用したいということでの説明があつたわけでありましてけれども、現在は危機管理監もいらっしゃるわけでありまして、防災専門官と危機管理監の違いというのはどのようなふうに考えていらっしゃるのか、説明を求めます。

○総務課長（崎野 裕二君）

現在、危機管理監として総務課長が兼任をしているところでございます。危機管理監を設置された当初の概要といいますか、目的につきましても、トータル的には、町内の防災を含めました安全安心に対する町民への施策の展開ですとか啓発ですか。そういったものに対する取組を主になつて行く役割として設けられたというふうに認識をしておりますけれども、今回の防災専門官につきましても、その中で特に最近、災害等が激甚化しておりますし、頻発しておりますけれども、そうした気象情報等の見方というのですか、天気図の見方ですとか、その地域の特性に合った避難勧告、避難指示、そういったもののタイミングの発令のタイミングですとか、そういった専門的な知識の中でアドバイス、指導助言がいただける立場の方々、あるいは防災計画等につきましても、最近いろんな計画の策定が求められておりますけれども、そういったものを横断的に整理できるような方々、経験のある方々、そして、一たび災害等が発生したときにそういった対応に慣れた方々ということで、防災専門職の方を置いて、広く、職員の経験値もあんまりありませんので、職員向けの研修ですとか、そういったものについて指導いただければということをお願いしているところでございます。

○宮之脇尚美議員

概要は判りましたけれども、確かに、最近の気象状況というのはスポット的な大雨ということ

もありますし、災害等も予想されるわけでありますので、なかなかそういう知識のたくわえといえますか、経験といえますか、そういうものについてはなかなか職員も、そういう士気を持った職員というのはほとんどいないというのが現状じゃなかろうかと思うところであります。

ただ、現在いろいろ情報も、気象庁なども詳しい情報を出しておりますし、ウェザーニュース等については、特に専門的な見地からそういう単一の団体への自治体への情報というの、現在も持っていらっしゃるかと思えますけれども、あるいは県とか河川が、川内川が国管理の河川がありますので、こういう河川等の状況についても逐一情報が提供されるんだろーというふうなふうに思うところであります。

以前から、特にこの川内川の洪水については、やはり待機の水位とか、あるいは警戒本部の設置をするための一つの目安とか、そういうものがありましたし、雨量についても気象庁からもそういうものについては多分あるでしょうし、また、ウェザーニュース等からもあるかと思うんですけども、そういう中で、あえて防災専門官というのがどうなのかなという感じがします。

そういうデータをある程度みますと、気象学をもって当たらなければならないような職務になるのかなという感じがするんですが、そういう点からしますと、消防署のほうも当然そういう講習等も受けられて、一定程度の習得をされているんじゃないかと思うんですけども、多分自衛隊等を予想されている、自衛隊員のそういう退員をされた方々等を予想されているかと思うんですが、そこら辺の絞り方の関係、そういう気象学等については大きな団体については消防署等で対応できる方もいらっしゃるかと思えますけれども、そこら辺の見極め方というのは非常に難しいんじゃないかというふうに思うんですが、危機管理監は、どちらかという職員向け、防災専門官はどっちかというそういうものを判断するための情報等を収集して、危機管理監との調整を図ると。そういう考え方でよろしいですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

梅雨期の、あるいは台風風の風の当たり方、こういったものは、避難勧告指示等を出すときの判断は、我々も今、私の下に係員三、四名でよく相談をしながら、いただく情報を整理しながら、それと過去の情報を整理しながら、非常にしびれるような判断を迫られているところであります。

そういった中で、我々の事務的な知識よりももう少し専門的な視点で見ていただいたときのほうが少し早目に、あるいは傾向と対策が練られるのでないかというところがあります。

本当に一回一回の雨、避難勧告を出さないまでも、その直前のところでのぎりぎりの選択というところを迫られるときには非常に肝が冷えるといえますか、そういった状態の中でいつも判断をしているところであります。

そういったところに指導助言をいただければ、非常にその都度その都度の判断に誤りもないし、適宜適切な判断ができるのではないかというふうに思っているところであります。

それから、防災専門職ということで資格取得等も兼ね備えて持っていらっしゃると思いますので、地域の防災力の向上に資するような啓発的な取組も指導いただけるのではないかというところも期待しているところであります。

○宮之脇尚美議員

ある程度理解はいたします。基本的な受講さえ習得をすれば、ある程度判断がつくんじゃないかろうかというふうなふうに思いますし、そういう専門的な知識を習得すれば判断はできるんだろーと、いうふうに思うところであります。

まあ、経験から言いますと、私も気象学、海洋気象学等についてそれぞれ違いますので、かつてはそういうことで、独断でやったこともあったんですが、決して間違いじゃなかったというふうには思っておりますけれども、以前から申し上げております、例えば地域の雨量計とか、そう

いう風速計とか、風速計は何か所も要らないわけですが、そういうものを基にした、住民避難の誘導とか、あるいは自宅待機とか消防団の出動とか、そういうものを網羅的に考えれば、一通りそういうものをやるとなれば、地元を十分熟知されている方々、あるいはまた消防署のOBとか、そういうものは考えていらっしやらないのかどうか。自衛隊にも当然そういう資格の取得をされる方もたくさんいらっしやると思うんですけども、幅広く考えて、そういう採用をされる場合には、御検討をいただければというふうに、これは要請をいたしておきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第8号までの議案3件については、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第5「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第6「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第7「議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第8「議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、日程第9「議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第10「議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第11「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第4「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」から日程第11「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案8件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。これから議案第9号から議案第16号までの議案8件について一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第16号までの議案8件については、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第12「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」を議題とします。
本案の提案理由については、説明済みであります。これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号については、配付してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第13「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第14「議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15「議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第16「議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第17「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第13「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第17「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。これから議案第18号から議案第22号までの議案5件について一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第22号までの議案5件については、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第18「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第18「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

議案第23号でございますが、本町と薩摩川内市、阿久根市の2市1町による指令室の統合ということで説明があったところでありますが、これについてはいろいろ過去にもあったわけでありまして、今回こういうことで、実質的に稼働していくということになりますと、いろいろまた詰めの段階では大変な状況になるんじゃないかなろうかというふう思うところがあります。

今後、そういう進められる中で、この司令室の人員配置というのは各消防署から派遣という形になるのでしょうか。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

まず、議員が今発言をされました2市1町という体制でございましたけれども、阿久根地区が消防組合でございますので、1市1町の、2市2町の体制でございます。

それでは、質問の内容でございますけれども、通信指令の人員についてでございますが、各本部に割り当てられた、これから協議をしますけれども、人員を指令センターに派遣をする。それから、消防本部にはまた別に通信指令、指令業務の受付の業務ではなくて一般電話の受付であったり、無線の対応であったり、関係機関への連絡であったりということで、専属の職員も配置する必要が出てまいります。

○宮之脇尚美議員

ということは、薩摩川内市で一括してやられるものについては、119がメインになるということで理解してよろしいですか。

○消防長（田中 俊朗君）

119番の受付から、出動指令を出すところを原則として対応するというようになっております。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○宮之脇尚美議員

当然、それは各1市1町からの消防署員の派遣になろうかと思うんですけれども、それ以外に本町でもその他の事項については、司令室に類似したようなものを設けるということでもありますけれども、人員的にはどうなんですか。現在は、以前3人増やしてそのままの状況ということで、人員的な体制の問題でございますが、派遣した場合には、体制的には問題はないということで理解してよろしいですか。

○消防長（田中 俊朗君）

現状では、何名派遣するかはまだ決定はしていないところでございますけれども、積算では、3名程度が妥当ではないかというふうに検討しているところであります。ただ、今通信指令係が消防本部に6名おりますけれども、そこから3名派遣をするというふうになりますと、通信担当が3名ということで残りますけれども、そこで3名で果たして今、私が前に説明しました受付の業務やら無線の業務というのが可能かというところは、まだ現在のところでは検討の段階に入っておりませんので、お答えはちょっとできないところでありますけれども、昨年9月に全員協議会で御説明をさせていただきましたように、小規模な広域化、小規模な共同運用では、人的なメリットというのはほとんど得られないというような、総務省消防庁のほうもそういった見解を出しておりますので、人的には現状維持が最低のところではないかというふうに判断をしているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

消防長、同じような議案第23号の件ですけれども、薩摩川内市に統合されて、いろんな救急業務、消防業務が、指令が向こうから出るようになってくるんですけれども、そうしたときに、一番末端になるうちのまちのところの指令の状態ですが、一旦薩摩川内市から指令を発せられて、救急業務あるいは消防業務にどれぐらいの時間がかかるというようなことを推定されているのか。それと、その対応が十分機能するような感じになっているのか。そこをちょっとお聞きします。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいまの御質問ですけれども、現状の予定では、薩摩川内市消防局の通信に通信指令センターを設置しますので、そこから各諸署に、さつま町の消防署、阿久根市の消防署等に指令を出すということで、その指令システムについては、最新のシステムを119番の受付から指令をするまでは、全てコンピューター制御でというような最新のシステムを導入いたしますので、時間的にタイムラグが発生するということは考えておりません。対応としては、現状より高度になるというふうに認識をしております。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○川口 憲男議員

もう一点確認。その時間のロスとかいろんなのは考えておりませんという言葉なんですけれども、さつま町の消防本部があった時点と薩摩川内市に移った時点、それを考えたときに、当然、こっちから救急搬送あるいは火災発生を言っても、薩摩川内市に先に入るわけですよ。それから指令が各消防署に発令されると。そしてまた、同時にそれが消防団にも入る段階があるのか、そこあたりがこれからの詰めだろうと思うんですけれども、やっぱり指令形態がもう消防長がおっしゃるように、現在のコンピューター、パソコンも使う、いろんなのを使って、それは完璧にしていくというような話なんですけれども、往々にすればそのコンピューターも非常にずれが出てきているのが現状じゃないですか。1で薩摩川内市消防署に電話して火災と言っても、それが順に伝わっていく。末端の、例えば鶴田の上場の辺に火災というときに、それが時間的にどのようなシステムがあるかとか、そういうことは今後消防長の間でも詰めの段階で、オンラインの状態でどういうふうに出ていくか。

以前、ちょっとこうして聞いたことがあったのが、さつま町の消防本部の中でも、町外の職員が増えたら場所を知らない。救急車で走っていきながら、その場所を知らないというのがありました。そんなのをどうこう言うて、その頃も、車のナビですか、あれを使っているんですけれどもそれが判らんというのかあったんですけれども、そこ辺りの詰めはこれからされていかれると思うんですけれども、どういうふうな方向性で求めていかれる考えなのか。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいまの御質問でございますけれども、時間的なタイムラグといいますか、遅れというのは、現状の各消防本部で119番を受信して、指令を出して出動するのと、時間的には、先ほども説明した繰り返しになりますけれども、時間的なずれは全くないと認識をしております。これは機械的なものでございます。

それから町外の職員が受信をすると、場所の特定という部分で時間が変わるのではないかとというようなこともございますけれども、確かにさつま町の職員が派遣をされて、薩摩川内市や阿久根地区の119番を受信すると。その逆もあるわけなんですけれども、そういったときは、地理が不案内ということの部分もありますけれども、センターには各本部から派遣した職員がおりますので、そういった地元の職員が補完をすることでというような体制もできております。

また、今、一般の固定電話からですと100%場所の特定はできます。それからGPSによりまして携帯電話からの119番通報も、場所も特定ができるような機能を備えておりますので、場所の特定に関しては、高度な機器の導入、それと職員の研修等で対応が可能というふうに認識をしております。

議員御指摘のとおり、これからまた様々な問題をクリアしていかないといけないというようなことも認識をしております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号については、配付してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から3月12日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

3月23日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時56分

令和3年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

令和3年3月23日

令和3年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和3年3月23日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	崎 野 裕 二 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	原 田 剛 志 君	税 務 課 長	松 山 和 久 君
町民環境課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課 長	有 村 哲 君	子ども支援課 長	羽 有 郁 夫 君
農政課 長	四 位 良 和 君	商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真 一 郎 君
水道課 長	三 角 芳 文 君	消 防 長	田 中 俊 朗 君
教育総務課 長	中 間 博 巳 君	社会教育課 長	三 腰 善 行 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 第 3 議案第 8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について
- 第 4 議案第 9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 6 議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 7 議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
- 第 8 議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 9 議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第10 議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について
- 第12 議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第13 議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算
- 第14 議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第16 議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第17 議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第18 議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算
- 第19 議案第26号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）
- 第20 議案第27号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第28号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第29号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第30号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第31号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第26 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第27 報告第 1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について
- 第28 報告第 2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第29 行財政改革対策調査特別委員会報告の件
- 第30 議会活性化調査特別委員会報告の件
- 第31 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和3年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

なお、常任委員会審査の過程で補足説明資料等に印字誤りがあり、執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配付のありました正誤表により訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

△日程第1「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、日程第2「議案第7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について」、日程第3「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」、日程第4「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第5「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第6「議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第7「議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、日程第8「議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第9「議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第10「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」、日程第12「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第13「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」、日程第14「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第15「議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第16「議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第17「議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第18「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から日程第18「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案18件を一括して議題とします。

これからそれぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

それでは、おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、「議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」。

以上の議案13件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」であります。

特別職の範囲が狭められ、専門職などについても会計年度任用職員として原則1年間任用されるものであるが、専門職の知識や経験を活用した任用ができるよう、任期を3年間とする任期付職員の制度を新たに設けるものであります。

質疑の中で、どのような職種の採用を見込んでいるのかただしましたところ、現在、防災専門官を予定しているが、見込まれるものとしては、実績のある滞納整理、農政・林業などの専門的知識・経験を有する業務などが考えられるとのことであります。

次は、「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法の改正により、新型コロナウイルス感染症を恒久的に感染症と位置付ける措置が講じられたことから、関係条例を改正しようとするものであります。

次は、「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法の改正により医療機関での被保険者資格の確認について、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入を図るものであります。

質疑の中で、マイナンバーカードの普及率が低い中、どのように運用していくのかただしましたところ、カードの交付を受けていなくても被保険者証によりオンライン資格確認が可能であるため、制度の普及啓発を図りながら、当分の間はマイナンバーカードと被保険者証による資格確認で対応する形になるとのことです。

次は「議案第12号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

介護保険料は、3年ごとに見直しを行っているが、今回の改正は令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料を据え置きとするため、保険料率の改正は行わず、3年間の対象年度を

改めるものであります。

次は、「議案第13号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、本町が指定する地域密着型サービス事業について、利用者への虐待防止や感染症予防対策の強化などを追加するもので、上位法の一部改正に伴うものであります。

質疑の中で、町内事業所で、利用者への虐待事案はないかたまたましたところ、本町では施設利用者の虐待案件は発生していないとのことであります。また、専門的見地を持つ介護相談員が、施設職員を介さず直接利用者の相談を受けることにより、未然に虐待を防止していることもその要因であるとのことであります。

次は、「議案第15号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法の改正により、電気自動車等の急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大するものであります。

次は、「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、消防団員の処遇改善を図ることを目的として、水火災1回4,500円以内を7,000円以内に改めるなど、費用弁償の支給額を改正しようとするものであります。

質疑の中で、改正後の費用弁償の支給額は県内でどの程度の水準になるのかたまたましたところ、県内の平均額は1回4,800円程度であり、1回8,000円という自治体が最も高く、本町はこれに次ぎ2番目に高くなるとのことであります。

また、活動内容に応じた詳細な支給額を消防団員にどのように周知していく考えか、たまたましたところ、4月から入る新入団員を含めた全団員に資料を配付し、周知していく予定であるとのことであります。

次は、「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項2目行政管理費の派遣職員研修費について、国・県などへの派遣職員の3名の旅費として539万6,000円が計上されております。

質疑の中で、派遣された職員はどのような形で派遣内容の報告をしているのかたまたましたところ、派遣職員には毎月復命書の提出を義務付けており、復命内容は全職員が自席パソコンで閲覧できるようになっている。また、派遣終了後には全職員向けに発表する機会を設けているとのことであります。

次に、2款1項8目地域振興費の地域おこし協力隊事業費について、県立薩摩中央高等学校魅力化コーディネーター活動費用として784万7,000円が計上されております。

質疑の中で、コーディネーター配置の目的と具体的な活動内容をたまたましたところ、町内唯一の高校である薩摩中央高校の入学者を増やすことを目的として、地域と連携した魅力ある高校づくりを推進するものであります。具体的には、地域社会と学校の連携による協働体制づくり、放課後や夏休み等における学習支援、様々なツールを用いた情報発信、大学や民間企業との連携による魅力化の推進などを行うとのことであります。

次に、2款1項13目財産管理費の財産管理事務費について、閉校施設や公用車の維持管理費として1,871万7,000円が計上されております。

質疑の中で、閉校した小中学校の跡地活用をどのように推進していく考えかたまたましたところ、町内の民間企業が4月から平川小学校跡地を活用して、アケビを利用した酢の製造を始めるとのことであります。また、廃校活用については町内外にアイデアを募集しているが、コロナ禍により事業拡大が困難になってきている状況でもあり、最終的に活用がない場合は、維持管理費

や防犯面等を考慮すると、校舎解体も検討していく必要があるとのことであります。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費のマイナンバー事業費について、マイナンバーカードの普及率向上のため、イベント会場での申請受付や日曜開庁などの経費として1,760万7,000円が計上されております。

質疑の中で、日曜日の開庁ではどのような事務をしているのかただしましたところ、申請はインターネット等でも可能だが、交付については原則本人に直接交付することになっており、役場開庁時間に受け取れない方もいるため、予約があれば日曜日に開庁し、カードの交付のみを実施しているとのことであります。今後、マイナンバーカードの需要が高まり申請者数が増加すれば、交付だけではなく申請についても日曜日の対応を検討していくとのことであります。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の権利擁護推進事業費について、2月に新設された権利擁護センターの運営経費として489万4,000円が計上されております。

質疑の中で、権利擁護センターの業務内容についてただしましたところ、日常生活上の判断が困難な高齢者や障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を行うもので、令和3年度は職員研修や啓発活動を推進していきたいとのことであります。

次に、3款2項2目児童福祉費の児童療育支援事業費について、児童発達支援に係る経費として9,969万9,000円が計上されております。

質疑の中で、事業拡大したクオラバンビーノの利用状況についてただしましたところ、1日当たりの利用定員が10人から20人に増え、実利用者数も増えている状況であるが、現在の1日当たりの利用者は平均13.4人とのことであります。今後は、クオラバンビーノと連携を図りながら、送迎サービスなども検討することで利用者の増につなげていきたいとのことであります。

次に、4款1項4目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ワクチン接種を円滑に実施し、感染拡大を防止するための費用として1億1,717万3,000円が計上されております。

質疑の中で、ワクチン接種体制についてただしましたところ、医療従事者、高齢者、高齢者施設等の従事者、60歳以上65歳未満の方、それ以外の方の順に接種を行っていき、現在の予定では4月末頃から接種できる見込みとのことであります。また、民生三課を中心としたプロジェクトチームを組織し、3月下旬からはコールセンターを設置するなど、接種券の送付に向けた体制づくりに取り組んでいるとのことであります。

次に、4款1項8目環境衛生費の墓地公園管理費について、町内3墓地の維持管理費用として120万7,000円が計上されております。

質疑の中で、墓地の改葬に伴う墓石の撤去が不十分なところも見受けられるが、一定の基準があるのかただしましたところ、墓石の撤去の基準は特に定められておらず、業者により多少違いがあるとのことであります。

この回答を受けて、墓地の環境整備を図るため、統一した基準を策定し、撤去業者と十分協議するよう要請いたしました。

次に、9款1項2目非常備消防費の消防団費について、消防団員の報酬、費用弁償及び分団の運営交付金等として8,153万8,000円が計上されております。

質疑の中で、消防団分団運営交付金の内容についてただしましたところ、従来の防火啓発優良分団報奨金を廃止し、新たに運営交付金として各分団に交付するもので、分団の会議や研修、災害時非常食、飲料、消耗品等の購入を想定しているとのことであります。1分団当たり3万円の分団割と団員1人当たり3,000円の団員数割の合計で算定され、1分団の平均額は8万4,000円程度であるとのことであります。

次に、歳入の1款4項1目市町村たばこ税について、1億1,454万9,000円が計上されております。

質疑の中で、たばこ販売協同組合に加入していないコンビニエンスストアなどで販売された市町村たばこ税は、本町の税収入になるのかたどしましたところ、2卸売業者がコンビニの本店ではなく各店舗に販売しているため、コンビニを含む町内の各店舗で販売されたたばこの市町村たばこ税は、本町に収納されるとのことです。

次は、「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費や国民健康保険事業費納付金等が、歳入では、国民健康保険税、県支出金、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が30億9,204万5,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、6,124万6,000円、1.9%の減額となっています。

保険給付費については保険診療に係る費用負担であり、予算額は23億3,590万7,000円で、全体予算額の75.5%を占めております。

次は、「議案第19号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等が、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が3億6,388万1,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、642万円、1.7%の減額となっています。

後期高齢者医療広域連合納付金については、主に被保険者の保険料と基盤安定負担金で、連合会に納付する負担金であり、予算額は3億5,119万1,000円で、全体予算額の96.5%を占めております。

次は、「議案第20号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費などが、歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金等が計上されており、予算総額は35億9,440万6,000円となっています。前年度当初予算と比較すると5,800万2,000円、1.6%の増額となっています。

介護サービス給付費については、介護度が要介護1から要介護5までの方を対象とする保険給付費であり、予算額は29億6,830万8,000円で、全体予算額の82.6%を占めております。

次は、「議案第21号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、施設管理費、公債費等が、歳入では使用料のほか、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が5,061万3,000円となっています。前年度当初予算と比較すると196万9,000円、4.0%の増額となっています。

農業集落排水事業は、供用開始より24年が経過し、令和3年1月末現在の供用率は93.2%であります。また、令和2年度は新築・転入等により、新たに5件が加入したとのことです。

次に、「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」であります。

消防通信指令に関する事務を、薩摩川内市、阿久根地区消防組合及びさつま町で共同運用するため、規約を定め、協議会を設置しようとするものであります。

質疑の中で、共同運用することにより通信指令に遅れが生じることはないかたどしましたところ、薩摩川内市に通信指令センターを設置し、出動指令を行うことになるが、基本的には従来と

変わらない運用となるため、遅延は発生しないと考えているとのことであります。

最後に、防災専門官の雇用経費が計上されており、退職された自衛官を採用したいということであるが、退職自衛官を雇用する理由について関係課長にたどしましたところ、災害時に活動経験のある自衛官を雇用することにより、的確な助言を受けることができることと、地域防災マネージャーの資格を有している方を雇用した場合に、財源手当として人件費の2分の1以内の額が特別交付税で措置されるため、その有利な制度を活用する計画であるとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。続きまして、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について」、「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」、「議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」関係分及び「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」、以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第7号 さつま町学校教育施設整備基金条例の制定について」であります。

本条例は、令和3年4月から、旧平川小学校の一部の施設を民間事業者の有償貸付けを行うことに伴い、補助金適正化法に基づく財産処分の手続の規定により、学校教育施設の整備に関する経費の財源に充てるため基金を設立する必要があることから制定するものであります。

次は、「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」であります。

この公園は、鶴田保健センター駐車場に隣接し、ゲートボール場などもあり利用者が多かったが、現在は利用実態がないことから、廃止しようとするものであります。

質疑の中で、廃止後の管理についてたどしましたところ、トイレはシルバー人材センターに委託し、公園部分も定期的に草払い等を行うとのことであります。

次は、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、令和4年3月31日をもって町立鶴田幼稚園を廃止しようとするものであります。鶴田幼稚園の園児数は、平成24年度の26名をピークに年々減少しており、一昨年度の園児募集についても期間中の応募はなかったことから、現在は定員40人に対し7名となっております。そのような中で、令和2年度は5歳児の卒園等により園児がいなくなることから、令和3年度は休園措置をとろうとするものであります。

次は、「議案第14号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、おしどり団地の整備に伴い、令和3年3月に新たに3棟6戸が完成するため、

戸数の改正と戸子田団地1棟3戸が空き家となったことから用途廃止し、6戸から3戸に改正するものであります。

次は、「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。1目農業委員会費には、農業者年金事務費として43万3,000円が計上されています。

質疑の中で、農業者年金の新規加入の勧誘に取り組んでいるようだが、新規加入の状況と受給者数についてただしましたところ、毎年度2名の新規加入の目標は達成しており、全体の受給者数は393人とのことであります。

5目農産園芸振興費には、6次産業化推進戦略に基づき、農林水産物の6次産業化や農商工連携による特産品開発を行い、農家の所得向上を目的に、農産物加工施設整備費と機械の購入に対する補助金として200万円が計上されています。

質疑の中で、補助を利用した販売者の売上げについてただしましたところ、個別の売上げは把握していないが、販売者の了解を得た上で全体の売上げを把握し、費用対効果を検証していくことは大事であるので、今後検討したいとのことであります。

10目農地費には、鶴田・神子・求名・中津川地区を対象とするさつま北部地区での県営中山間地域農業農村総合整備事業の事業採択に向けた、さつま北部地区農村環境計画策定業務委託費として632万5,000円が計上されています。

質疑の中で、受益者負担についてただしましたところ、用排水施設整備と暗渠排水施設整備は工事費の5%を負担、農道等は整備後一定要件を満たした農道または町道として管理できることが見込まれるものは負担はないとのことであります。

次に、7款1項商工費の関係であります。4目物産観光施設費には、うましき里きららの楽校指定管理料として806万5,000円が計上されています。

質疑の中で、うましき里きららの楽校の経営状況についてただしましたところ、新型コロナウイルスの影響で昨年12月末では一昨年と比較して宿泊者が約半分、収益は約3割であった。しかし、今年に入り、町内で大きなスポーツ大会が開催されており、今後も合宿等の予約が見込めそうなことや、利用料の安いテントサイトが人気であることなどから、少しでも収益を上げられるよう努力をされているとのことであります。

7目移住定住促進費には、転出抑制と定住人口の増加を目的とし、新卒者就労支援奨励金として820万円が計上されています。

質疑の中で、地元の新卒者が少しでも多く残れるよう、企業支援として10万円が助成されているが、企業等の意見も聴取しながら、本事業の充実を図る考えはないかただしましたところ、平成30年度に要綱を制定し、令和2年度から初めて支給要件を満たすこととなった。今のところ、対象者や企業にも好評であるが、要綱に有効期限を設定していることから、事業の有効性を見極めながら検討していきたいとのことであります。

次に、10款1項教育総務費の関係であります。3目教職員住宅管理費には、教職員住宅の維持管理経費として328万5,000円が計上されています。

質疑の中で、教職員住宅60戸のうち空き家戸数は何件になるのか。また、入居見込みのない空き家を払い下げる考えはないかただしましたところ、現在の空き家は13戸で、今後も空き状況等を考慮しながら、財産の所管替えや払下げを行うなど、計画的な維持管理に努めていきたいとのことであります。

次に、10款5項社会教育費の関係であります。2目生涯学習推進費には、高齢者が仲間づくりや生きがいをづくりを目的として、高齢者学習活動促進事業費66万2,000円が計上されて

います。

質疑の中で、高齢者学級は自主参加と思うが、送迎などの要望はないかただしましたところ、基本的には受講生自ら来ていただくこととしており、受講意欲はあるが移動手段のない方は、支援員が送迎しているケースもあるので、来年度以降検討したいとのことであります。

次に、10款6項保健体育費の関係であります。3目学校給食費には、給食センター費として1億881万5,000円が計上されています。

質疑の中で、現在、2センターで運営しているが、1センター化の計画についてただしましたところ、薩摩地区の学校再編の状況等により進めていきたいと考えており、当面は宮之城センターの民間委託に取り組んでいきたいとのことであります。

次は、「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」についてであります。

業務予定量として、給水件数は9,993件で、対前年度比51件の減、総給水量は205万3,000立方メートルで、対前年度比1万立方メートルの増となっているが、今後も人口減により減少傾向が続くと予想しているとのことであります。

また、減価償却費、施設維持管理費など固定的な経常経費もあり、利益剰余金の当年度純利益では942万2,072円の赤字予算となっております。

質疑の中で、耐用年数が経過した配水管も多く残っていると思われるが、今後の老朽管布設替計画についてただしましたところ、配管総延長約450キロメートルのうち約2割が40年以上の老朽管である。投資できる財源には限りがあることや、財政的な事情等も考慮しながら、優先順位を決めて計画的な改修に取り組んでいきたいとのことであります。

最後に、「北薩空港幹線道路の泊野から広瀬間の整備区間の指定見込みについて」、特に町長の見解をただしたところであります。

町長就任時は、供用率10%程度だったと思うが、精力的な活動のおかげで供用区間が延びてきている。県知事が県内で2か所整備要望をしているという記事が新聞に掲載されていたことから、未整備区間である泊野から広瀬区間の指定見込みについてただしましたところ、旧宮之城町時代から長年かけて要望してきている。平成6年12月に地域高規格道路として指定を受けてから、沿線自治体4市2町で組織する期成会等を中心に早期整備についての要望活動を積極的に行ってきたが、本町の関係では、泊野から広瀬区間が最後の未着手区間となっている。

本年2月に、県庁でオンラインによる国交省への要望活動を行ったところである。対応された国交省の道路局長も関心が高く、早期に実現したい旨の回答を受けたところである。県議会でも、知事の新規事業採択に向けた強いメッセージの答弁もされていることから、近いうちに事業採択されるのではないかと強い感触を持っている。また、事業化決定の発表があった際には、セレモニー等も計画したいとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから文教経済常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第6号から第8号までの議案3件について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」までの議案3件を一括して採決します。

議案第6号から議案第8号までの議案3件に対する各委員長の報告は原案可決です。お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第6号 さつま町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から「議案第8号 さつま町健康ふれあい公園条例の廃止について」までの議案3件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号、議案第11号から議案第16号まで及び議案第23号の議案8件について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」から「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」まで及び「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」の議案8件を一括して採決します。

議案第9号、議案第11号から議案第16号まで及び議案第23号の議案8件に対する各委員長の報告は、原案可決です。お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第9号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、「議案第11号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」から「議案第16号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」まで及び「議案第23号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について」の議案8件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、地方自治法第244条の2第2項及びさつま町立学校条例第3条の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの起立者は全員です。よって、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって「議案第17号 令和3年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、第18号から議案第22号までの議案5件について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件を一括して採決します。この採決は、起立によって行います。議案第18号から議案第22号までの議案5件に対する各委員長の報告は、原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第18号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第22号 令和3年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第19「議案第26号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」、日程第20「議案第27号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第21「議案第28号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第22「議案第29号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第23「議案第30号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第19「議案第26号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」から

日程第23「議案第30号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第26号から議案第30号まで、一括して提案の理由を説明申し上げます。

まず、「議案第26号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」についてであります。

これは学校管理費に要する経費及び情報システム費、予防費、児童福祉費、介護保険対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,101万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億1,507万9,000円とするものであります。

次に、「議案第27号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、国保基金積立金に要する経費及び一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、償還金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,308万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億969万円にしようとするものであります。

次に、「議案第28号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、一般会計繰出金に要する経費及び後期高齢者医療広域連合納付金、人間ドック事業費、重複頻回指導事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,119万8,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第29号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計予算補正予算（第4号）」についてであります。

これは、介護サービス給付費に要する経費及び介護予防サービス給付費、介護認定審査会費、高額介護給付費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,072万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,811万7,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第30号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設管理費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,231万円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第26号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開をおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第27号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第28号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第29号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（下田 良二君）

「議案第30号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第26号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

今回が最後の補正になっていくわけでございますけれども、その中で、光ブロードバンド基盤整備事業の関係で、金額的なところの質問じゃないんですが、この事業が進んでいくわけですが、私が聞いた話では、この事業の元請の流れから、実際に仕事をされていらっしゃる下請業者、いろんな何社かあるか判りませんが、この工事に当たって、その工事箇所の樹木とかいろんなそういうのの伐採かれこれに、何も承諾もなしにどんどん仕事を進めていくと。これは困ったもんじゃというようなふうな言い方をされた方がいらっしゃいました。そこ辺りの事業に対する業者の、地権者といいますか、地主さんといいますか、そういうところに、事業に入りますよ。この樹木は伐採させていただけないでしょうか、ここから切りますよとか、ぜひお願いしますとか、そういうのを事前に言うのが当たり前じゃないかという町民の声を聞きました。そこ辺りを、執行部のほうには、何かそういう町民からの苦情とかないものか。ないとすれば、そういう考えていらっしゃる町民もいらっしゃいますので、今後この事業を進めていく中で、やっぱり業者の方々には、それなりに念を入れて工事をしていただきたいというふうな要望もすべきじゃないかなと考えましたので、こういう質問をしますが、執行部にはそういう苦情等は入っていないものかお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

ただいまの御質問でありますけれども、年度末ということもありまして、いろんな事業者で既設のライン等の保守等も行われているというふうに認識をしております。

今回の新たなブロードバンド基盤整備事業について、特に私どものほうでは苦情は聞いておりませんけれども、今お伺いしましたところは当然のことだろうと思っておりますので、いま一度事業者のほうにも注意喚起を促したいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○柏木 幸平議員

予算書70ページの文化センター費の文化施設建設基金の1億円についてですが、基金がこれで約10億円になるかと思っております。今現在におけるスケジュール的なものは、建設に向けてのどのようなになっているのかお伺いいたします。

○社会教育課長（三腰 善行君）

新しい文化センターの建設に係る今後のスケジュールということでございますが、基金を増設しながら、プロジェクトチームを設置し、またグループ会議等も数回開催して、検討委員会の中では現在のところ、グループ討議からの中間報告を受けているという段階でございまして、令和元年度から2年度にかけて各種団体等からの御要望もありまして、町民の意見も広く拾ってくれというようなことがございました。

そういう中で、差し当たり文化施設を利用される団体の方や町民の方々に意見聴取等もやっているわけですが、御存じのとおりコロナ禍の中でなかなか意見の聴取という部分もままならない部分も出てきております。

そんな中、今年度、1億円を追加いたしまして、10億円程度の基金が造成されるということで、今後につきましては、この検討委員会の中で全体的な基本構想、基本計画、工期であったり、総額の金額であったり、施設の規模等についてグループ討議、検討委員会で中間報告をなされたものを構想にまとめながら、今後の年度末工期等も含めて検討をしていくということになっていくと思っております。そういう基本計画等の作成に向けての作業に入っていく。

その中で具体的に最終年度、建設年度という部分も議題に上げながら構想に織り込んでいくということになっていくと思っております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

補正予算書の12ページであります。1款1項の町民税の2目の法人町民税でございまして、今回の補正額が6,700万円と非常に大きな減収になっておりますけれども、これはコロナだけの影響なのか、ほかに要因があるのか、説明をお願いします。

○税務課長（松山 和久君）

ただいまの御質問でございまして、法人町民税の減収につきましては、主に法人税割額のほうの減収ということで、減額を見込んでおりまして、それぞれの決算、予定納税等々ありますけれども、コロナの影響による事業不振が主な原因であるというふうに考えているところでございます。

○宮之脇尚美議員

コロナが主であるというようなことでありますが、多分これは平成18年にありました水害の

減収に匹敵するような額であるというようなふうに思っております。非常に今回、あとで説明があるかと思うんですけれども、そういう意味で言いますと、目に見えない災害といいますか、各事業所ともに非常に苦労をされているんじゃないかというようなふうに思うところであります。

当然、これらについては減収分ですから、これはもうやむを得ないというようなふうに考えておりますが、そういうところでは、ほとんどの課にかかってくると思いますが、商品券も必要でしょうし、生活困窮者というのもそれぞれいらっしゃるかと思うんですけれども、町長がもう残り僅かなんですけれども、今後の対策として、長期的な対策というのを継続していくべきではなかろうかというようなふうに思うんですが、果たして商品券だけでいいんだろうかというような疑問もあるわけなんですけれども、町長としての考えをお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

コロナの影響が非常に町内経済の中に大きく影響をしている。このようなことから、1号補正でも提案申し上げますけれども、飲食店を中心に、あるいは旅館、ホテル、その他の事業についても影響があるということで、今回約5,000万円、県の事業等に該当しない部分を町としては補填をしていきたいと思いますというようなことで考えているところでございます。

そのほかには、町民全体でそういう支援をしていく意味で、商品券の発行ということも考えているわけでございます。

今回、非常に税収におきましてもこういう減収がありますので、減収補填債も1億2,500万円確保するようにいたしているところでございます。町の財源としてはそういう対応ができますけれども、将来的に、恐らくこの影響というのはやっぱり長引いていくわけですから、これはまた、町の、地域全体の経済にも大きく、しばらくは影響が出てくるだろうと思っておりますので、商品券の発行あるいは事業の減収補填という形での助成はいたしますけれども、コロナが終息を、ワクチン等で本当に終息をしたと、そういう状況が見える段階では、新たなこの景気対策ということは必要になってくるのではないかと思っておりますので、そこはまた私も時期的に、おりませんけれども、次のトップの方が適切に判断をされて、こうしてまた財調も戻しておりますので、上手くその辺は活用していただくことを期待いたしているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第26号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第26号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第30号までの議案4件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

議案第27号と、それから議案第28号の流れの中で、今回も最終的には人間ドックの補助金が400万円、28号のほうでは人間ドックのほうに補助金が5万2,000円減額をしてあるわけですが、毎年こうした流れの中で、決算の最終的な補正の中で、必ずこうして人間ドックの補助金のほうが減額されます。さつま町は健康推進づくりのまちということで努力はされていらっしゃるわけですが、特にこの特定健診等も全町民にそれぞれ受けていただくような政策も取りながら推進はしているわけですが、なかなかせっかく予算を組んだのに減額せないかんというような結果に、ここ数年来ているようではございますけれども、今後は、この人間ドックの補助金の在り方も、将来的にはこれはある程度、今までの流れでいいんですかじゃなくして、また違った意味での補助金の在り方、そういう人間ドックを少しでも、2人でも、多く受けていただくような政策というのも大事だと思うんですけれども、そこあたりの考え方というのを1点。

もう一点は、この特定健診の関係でも減額もあるわけですが、特定健診で各公民会ごとに70%は受診してくださいよと、報奨金も出しますよという推進もしているんですけれども、このさつま町の中で報奨金かれこれが頂けなかったという公民会も、受診率が低かったという、そういう公民会がどれぐらいあったのか、そこ辺りの流れを御説明していただければありがたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

健診についての御質問でございます。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、受診控え、あるいはまたコロナの影響によりまして日程も若干変更になっているところでございます。そういったところの影響もございまして、かねてよりも受診率が若干下がっているところではございますが、推進につきましては、随時チラシ等を通じて全戸配布で通知もいたしております。

また、今後こういったことを踏まえまして、引き続き、周知につきましては、毎回健診の前には周知をして、できるだけ多くの町民の皆さんが受診していただくように推進をしていきたいということで考えているところでございます。

それから、特定健診の報奨金の関係でございます。こちらのほうにつきましても、かねてとしますと受診率も若干は下がってはいるんですが、70%を超えたところも5か所ほどございます。それ以外のところが、29の公民館におきましては受診率が60%台ということでありまして、残りの15区のほうにつきましては、今後、その受診率の割合を検討しながら、できるだけ報奨金につきましても支払いをしていきたいということで、今、係のほうとも検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第27号から議案第30号までの議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第30号までの議案4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第27号から議案第30号までの議案4件について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第27号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」から「議案第30号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。議案第27号から議案第30号までの議案4件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第27号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」から「議案第30号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

△日程第24「議案第31号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第24「議案第31号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第31号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、商工振興費に要する経費及び予防費、農産業園芸振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,873万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億1,373万6,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第31号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について説明

を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○三浦 広幸議員

農林業継続支援金の400万円の件でございますが、期間が令和2年12月から令和3年2月までというふうになっておりますけれども、品種もいろいろありまして、12月、1月、2月、3月も収穫をしているところもあるわけでございますが、この3月は入らない理由を教えてくださいたいんですが。

○農政課長（四位 良和君）

対象月となる期間の関係でございますが、これにつきましては、鹿児島県事業継続緊急支援金というものが別途実施されております。当事業についても12月から3月までを期間として、その他の部分で農林業関係を救済する事業もあるわけですが、これと足並みをそろえた形というのが1点。

加えて、同時に提出しております商工事業関係の事業対象月も12月から2月を対象としたということで、緊急性のあるこの3か月間を対象としているということで、事業の対象月というふうにしたところであります。

以上です。

○三浦 広幸議員

理屈は判るんですが、実態で、3月に収穫をしている農家もいらっしゃるわけでございますから、ちょっと何とかできないかということで質問したわけでございます。

○農政課長（四位 良和君）

期間の関係の取り方についてはいろいろ御意見があろうかと思いますが、冒頭申し上げました、県の事業を補完する視点もあって、対象月をそろえたというところでございます。

議員御質問の3月もすると30%下がっている部分もあるのではないかとということかもしれませんが、ここについては商工事業対象者、それから農林業対象者、同じ目線で支援金を検討していくということで検討したところであります。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第31号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第25「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦
について」、日程第26「議案第33号 人権擁護委員
候補者の推薦について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第25「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第26「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員の久保聡子氏が令和3年6月30日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員の神馬場寛章氏が令和3年6月30日付けをもって任期満了になることに伴い、新たに上別府裕人氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（下田 良二君）

それでは、「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（下田 良二君）

続きまして、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから議案第32号及び議案第33号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号及び議案第33号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第32号及び議案第33号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第32号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案によるものを適任と決定しました。

次に、議案第33号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案によるものを適任と決定しました。

△日程第27「報告第1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」、日程第28「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第27「報告第1号 令和2年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第28「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の2件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。

何かお聞きしたいことは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

△日程第29「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第29「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

行財政改革対策調査特別委員会において調査中の事件について、委員長の調査結果の報告を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（柏木 幸平議員）

行財政改革対策調査特別委員会のこれまでの調査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、平成29年6月議会定例会において、行財政運営の健全化及び行政改革の推進等の取組について調査研究するため設置され、今日まで計9回の委員会を開催しました。本年4月23日に議員の任期満了を迎えることから、この報告をもって当委員会の最終報告とするものであります。

当委員会では、第3次さつま町行政改革大綱、第3次さつま町行政改革推進計画に基づく取組事項の実績、第4次さつま町行政改革大綱及び第4次さつま町行政改革推進計画等について執行部から説明を受け、議論、調査を実施してきたところであり、包括業務委託及びタブレットの導入についても所管事務調査を実施してきたところでもあります。

まず、本町行政改革に関する調査についてであります。

平成27年度から令和元年度まで実施した第3次さつま町行政改革大綱では、4つの柱を定めて行政改革の推進に取り組んできております。

将来にわたる財政の健全化では、経常収支比率が平成27年度87.9%から令和元年度92.3%へ、4.4ポイント悪化しておりますが、実質公債費比率は7.6%から4.2%へ、3.4ポイント改善されております。

組織づくりと人材育成では、事務の権限委譲について3項目27事務の受入れを行うとともに、民生3課及び総務3課の組織再編を行っております。

効果的・効率的な行政運営では、事務事業評価システムの構築、公の施設の管理計画等を策定しております。町民参画と協働のまちづくりでは、町民への積極的な情報提供、公民会合併等の取組を行っております。

第1次から第3次までの15年の実施期間中、本町の行政改革は、一定の成果を上げているとの実績報告を受けたところでもあります。

次は、第4次さつま町行政改革大綱についてであります。

これは、町の最上位計画である第2次さつま町総合振興計画を進めるため、今後の行政改革の基本的な方針となるものであります。具体的な取組としては、第4次さつま町行政改革推進計画を策定し、町の振興計画の基本施策と関連付けながら一体的な推進を図ろうとするもので、期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。

この計画は、第4次行政改革大綱に定められた4つの柱と12の推進項目に基づき、各種取組目標を掲げ、進めていくもので、進行管理については、事務事業評価システムを活用し進捗状況などを検証していくとのことでもあります。

まず、1つ目の柱、持続可能な行財政運営に向けた改革についてありますが、財源確保対策の検討及び推進については、新たな自主財源の確保の可能性を検討し、町税の収入率の向上に努め、その対策を強化するとともに、債権の適正な管理に努めていくとのことでもあります。

次に、2つ目の柱、時代の変化に適応する組織づくりと人材育成についてありますが、定員及び給与の適正な管理については、令和元年度から令和3年度にかけて大勢の職員の定年退職を控えていることから、第3次さつま町定員管理計画に基づき、計画的に採用者数及び年齢層の平準化を図り、再任用職員や会計年度任用職員を含めた総合的な定員管理に取り組んでいるとのこ

とであります。

質疑の中で、再任用職員や会計年度任用職員を含めた職員の定員管理について、適正な職員数の目標値を設定できないかたまたましたところ、定年制の延長や再任用職員の関係もあり、数値化するのには非常に難しいが、関係課で十分検討するように指示を受けており、できるだけ早い時期に目標値を示していきたいとのことでもあります。

次に、3つ目の柱、効果的・効率的な行政運営と町民サービスの向上についてであります。質の高い町民サービスの進化については、光ブロードバンドの基盤を全町域に整備することで情報格差の解消を図り、災害時に避難所となる公共施設にフリーWi-Fiを整備することで、情報収集手段の確保と利便性の向上を図っていくとのことでもあります。

また、ICT等を活用した業務環境の改善については、AIやRPAソフト等を用いた業務の軽減化を図るとともに、庁舎内会議の資料を電子化することで紙資源の節約やコストの削減を図るペーパーレス化について検討を進めるとのことでもあります。

質疑の中で、会議資料のペーパーレス化の検討を行うとあるが、計画期間の5年間で検討しきれないのか。もう少し踏み込んだ計画を作成できないかたまたましたところ、具体的な導入に向けた検討も進めるべきだと感じており、様々な意見を踏まえながら行政改革につなげていきたいとのことでもあります。

次に、4つ目の柱、町民参画と協働のまちづくりについてであります。共生協働の地域づくりについては、地域づくり活性化計画を策定し、地域の自主的な取組による地域の活性化につながる事業を支援するとのことであり、高齢化に伴う公民会組織の担い手不足を解消するため、公民会組織の在り方の検討や新たな担い手の育成を図っていくとのことでもあります。

質疑の中で、公民会組織における新たな担い手の育成について、具体的にはどのように実施していくつもりかたまたましたところ、様々な研修会を通じてリーダーを育成し、町も一体となって取り組んでいきたいとのことでもあります。

また、策定された行政改革大綱及び行政改革推進計画について、職員に対してどのように周知し、職員はどの程度内容を理解して計画を遂行しているのかたまたましたところ、全職員が庁舎内ネットワークで確認できるようにしており、策定した場合にはその旨周知している。担当する事務事業については、計画に沿って実績を管理し、予算編成等につなげているが、職員一人一人の理解度までは把握できていないとのことでもあります。

この説明を受けて、今後は財政的にも非常に厳しくなることが予想され、行政改革の必要性が高まる中で、課内で行政改革の取組について周知し、共通認識を持って業務を行うべきである。職員の資質向上を図るためにも、計画の内容を理解し、全職員が共通認識の基に取り組んでいくよう要請したところでもあります。

最後に、令和元年5月20日から21日にかけて、会計年度任用職員の包括業務委託及びタブレットの導入におけるペーパーレス化について所管事務調査を実施したところであり、令和元年6月26日の本会議において調査内容の報告をしたところでもあります。

特にペーパーレス化については、第4次さつま町行政改革推進計画にも新しく取組事項として掲げられており、町当局と議会が共に一体となって取り組んでいくべきものと考えております。

以上、これまでの経過と結果について御報告申し上げましたが、新しく構成される議会においても、より一層の財政健全化と行政サービスの維持向上に取り組まれるよう、町民に視点を置いた行政改革の調査を望むものであります。

また、町当局においては、第4次行政改革大綱に基づく行財政運営の健全化及び行政改革の推進等について、今後も引き続き積極的に取り組まれるよう、要請いたします。

以上、行財政改革対策調査特別委員会の最終報告といたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから行財政改革対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで行財政改革対策調査特別委員会報告の件を終わります。

△日程第30「議会活性化調査特別委員会報告の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第30「議会活性化調査特別委員会報告の件」を議題とします。

議会活性化調査特別委員会において調査中の事件について、委員長の調査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○議会活性化調査特別委員長（米丸 文武議員）

議会活性化調査特別委員会のこれまでの調査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、平成29年6月議会定例会において、議会の活性化、議員定数及び議員報酬について調査・研究するため設置され、今日まで特別委員会を15回、小委員会を10回開催しました。

我々議員は、本年4月23日に任期満了を迎えることから、この報告をもって当委員会の最終報告とするものであります。

令和2年第1回議会定例会本会議において行った中間報告では、次期議会議員選挙に向けての議員定数、議員報酬に関する調査及び議会基本条例の見直しに関する調査の経過と結果について報告いたしました。次期選挙の議員定数及び議員報酬については現状維持とし、議会基本条例については、条例の一部改正を提案し、決定したところであります。

今回の報告では、前回の中間報告後における調査の経過と結果について報告を行うものであります。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して六月を経過した日の同年12月12日から施行されることとなり、選挙公営の拡大及びポスター掲示場の設置については、町条例を制定する必要があることから、当委員会として調査を行ったところであります。

令和2年10月22日と11月20日に委員会を開催し、執行部から、選挙公営の拡大の内容やポスター掲示場の設置箇所等について説明を受け、委員から、公費負担となる上限金額やポスター掲示場の変更要望など、意見が出されたところであります。

なお、ポスター掲示場については、現行の130か所から100か所程度に削減したいとのことであり、特に意見はなかったところであります。

執行部は、当委員会での意見等を踏まえ、令和2年第4回議会定例会に係る条例を提案し、議決されたところであります。

以上、中間報告後における調査の結果について御報告申し上げましたが、議員定数及び議員報酬を含めた議会活性化に向けて、参考人11人からの意見聴取や、さつま町議会として初めて町民アンケートを実施するなど、町民の考えや意見をお聞きすることができました。これらの意見等は、議会活性化の貴重な財産として、新しく構成される議会において十分活用されることを望

むものであります。

また、今回大幅に見直した議会基本条例に基づき、町民視点の身近な課題を町政に反映させ、町民の町政への関心や町民参画を促進するため、議会は町民に対する説明責任を果たすとともに、議会改革のさらなる推進を望むものであります。

以上、議会活性化調査特別委員会の最終報告といたします。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これから議会活性化調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで議会活性化調査特別委員会報告の件を終わります。

△日程第31「閉会中の継続調査の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第31「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和3年第1回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 新 改 幸 一

さつま町議会議員 宮之脇 尚 美